

# 予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和3年3月22日（月） 午後1時30分  
会 場 本庁舎 牛久市役所議場

委 員 9名  
委員長 須 藤 京 子  
副委員長 鈴 木 勝 利  
委 員 利根川 英 雄  
遠 藤 憲 子  
市 川 圭 一  
秋 山 泉  
諸 橋 太一郎  
山 本 伸 子  
長 田 麻 美

|                |         |         |
|----------------|---------|---------|
| 説明員            | 市 長     | 根 本 洋 治 |
| 副 市 長          | 滝 本 昌 司 |         |
| 教 育 長          | 染 谷 郁 夫 |         |
| 市 長 公 室 長      | 吉 川 修 貴 |         |
| 経 営 企 画 部 長    | 吉 田 将 巳 |         |
| 総 務 部 長        | 植 田 裕   |         |
| 市 民 部 長        | 高 谷 寿   |         |
| 保 健 福 祉 部 長    | 内 藤 雪 枝 |         |
| 環 境 経 済 部 長    | 藤 田 聡   |         |
| 建 設 部 長        | 山 岡 孝   |         |
| 教 育 部 長        | 川 井 聡   |         |
| 議 会 事 務 局 長    | 滝 本 仁   |         |
| 会 計 管 理 者      | 飯 島 希 美 |         |
| 秘 書 課 長        | 稲 葉 健 一 |         |
| 広 報 政 策 課 長    | 植 田 英 子 |         |
| 経営企画部次長兼政策企画課長 | 柳 田 敏 昭 |         |
| 創生プロジェクト推進課長   | 関 達 彦   |         |
| 財 政 課 長        | 糸 賀 修   |         |
| 総 務 部 次 長      | 中 山 智恵子 |         |
| 総務部次長兼管財課長     | 野 口 克 己 |         |

総務課長  
 人事課長  
 契約検査課長  
 税務課長  
 収納課長  
 市民部次長  
 市民活動課長  
 総合窓口課長  
 システム管理課長  
 地域安全課長  
 地域安全課参事  
 防災課長  
 教育委員会次長兼教育企画課長  
 教育委員会次長兼生涯学習課長  
 学校教育課長  
 学校教育課 学校建設対策監  
 指導課長  
 文化芸術課長  
 スポーツ推進課長  
 中央図書館長  
 保健福祉部次長  
 社会福祉課長  
 高齢福祉課長  
 こども家庭課長  
 保育課長  
 健康づくり推進課長  
 医療年金課長  
 環境経済部次長  
 環境政策課長  
 廃棄物対策課長  
 農業政策課長  
 商工観光課長  
 建設部次長  
 建設部次長兼下水道課長  
 都市計画課長  
 空家対策課長  
 建築住宅課長

吉田充生  
 二野屏公司  
 神宮寺昌志  
 晝田典義  
 山岡三千男  
 小川茂生  
 栗山裕一  
 大里真紀  
 斎藤正浩  
 齋藤勇  
 大脇俊一郎  
 中澤久  
 吉田茂男  
 大里明子  
 川真田英行  
 佐藤孝司  
 豊嶋正臣  
 糸賀珠絵  
 高橋頼輝  
 大和田伸一  
 飯野喜行  
 石塚悟  
 川真田智子  
 結束千恵子  
 橋本早苗  
 渡辺恭子  
 石塚史人  
 梶由紀夫  
 横瀬幸子  
 木村光裕  
 神戸千夏  
 大徳通夫  
 長谷川啓一  
 野島正弘  
 榎本友好  
 柴田賢治  
 高野裕行

道 路 整 備 課 長  
農 業 委 員 会 事 務 局 長  
監 査 委 員 事 務 局 長  
庶 務 議 事 課 長

藤 木 光 二  
結 速 武 史  
本 多 聡  
野 島 貴 夫

書 記

田 上 洋 子 君

令和 3 年第 1 回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

| 月 日 等                                 | 部 課 等 名                            | 審 議 項 目                                                                                                                                           |
|---------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 月 18 日（木）<br>午前 9 時 00 分            |                                    | <p>現地視察</p> <p>住井すゑ文学館<br/>牛久市立下根中学校<br/>市営猪子住宅</p>                                                                                               |
| 3 月 18 日（木）<br>午後 1 時 30 分<br><br>議 場 | 市長公室<br>経営企画部                      | <p>令和 3 年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長公室、経営企画部所管の歳入</li> <li>・市長公室、経営企画部所管の歳出</li> </ul> <p>（令和 3 年度課別事務事業一覧参照）</p> |
|                                       | 総 務 部<br>会 計 課<br>監査委員事務局<br>議会事務局 | <p>令和 3 年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部等所管の歳入</li> <li>・総務部等所管の歳出</li> </ul> <p>（令和 3 年度課別事務事業一覧参照）</p>             |
|                                       | 市 民 部                              | <p>令和 3 年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部所管の歳入</li> <li>・市民部所管の歳出</li> </ul> <p>（令和 3 年度課別事務事業一覧参照）</p>               |
| 3 月 22 日（月）<br>午前 10 時<br><br>議 場     | 教育委員会                              | <p>令和 3 年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会所管の歳入</li> <li>・教育委員会所管の歳出</li> </ul> <p>（令和 3 年度課別事務事業一覧参照）</p>           |
|                                       |                                    |                                                                                                                                                   |

|                                         |                              |                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         | 保健福祉部                        | <p>令和３年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉部所管の歳入</li> <li>・保健福祉部所管の歳出</li> </ul> <p>(令和３年度課別事務事業一覧参照)</p>                    |
| <p>３月２３日（火）</p> <p>午前１０時</p> <p>議 場</p> | <p>環境経済部</p> <p>農業委員会事務局</p> | <p>令和３年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経済部等所管の歳入</li> <li>・環境経済部等所管の歳出</li> </ul> <p>(令和３年度課別事務事業一覧参照)</p>                  |
|                                         | 建設部                          | <p>令和３年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部所管の歳入</li> <li>・建設部所管の歳出</li> </ul> <p>(令和３年度課別事務事業一覧参照)</p>                        |
|                                         | 保健福祉部                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</li> <li>・令和３年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出予算</li> <li>・令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算</li> </ul> |
|                                         | <p>環境経済部</p> <p>建設部</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和３年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出予算</li> <li>・令和３年度牛久市下水道事業会計歳入歳出予算</li> </ul>                                            |

午前10時00分開会

○須藤委員長 おはようございます。伊藤委員より欠席の届出がありました。

これより、前回に引き続き予算委員会を開きます。

3月18日の予算常任委員会における利根川委員、山元委員からの質疑に対して、執行部より答弁資料について配付の依頼がありましたので、これを許可し、委員の机上に配付いたしました。

まず、執行部の説明につきましては、令和3年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を得た後、マイクを使用し発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和3年度牛久市一般会計予算の教育委員会所管について問題に供します。執行部の説明を求めます。教育部長。

○川井教育部長 おはようございます。教育委員会の川井でございます。

私からは、教育委員会所管の令和3年度当初予算案概要について御説明申し上げます。

令和3年度当初予算案における教育費は、保健福祉部所管の私立幼稚園関係経費及び総務部所管の人件費を含め、39億3,928万3,000円で、一般会計全体の13.8%を占めております。令和2年度当初予算と比較いたしますと、金額にして1,050万8,000円の増、率としましては0.7%の微減となりました。

なお、教育委員会所管事業のみで見ますと30億6,417万9,000円で、令和2年度予算との比較におきましては、金額にして1億1,508万1,000円の増、率としては0.1%の微減となっております。

それでは、令和3年度当初予算案に計上いたしました主な事業について御説明を申し上げます。

まず学校教育関係事業でございますが、令和2年度に新たに義務教育学校として開校したおくの義務教育学校について、現状の北校舎と南校舎に分離した校舎を一体型校舎として整備するための基本実施設計等を令和3、4年度の継続事業の初年度事業として予算計上いたしました。義務教育学校として9年間の連続した教育課程を効果的に実施するための校舎一体化を図るものでございます。なお、一体型校舎建設に対する国庫補助は、開校から6年以内に一体型校舎を完成することが条件となっております。設計などに約2か年、建設工事等と同じく約2か年の期間を要すると考え、令和7年度4月からの供用を開始するスケジュールで事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、社会問題化しております教職員の働き方改革への対応ということで、令和3年度に校務支援システムを導入するための予算を計上いたしました。このシステムは、これまでアナログ的に管理をしていた児童生徒や校務の様々な情報をデジタル化、データベース化することで、情報の共有、データの蓄積といった有効活用が図られ、学校校務の様々な場面で教職員が時間をかけ

て処理をしてきた作業時間等が短縮でき、結果として教職員の働き方改革の一助になるものと考えております。

次に、社会教育関係事業につきましては、中央生涯学習センター及び文化ホールや中央図書館の屋上防水や外壁改修等の長寿命化改修工事費を計上いたしました。教育委員会では、多くの教育関係公共施設を所管しており、いずれの施設も老朽化が進んでいる状況です。特に中央生涯学習センターにつきましては、今年度から屋上防水及び外壁改修工事に続いて複数年をかけた文化ホールの全面改修工事も予定をしているところでありまして、今後につきましても計画的に長寿命化改修工事を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度改修を進めてまいりました住井すゑ文学館は、周辺のサイン工事や資料の整理、展示計画の作成を進め、本年9月の一般開放に向けた準備を進めてまいります。

その他といたしまして、教育行政推進のための公益財団法人の設立についてであります。来年度から始まる第4次牛久市総合計画の人口ビジョンでは、20年後の2040年の人口フレームを現時点とほぼ同数である約8万5,000人としている一方で、65歳以上の高齢者が増加し、納税の主体となる生産年齢人口は2050年まで減少し続ける予測となっております。このことは施設の維持管理の財源となっている税収の減少につながるのではないかと危惧するところであります。

先ほど述べましたように、教育委員会は市公共施設の多くを占める教育関係施設を所管しておりますが、限られた財源の中でスケジュールどおりの施設、整備等の更新や、不足のない維持管理ができていくというわけではございません。将来の税収減少予想は、生涯学習施設やスポーツ施設の運営面における公共サービスの低下や、最悪の場合施設の統合といった可能性を想起させ、将来に対する危機感を持たざるを得ない状況でございます。そのような将来を見据えた対策として、牛久市公共施設等総合管理計画の基本方針にも記載されているように、運営コストの削減を図りつつ、効率的、効果的な維持管理、運営の担い手として、公益性と収益性を両立させた公益財団法人による社会教育施設を活用した運営を構想しており、令和3年度中に財団を設立し、令和4年度以降順次事業展開を図ってまいりたいと考えております。既に近隣の龍ヶ崎市、取手市、つくば市、土浦市などは社会教育関係施設の管理や運営について公益財団法人や民間企業等が担っていることは御承知のとおりでございます。法人設立に当たりましては、近隣の先例から多くを学ぶこともでき、メリット、デメリットを十分に検証した上で実施する所存でありますので、何とぞ御理解のほどお願いを申し上げます。

以上が、教育費における令和3年度の事業概要となりますが、これらの事業の詳細、その他の事業につきましては、御質問にお答えする形で各課より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○須藤委員長** これより教育委員会所管について質疑を行います。委員の皆様には、質疑に当たっては予算書のページ、事業名を述べた後に質疑に当たってくださいようお願いを申し上げます。

質疑のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、133ページ、0105スクールアシスタントを派遣するについて質問いたします。

この予算の質問は毎回やらせていただいているんですが、案のほうにも出ています対応時間拡大の詳細について。あと毎年、いつもスクールアシスタントがもっといればというお話をいつも聞いております。増員の必要性ですね。また、新年度から新しい子たちが入ってきてからどれくらい必要かというのも変わってくると思いますので、今出ている予算では足りなくなった場合の対応、それについて質問いたします。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 指導課豊嶋です。よろしくお願いいたします。

スクールアシスタントの増員についてお答えさせていただきます。

まず、その予算につきましては、全体のバランスの中でスクールアシスタントの必要性を認めていただき、予算となっておりますので、これを有効に活用していきたいというふうに考えております。

新年度におきましての必要性ということなんですが、1つ目には、新入生に関しても就学相談等を通じてその必要を把握しているところですので、これは支援度を決定し、予算の配分をする中で既に行っております。新たにこちらが把握していなかったものが発生した場合は、若干ではありますが指導課が予備分を持っておりますので、これをもって充てていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 すみません、対応時間拡大の詳細についても。予算案の概要のほうに近年の傾向を鑑みスクールアシスタントの対応時間の拡大に取り組んでいますと記されているんですけど、そちらについてお願いします。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 採用時間の拡大についてお答えいたします。

これにつきましては、スクールアシスタントが午後になると全て引き上げてしまって、この時間において、午後の時間において不適応が起こってしまう児童が多数見られたことから、今6時間勤務、あるいは3時間勤務を2人任用して、午後の時間まで充てられる職員を増やしていると。全てにおいてそのような対応ができるわけではないんですが、必要を見ながら手厚くやるべきところは手厚くやっていきたいというふうに配置を進めております。

以上です。

○須藤委員長 ただいまスクールアシスタントを派遣する事業について質疑が行われました。関連して質疑のある方は挙手をお願いします。山本委員。

○山本委員 おはようございます。山本です。よろしくお願いいたします。

スクールアシスタントの配置予定表という資料も頂いたんですけども、日本語教室というの



をたしか幾つかやっているといると思うんですが、そのスクールアシスタントの方が入っているのか、もしくは通訳サポーターというのもあるようですけども、その方が対応されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 日本語教室のスクールアシスタントについてお答えいたします。

日本語教室というのは、こちらは県、国の加配教員によって基本的には対応されておりますので、教員が指導を行う教室です。ただ、ポルトガル語やその他の言語の通訳の必要もありますのでスクールアシスタントを配置すること等によって円滑な事業支援を行っております。また、御質問にありました通訳サポーターにつきましては、これは短時間の対応が必要となる際に、その必要に応じて学校に配置しているものです。

以上になります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。今日本語教室を行っているところは、牛久小学校と向台小学校という認識でよろしいのかどうかというところですね。あと、その日本語教室をやって、小学校に低学年で入ってきたお子さんはよろしいんですけども、高学年になってから入ってきたお子さんは、中学校に行ってもなかなか日本語に慣れるのに難しいということを前にちょっとお伺いしたことがございます。今中学校での対応というのはどういう形になっているのかお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 日本語教室の配置校なんですけど、今年度は牛久小、牛久二小、神谷小、牛久三中に配置されております。御質問にありました中学校、あるいは小学校高学年になってきてから転入してきた子供たちの対応なんですけれども、実際に日本語教室がある学校、例えば牛久三中、こういったところだと手厚くできるんですが、その他の学校だと確かに困難な場合があります。こういったときに学校からの要請に応じて、先ほどお話ししました通訳サポーターを配置している次第です。また、学校によりましては、学校運営協議会等の支援を受けて、無料で通訳ができる方を見つけたりしている学校もございます。

以上になります。

○須藤委員長 ほかにいらっしゃいますか。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは質問いたします。

この予算に計上しているスクールアシスタントの人数、それを何人と３年度は考えておられるのか。そのうちの会計年度の職員などもいらっしゃるんじゃないかと思いますが、その辺はどうか伺います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、スクールアシスタントは全員が会計年度任用職員になります。来年度の配置予定につきましては、延べ人数で学校に配置したいスクールアシスタントは８０名、実質６９名の予定で配

置計画を立てております。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、会計年度職員ということになると、一応任用は1年ということになっていると思いますが、その辺の継続性の問題についてはどういうふうに判断をしていくのか伺います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 会計年度任用職員、今御指摘のとおり1年が辞令で出ておりますが、1度だけ、更新につきましては公募をせずにこちらの面接、あるいは勤務状況の評定によって1度延長可となっておりますので、今回におきましては多くのスクールアシスタント、会計年度任用職員をもう一度更新して任用しております。ただ、退職される方等もございますので、新たに募集するスクールアシスタントもございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。利根川委員。

○利根川委員 スクールアシスタントなんですが、現在、来年度ですね、小学校で何校、中学校で何校に派遣する予定なのかお尋ねします。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 来年度の任用につきましては、小学校、中学校、義務教育学校、全校にスクールアシスタントを配置いたします。

以上になります。

○須藤委員長 それでは、スクールアシスタントを派遣する事業については以上となります。

次に質問のある方。

暫時、着座のまま暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

---

午前10時19分開議

○須藤委員長 再開いたします。

それでは、次に質問のある方挙手をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 それでは、ページ数147ページです。生涯学習課関係なんですけれども、PTA連絡協議会を支援するという、下から2番目の分なんですけれども、こどもを守る110番の事業って多分ここに入っているかと思います。私もPTAのほう携わっているときに、110番の家の募集をかけたり、また皆さんへのお知らせというのは校外委員が中心になってやったと思うんですが、実際この看板の制作というのはこちらの予算で上がっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

年間どれぐらいの枚数が各小学校、小学校区だけだったと思うんですけれども、作成されているのかというところをお伺いしたいと思います。

また、その看板の更新、結構古くなったというか、御協力いただいてから長くつけているとこ

ろはかなり劣化しているものもあると思うんですが、その辺は各PTAのほうで更新なりしてくださっているのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 生涯学習課大里です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの、こどもを守る110番の家の御質問についてお答えを申し上げます。

まず、製作費につきましては、こちらのPTAの事業費の中に含まれているものでございます。また、こちら110番の家の看板につきましては、小学校、中学校ともに活動をPTAのほうで中心になってしているところでございます。

何枚今登録されているかということなんですけれども、そちらにつきましては、小学校、中学校合わせまして、こちら令和元年度末の数字とはなりますけれども、1,099件の登録がございます。

更新の状況なんですけれども、まず、今私どものほうで、生涯学習課で、こちらPTAの事務局をやっているところなんですけれども、毎年度末に各学校に110番の家に関する簡単なアンケート調査のほうを行っておりまして、この110番の家につきましては、PTAの校外委員さんのほうが担当されている学校が多く、学校の担当としては教頭先生とか教務主任の先生、あとは生徒指導の先生などが担当をされているところでございます。調査結果によりますと、各学校で登録者の情報のほうはきちんと把握されております。また、看板の在庫管理もきちんとなされていることが、そのアンケートによって確認ができているところでございます。登録状況や看板の配付、そして回収については、きちんと年度切り替えのときに文書をPTAさんのほうで配付をして、確認を行い、そして新規や抹消登録を行い、そして看板を配付、回収しているという学校もございますけれども、学校によりましては周知促進のほうはしているんですが、登録者について1件ずつ確認する作業まではなされていないところがあると思われまして。また、空き家の看板につきましては、そのままその状況の把握ができていないというところもあるように見受けられます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 今空き家というお言葉出たんですけれども、私もそれが一番心配で、当時つけたときはもちろんいらっしゃったんですけれども、その後空き家になってもそのまま看板がついてるところが何軒か見受けられるということがありますので、やはりそういうところにももし子供が逃げ込んだときというのはとても危険な状況にならざるを得ないので、その辺をやはり、もちろん各学校でちゃんと周知徹底をしていただくのが基本だとは思いますが、そのあたりは教育委員会としての指導というか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

110番の家の役割を考えたときに、空き家に看板がついている状況というのは解消しなければならない事態だというふうに私どもも問題意識を持っているところでございます。一方で現場確認だけでは空き家かどうかといった判断も難しい場合もございますし、また、空き家を確認できたとして、勝手に看板を外すというのもまた難しい問題というふうになるかと思っておりますので、こういった方向で対応していったらいいのか、関係各所と協議をしながら改善できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○須藤委員長 それでは、ただいまのPTA連絡協議会を支援する事業について関連する質疑がある方は挙手をお願いします。市川委員。

○市川委員 お願いします。110番の家なんですが、その看板ですね、多分ナンバリング、各小学校区だとかでナンバリングをして、どこのお宅には何番の看板がついているというのをやっていると思うんですけども、これを校外さんが、校外指導がないところ、そして多分例年ですと毎年委員さんが各1軒、1軒回って確認をしていたと思うんです。ただ、最近それがなされていないようなところも見受けられるんですけども、その点の連携というのはどのように、教育委員会と現場サイド、もちろん学校と教育委員会になるのか、それともPTAと学校、教育委員会になるのかなんですけれども、そこら辺の連携はどうなっているのかお聞きします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 答えいたします。

先ほども申し上げましたように、各学校の対応の状況については年度末のアンケートで把握をしているところでございます。学校によりましては、やはりPTAにお任せをしまして、アンケートそのものは学校にお願いしているので、学校側もそれを把握していない学校もあるというような調査の結果になっております。110番の家のその1軒、1軒当然確認しているところもありますけれども、把握をしていないという学校もあるということで、こちらで直接指導申し上げるのは、PTAに指導を申し上げてそれを各学校になかなか周知がされないというもどかしさというのがありますので、そちらのほう、きちんと連携が取れるよう事務局としても今後努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 なぜ聞いたかという、すごいまちまちなんです、対応は。だから、その年によって熱心な方たちは子供たち迷惑かけていませんかとか、トイレなんか借りに来ていませんかとか、そういうふうなのを確認する年と、ただ看板がついているだけでそのままスルーで行っちゃう年とその差があるんです。特に今PTA活動というのはできればやりたくないというふうな風潮になってきているので、地域との関わりということを多分教育長はすごく大切にやってこられたと思うんです。ですので、やはりそういうちょっとしたことなんです、やはり地域の人たちに関心を持ってもらうということも必要だと思うので、ある程度の基本になるものは教育委員会として、指導という言い方は適切ではないかと思うんですが、持っていつていただきたいと思います。

りますので。これは、答弁はどちらでも構いません。できるのであればしていただいて。

○須藤委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 委員さんからもありましたように、きちんと利用状況を把握されている学校もございます。年間で、例えば13回トイレを借用したとか、あとは追いかけられた気がしたのでそこに助けを求めたなんていう回答をしている学校もありますので、そうですね、学校によってその取組の温度差がなくなるように教育委員会として努めてまいりたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 この件に関して質疑のある方いらっしゃいますか。

以上で、PTA連絡協議会を支援する事業については以上といたします。

それでは、次に質疑のある方、諸橋委員。

○諸橋委員 よろしくお願ひします。ページ161の0103牛久運動公園の運動施設を運営する事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、概要にも載っておりますけれども、より詳しい事業内容をお尋ねいたします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 スポーツ推進課、高橋です。よろしくお願ひいたします。

こちら、牛久運動公園を運営する、こちらですけれども、予算の内容といたしましては、主なものというのが体育館施設の管理業務委託、こちらがメインになっております。そのほか印刷製本費ということで、施設の申請書の印刷、それからトレーニング室の回数券の印刷費、あとは電話の使用料を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 概要には、平日の武道館を活用したヨガなどのスタジオプログラムを実施しますとありますけれども、こういったプログラムというのは体育館であったり、ヨガのスタジオであったり、それぞれ委託しているところが違うのかとか、あとスケジュール等、週何回この武道館を使ってやる等の詳細が分かればお尋ねをいたします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 質問にお答えいたします。

武道館でのプログラム、それから体育館のほうでのプログラム、こちらにつきましては、同じ業者の中でそれぞれスタッフを用意していただいて行う予定となっております。また、武道館プログラムにつきましては、現在週5日、1日当たり3こまで予定をしております。それで年間200日強の日程で現在予定をしているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 200日強という利用で、結構な盛況ぶりだと思うんですけれども、これは実際に人がどのぐらい来そうだとかという予測というのがあれば教えていただきたいと思います。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 再度の質問にお答えいたします。

現状では、昨年10月より、こちらプログラムのほうを武道館等でも行わせていただいております。まだなかなか認知されていないプログラム等もあって、人数的には多いプログラムであったり、少ないプログラムであったりというところがまちまちの状態にはなっているんですけども、一応来年度につきましては、歳入のほうでも挙げさせてはいただいているんですけども、1こま大体20人から30人の方に来ていただきたいというふうに思っております。このプログラムにつきましては、1回当たり1コイン、500円という金額で設定をさせていただいて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 この周知方法について、広報とか使われると思うんですが、どの辺の媒体を使って周知されるのかお伺いをいたします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 お答えいたします。

周知の方法につきましては、当然運動公園の施設内でのポスターの掲示などは当然のことなんですけれども、それ以外にも広報うしくであったり、ホームページ、それからかっぱメール、そういうものをフルに活用して、できるだけ多くの方に参加していただけるように周知のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○須藤委員長 ただいまの牛久運動公園の運動施設を運営する事業について、関連する質疑のある方挙手をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 スタジオプログラムなんですけれども、私もちょっと寄せていただいたことはあるんですが、利用するときの申込みというんですか、利用の料金500円を払うときに、武道館では払えなくて、一旦事務室のほうまで行って切符を買って、それから武道館へ行くという手続きをしなくてはいけないということで、通っている方はちょっと面倒だというお話もされていました。次回申し込むときに、1回1回の申込みなんですよね、あれって。今回もそういう形になるのかどうかというところもお伺いしたいんですけども、行ったときに次の回を申し込むのができないという状況に今なっています。行った方はそこに行ったときに、じゃあ来週も来たいわねと申し込むことがどうしてできないのか、また家族の分とかお友達の分も申し込むことができないというふうに伺いました。その辺今後どうやって改善していくのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 お答えいたします。

利用の料金のお支払いの方法なんですけれども、確かに現在は武道館のほうに券売機があるわけでもなく、委託業者に受付のほうをお願いしているということもありまして、当初スタートか

らは、まず券売機のほうでお願いしたいということで進めさせていただきました。今度また4月から委託の契約のほうが始まりますので、その中で今度の契約する委託業者のほうと武道館の窓口のほうで収受ができないかどうか、そういった方法については今度の契約業者のほうと詰めていきたいというふうに考えております。

また、申込みの方法なんですけれども、当初やはりたくさん、いろいろな方に利用していただきたいということで、1回1回の申込みというふうにさせていただいたのと、あとはお一人ずつの申込みということでさせていただきました。委員おっしゃるとおり、確かに窓口のほうで次回を取りたいんですけれども、と言われたときに、現時点ではすみませんということでお断りさせていただいて、電話の予約を再度別にさせていただいたりというところはあったんですけれども、やはりそういった声が大きいいというのは重々承知しておりますので、その辺についても先着順でもうちょっと回数予約できるようにするとか、そういったところを進めていきたいというふうには思っております。電話だけの予約というのも今度の4月以降再開、また行うときには、実際にやっていただいた方、次回来ていただいて、そこからの口コミとかも多分広がりとかというのもあると思いますので、そういったところは柔軟に対応していきたいというふうに今検討しているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方ございませんか。以上で。

それでは、次に質問のある方挙手をお願いいたします。秋山委員。

○秋山委員 秋山です。よろしくお願いします。

それでは、学校教育課所管の141ページ、おくの義務教育学校一体型校舎を建設する、この件について伺います。

まず、おくの義務教育学校は令和7年開校に向けての4年計画での実施ということを伺っています。この初年度である令和3年度の具体的な計画内容をお伺いします。

それと、リノベーション、新築ではなくてリノベーションということですが、やはり既存の建物に大規模な工事を行うことで性能を新築よりも向上させると、その価値を高めるというふうに理解をしています。このリノベーションするに当たってのどのような協議が行われたかということをお伺いします。

3点目は、リノベーションに当たっての重視する点をお伺いします。

そして、解体する施設、それが4点目。

5点目は、最終的には中学校と小学校を一体にして12教室にしていこうというお話を伺いました。令和3年度から35人学級が実施されます。そうになっていくと5年かけて1年1学級ずつ学年ずつ増やしていかなければいけないこともあるわけですね。それが終わった段階で今度は中学も35人学級にしていこうという文科省の構想もあります。その後は30人学級、20人学級というふうに人口も減っていったら、子供の人数も減っていく可能性もありますけれども、そういうのも想定したときにこの最終的に12教室にするということでもいいのかどうかということです。そのほか特別教室、中学校に小学生が入ってくるわけですから、小学生独自の特別教室というの

必要になってくると思うので、その点新設する教室はどこのどういうものなのかということです。

最後に、今後のおくの義務教育学校の地域としての役割、これまでも地域一体型でいろいろな形で地域の方が応援されてきました。今後新しい中学校の1つの建物に小学生が入ってくるわけですが、その役割というものもお伺いします。

以上です。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育企画課吉田でございます。よろしくお願いいたします。

建設に当たりましては学校教育課所管の予算になっておりますが、今年度検討した内容、企画課中心に検討した内容が多くございましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、1点目の7年度の開校に向けた3年度の具体的な内容ということなんですが、令和3年度の予算では基本設計の委託料を予算計上するとともに、設計業務全体をスムーズに実施するために、2か年の継続事業で実施設計までのものを、予算化をお願いしてございます。今回開校に向けて、2か年でその後工事を一旦は予定をしているんですけれども、更地での新築ではなく今ある学校の運営をしながらの工事ということになりますので、もしかしたらもう1年ぐらい延びることも想定していることも正直でございます。

実際にどういうことが行われるかという状況を把握しますと、今の南校舎のほうにまず新しい教室をつくり、その教室に今いる南校舎の子供たちが1回移り、その後今ある校舎をリノベーションしてつくり直し、北校舎のほうから移ってくるというような、多分工程になるのではないかとこのように考えてございます。いずれにしても、詳しい内容は設計業務の中でつくっていくというような形式になろうかと思えます。

その中でリノベーションについてでございますが、今年度の協議の中では、まず教育委員会の中におくの義務教育学校一体型校舎建設検討会議という内部機関を設けまして、その中に作業部会という名前でのプロジェクトチームで協議をいたしました。そのときに新築か増築か改築かみたいな議論があるわけですが、実際にメリット、デメリットなどをいろいろと検討した結果、最終的には旧二中の南校舎と体育館、武道館はリノベーションをして使おうという判断をさせていただいております。これらの施設、体育館が築32年、校舎等は築40年を経過しておりますが、リフォームとなりますと、老朽化施設を新築の状態に戻すということになるんですが、秋山委員のお話にもありましたように、リノベーションということでさらに機能性をアップすると。その機能性をアップするという内容なんですけれども、平成以降に建築されたひたち野地区の学校等を見ても分かるように余裕のある空間づくりとか、あるいは義務教育学校の一番の特色である異学年交流などをできるような空間の確保、そういったものの機能性の向上が必要でありますので、あえてリノベーションというような言葉を使わせていただいております。

また、リノベーションに当たってですが、やはり先ほどの検討段階でのやっぱり一番のポイントは、なるべくコストをかけずに現状の施設を利用していい学校をつくろうという考え方でやらせていただきました。そのように考えたときに使えるものは使うという形でやらせていただい



おります。実際に今後設計に入るわけですが、その設計に当たりましては、その施設を使う人、例えば先生方のご意見や、あるいは地域の皆さん方のご意見などを踏まえて、一番使う方が使いやすいような校舎ということを念頭に置いたリノベーション、あるいは今回の設計に入っていければと思っております。

解体する施設についてですが、先ほど申しましたとおり南校舎の校舎と体育館、それから武道場は基本的には使っていこうと思っております。裏にちょっともう使っていない、倉庫として使っている旧技術棟ですとか、自転車駐輪場などがあるんですが、こちらは解体されるのかなというふうに現在のところ考えております。

それから、普通教室や特別教室についての考え方の質問です。

現在分離型で、令和2年度北校舎で1年生から4年生が今学習しておりますが、5クラスの普通教室がございます。南校舎のほうやはり5年生から9年生でこちらは5クラスで計10クラスでの今運用をしている状況でございます。現段階で12クラスという想定は、今後の奥野地区の子供の出生数を考えていけば、だんだん数は少なくなっていくという予想です。ただ、小規模特認校の制度を利用して市内から子供たちに来ていただいて学校を維持していったときに、そういうものを想定して出た数字、一旦机上の数字にはなりますが12クラス程度というのが1つの目標ということで今現在想定してございます。

それから特別教室についてですが、特別教室といいますと今の、現在の南校舎のほうです、理科室、音楽室、美術室、技術室、被服室、調理室や図書室等があるんですけれども、もともと中学校としての施設でございますので、中学生が使用することを前提につくられております。一体型の義務教育学校では、1年生から9年生が同じ校舎内で学習しますので、小学生の教育活動上の支障がどの程度あるのかということをお秋山委員の御指摘のとおり確認する必要があると思っております。実は、義務教育学校としての学校の設備としては必ず理科室が2つなければいけないとかというような明確な基準があるわけではありません。参考までに近隣の先進事例、今私のほうで把握しているものを申し上げますと、河内町のかわち学園では、420人ぐらいの児童生徒数なんですが、理科室と音楽室は2か所つくっております。あるいは土浦市の新治学園、義務教育学校、こちらは500人程度の学校規模ですが、理科室と音楽室がやはり2か所つくっていると。例えば理科室などは小学校のときの実験と中学校での実験でやっぱり内容が違うので2か所必要なのかなというふうに考えてございます。いずれにしても、そういったものをきちんと確認した上で設計の中で決めていきたいというふうに考えております。

最後に、質問ですが、今後のおくの義務教育学校の地域との役割というお話なんですけれども、学校は児童生徒の学びの場所だけでなく地域コミュニティの中核施設であるというふうに教育委員会は考えております。最も端的な分かりやすい例としましては、地域の避難所になるということが分かりやすいかと思うんですが、それだけではなくて教育委員会では教育振興基本計画の中で小学校区を単位として学校を核として学びの共同体による地域の学び力の向上というような考え方を設けております。コミュニティ・スクールの推進は、学校づくりとともに地域の方が子供たちとの関わりの中で大人自身も様々な学びを実践していくことで、健康で生きがいと喜びを

持った人生を送る地域づくりにも寄与するものというふうに考えております。実際おくのの例では、子供たちの料理教室の先生となる地域のお年寄りたちが何回も打合せを実施して、前日にはリハーサルをしてくれて、当日は子供たちの前に立つのにちょっとお化粧を施して、子供たちに教えてくれているというような姿、そういうことが見受けられますので、そういった活動を通じて大人も子供も共に学べるような学校施設になればというふうに考えてございます。

いずれにせよ、そういった形でおくの義務教育学校をつくっていただく方もいろいろな御意見をいただきながら設計が進められればというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

**○須藤委員長** それではこのおくの義務教育学校一体型校舎建設する事業につきまして、関連の質疑のある方は挙手をお願いします。利根川委員。

**○利根川委員** まず1つ目は設計について。市のほうには一級建築士が何人かいるわけです。そうするとまたひたち野うしく小学校などは、牛久市の一級建築士が相当関わったというふうに聞いていますけれども、今回の設計についてはどうなのか。そして、また私は議会の中で再三にわたり教室の木質化ということをずっと主張してきました。その結果奥野小学校は別にしても二中から腰壁ができるようになって、今ほぼ大規模改修の中である程度木質化というのがなっていると思うんですけども、この木質化の優位性というのも議会で何度か主張しておりますが、その点についてまずお尋ねします。

**○須藤委員長** 学校教育課長。

**○川真田学校教育課長** 学校教育課川真田です。利根川員の御質問にお答えします。

設計委託と市にいる一級建築士がどの程度関わりを持っていくのかという御質問かと思いますが、市のほうに人事課のほうで確認しましたところ、一級建築士は5名今いるという形です。学校教育課のほうに1名おります。ほかは全部建設部のほうに配置されているところなんですけど、ひたち野うしく中々の中の時もほとんど同じだったんですが、基本的に膨大な量の図面を引いたりという業務がございます。そういった部分については基本的に設計委託で専門業者のほうにお願いして、また設計の中でも構造の計算だったりとか建物自体の根幹に関わる部分もありまして、そういったところは基本的には直営で行うということは考えておりません。ひたち野中の中と打合せしたときも、向こうも久米設計の5人ぐらいいらっしゃるんですが、結局その中でも分野が分かれています。当然会社に行けば、またその末端にいろいろ作業する方もいるというので、かなりの作業量になっている。そういった中で市の側の設計士、せっかく持っている方はどういう立場でいくのかというと、やはり相手から上がってきた設計を言いなりになるのではなくて、なるべく我々としてはコストを下げられないかというようなことで、いろいろこちらからぶつけていく、また当然レイアウトであったり意匠であったりという部分でも、華美になり過ぎないとかそういったところで設計業者と対等に、ある程度設計士という資格を持っていますので、そういった中で意見をしながら設計をいいものにしていくというようなことが設計士の役割になっていくのかなというふうに考えております。当然教育現場からはいろいろな声が出てきますので、ひたち野中をつくったときも、うちのほうの設計士においては、市役所側の設計士については教育

現場からいろいろな声を受けて、それを相手の外注の業者の側にかみ砕いて伝える、相手は民間企業ですのでそういったノウハウがありませんので。そういう現場と設計業者との意見を反映させるための調整の役割というのも非常に重要になってくるのかなというふうに考えております。

あと、2点目の木質化については、当然今市で進めている方向性からいきますと、木質化は考えていかなければならないと。奥野小についても二中についても木質化を始めた初期の段階ですので、ちょっと内装を見てもほとんど腰壁ぐらいしかない状態なんですけど、だんだん進んできて中根小のあたりになってくると、同じ大規模改修をやった中でもほとんどR Cの建物ではありますけれども、中から見るともうほとんど木質化というような形になってきます。当然その辺は頭に置いた上で設計のほうは協議していくというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 設計のほうは当然いろいろな要求を取り入れて、設計業者のほうと打合せをやってもらいたいと思います。木質化については、これは設計業者のほうはよく分かっていないんじゃないかと思うんですが、私が以前取り上げたのは、新潟大学が約1年間かけて木質化した小学校、中学校の健康調査、学力調査などやっておりますので、そういった方向、ちょっと前になりますけれども。そういった方向のことも少し検討に入れながら、これまでにない木質化というものをお願いしたいと思います。

それと、国の補助金は大体どのぐらいつくのか。

それと耐震の問題です。当然耐震も考慮に入れて設計していくと思うんですが、その点について。

それと、私は学校建設のたびによく言うんですが、耐震性の飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置、これは前市長の時代から、建設、つくるという話はあったんですが、ほぼそれがやられていないということなので、この義務教育学校については地域の防災のためも含めて耐震性の飲料水兼用の防火水槽の設置、ひたち野の中学校のときも言いましたが駄目でした。また、小学校の場合も言ったけれども駄目だったんです。ですから、何とかおくの義務教育学校のほうで地域防災の意味も兼ねた飲料水兼用の耐水性防火水槽、この設計をされるのかどうか、この点についてお尋ねします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず、国庫補助金の金額については、まだちょっと全体の事業費的なところが明確に見えていませんで、当然校舎であれば2分の1補助というのが額です。改修になってくる部分は3分の1という形になってくるかと思います。金額のほうは申し上げられません。

耐震については、今牛久市内の学校については、全て耐震はオーケーの状態になっております。ただ、二中については1か所、技術棟、先ほど取り壊すという話もあったかと思いますがあそこについてはあえて耐震補強をするよりも、教室は今空きがある状況なので、あそこは倉庫として使う形で残してある状況ですので、あそこは耐震化されていません。ですので、ちょっと使えない建物になってくるかなと思います。

それと、ひたち野のときにも御提案があった記憶があります。飲料水も兼用できる、飲める水をためておける防火水槽というところですが、これ1点に限らず、当然学校についてはひたち野中のときもそうでしたが、やはり防災という観点からかなりいろいろな工夫を考えていかなければならない場所だと思いますので、そういった中で検討の中には入ってくるかと思います。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。長田委員。

○長田委員 お願いします。まだ基本実施設計ということで3年度は、工事などの具体的なことについてはこれからだと思うんですが、もう一体型校舎が進んでいくということで、今いる、通っている保護者などから工事中の騒音や安全対策について心配されている声が多く出ています。また、ほかの体育館の改修工事など長期休みを基本的に利用してやってきたことが多いと思うんですが、その辺の計画で今のところ考えているところがあればお示しいただきたいという点と、あと学校でするので避難所として防災の拠点としても関わってくると思うんですが、その辺新しいこととか入ってくるのか。また、武道館建設のときにはペットの避難所もできたと思います。そういったところも学校のほうに導入する考えとかがあるのかをお伺いいたします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず、工事に当たっての騒音や安全対策ということについては、まだ具体的な段階まで行っておりませんが、当然業者が決まった中でそういったところは、まず最初に話し合って十分に注意した上で実施するようになってくると思います。

体育館について長期休みを使ってというお話なんですけど、今回の三中のほうの体育館をやったんですが、なかなかやっぱり授業をやらない期間だけというのはちょっと厳しい部分がありまして、特に今やっている改修は前やっていた大規模改修という観点から長寿命化改修という形になりまして、今回やった例なんかでいくと建物の外側だけ残して中全部取り除いてつくり直すみたいな感じでやっていますので、卒業式に間に合わせるのがちょっと精いっぱいだったというようなところで、学校のほうにはちょっと御迷惑をかけた部分はございます。幸いおくの義務教育学校においては奥野小のほうにも体育館がすぐ近くにあるということもありますので、そういった中で運用はしやすいのかなというふうには考えております。

それと、防災面での考えというところで行くと、当然ひたち野中で考えたものが参考になってくるかと思います。物資の搬入であったり、それを分けたりとか、あとそういったあたりで特にちょっと今新しい考えというのは浮かばないんですが、そういったところを参考にしながら、先ほども言ったように防災というのはかなり大きな、学校においては、ウェイトを占める事項になってくると思いますので、そのような考えで行きたいと思います。

○須藤委員長 ほかにこの件に関して質疑は。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは質問させていただきます。

おくの義務教育学校、先ほどの秋山委員の質問に対して12教室にする目標というふうにあったんですね。今、令和2年度の児童生徒の一覧表、資料として頂いているんですが、このクラス数との、どのようにこの辺を考えたらいいのかということが1つあります。それと、現在の、先

ほどの御答弁ですと体育館などはそのままリノベーションということなんですが、子供の数が、児童生徒数が増えるときの体育館の面積要件とかそういうものに十分対応するものなのかどうか、その辺確認をしたいと思います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

まず、12クラスなんですけれども、今後、今いる子供たちがもちろんずっと今後何年間か廃校までいらっしゃる、さらに奥野地区でどのぐらいの今ゼロ歳児から就学前のお子さんがいるのかというデータはあります。その後につきましては、あくまでも予想値ですので、統計の予想値で出すしかありません。一方、小規模特認校で学校区外、ほかの地域から奥野に来てくださるお子さんがどの程度いるのかというのは、これはやはり同じように分かりません。なので、一旦は今までの実績から年間10人から15人、計算のときには十二、三という数字を使ったかと記憶しておりますが、そういった作業をした上で先ほど冒頭にありました35人学級の実施ですとか、少人数学級の実施ですとか、そういうものを勘案したときに一旦今の段階では12クラスというような数値を出させていただきました。設計の段階でまだ時間が1年、2年ありますので、より正確な情報が分かり次第、それは可能な限り補正はしていきたいと思っております。

体育館の面積要件についてですが、市内の体育館の面積要件について、一応全ての確認をしました。全て、残念ながら全ての学校で満たしているような状況ではございません。奥野においてもそういう意味では文科省の示す面積要件を満たしているというまではいきません。ただ、実際に支障のない範囲での活動が今現在できているだろうということで、リノベーションという考え方を持ったということでございます。

よろしく願いいたします。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 なぜお聞きしたかといいますと、先ほど次長のほうから避難所ということも想定されるというお話がありましたので、そうなりますと当然どのような規模でいるのか、それともリノベーション、改修に当たってはその辺も踏まえたものに多分されると思うんですが、その辺の考え、再度伺いたいと思います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 今回の北校舎と南校舎の敷地を選ぶ時の検討にもあったんですが、幸い元中学校である南校舎側には体育館も北校舎よりも現状的に大きいです。さらにまだ新しいです。さらに武道場、中学校の場合には武道場がございますので、その施設も併設されて、一緒になって中学校の敷地内にあります。そういうものを総合的に考えたときに、避難所としての機能を考えた場合にも南校舎のほうはもちろん適であるというような判断の上で今回やらせていただいております。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに。市川委員。

○市川委員 一体型校舎ということだと、いわゆる奥野小学校とさくら保育園はどのような、

やはり同時進行で考えていかなければならないと思うんですけれども、現時点でどのようにお考えなのかをお願いします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 北校舎側が学校としてなくなるということで、先日の一般質問のほうでもちょっと答えさせていただきましたが、今度は市全体で北校舎側の跡地利用ということは考えていくようになるかと思います。そのときにさくら保育園が、今現在北校舎側の奥野小にございますので、まさに保健福祉部局とも協議しながら市全体で、ちょうど開校までにはまだ数年ございますので、きちんと協議をして対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 ということは、現時点では特に何も考えていないということで理解していいんでしょうか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 南校舎側につくるか、北校舎側につくるかということをきちんと今年度の協議の中で決めましたので、その時点でまだ保育園についての具体的な協議はまだ福祉部局とは実施しておりません。

以上でございます。

○須藤委員長 よろしいでしょうか。ほかにこの事業に関する質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それではおくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業については以上といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は１１時２０分といたします。

午前１１時１１分休憩

---

午前１１時２０分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算委員会を開きます。

教育委員会所管について質疑のある方挙手をお願いします。市川委員。

○市川委員 ページ数でいきますと１３３ページ、０１０２指導主事が学校を指導支援する。コロナ禍において令和２年度は学び合い、アクティブラーニングが大変、子供たちが向き合ってやるという活動の制限があったと思うんです。それを踏まえて、次年度、いわゆる今まで何年も実績を残してやってきた学び合いが３年度には多少形態が変わっていくのか、それともある程度の距離を保ちつつ子供同士が主体的に活動し、そして先生がそこの補助に回るというふうな従来型の考え方でいいのかどうか、もし担当課、あと教育長のほうで考えがとおりになればお示しいただければと思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 アクティブラーニングについての御質問にお答えいたします。

まず、児童生徒の安全の確保というのが学校においては最も大事なところかと存じますので、

最新の知見に基づいて児童生徒のグループによる距離、これを確保した上でアクティブラーニングは展開されるべきものだというふうに考えております。ですので、今年度もある程度の距離、ものすごく離していなければいけなかったところから、濃厚接触というのはマスクなしで15分以上、1メートル以内の距離で会話しているものなんだといったような定義が出てきたところから、グループの設定等多少は距離を、今までよりは取っていますが、つくって学習が展開できたところでは。来年度以降、当然アクティブラーニングといったときグループで話し合うことをもってアクティブラーニングというわけではございませんので、今年度整備していただいたICT機器の活用とか、あるいはコミュニティ・スクール、地域学校協働本部の活動等で地域の専門家の力をお借りしながら、より児童生徒が主体的に深く学んでいけるようにしていければと考えております。

○須藤委員長 教育長。

○染谷教育長 一番はコロナの影響ですが、子供たちは、1年生は担任の顔も見られないまま1年間過ごすというような状況もありました。マスクをしたり、席を離したりしていて、本当はつながりの中で子供たちは育っていくはずなのに、そのつながりを切るような形の1年間だったと思っています。そういう中で、できる範囲で子供たちのつながりをつくりながら学びをつくっていくということは本当に大事な事かなと思いますので、文科の手引に従ってアクティブラーニングを粛々と進めていければと思っています。以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。これに関連する質疑ある方、挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 次の問題。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません、それでは今の指導主事が学校を指導支援する、その中の報酬、職員手当と、それから指導主事の派遣の中身についてちょっとお示しいただければと思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 まず、この事業の中身、お金のほうなんですが、報酬は会計年度任用職員2名分になります。職員手当はこの2名分の期末手当になります。指導主事派遣は、指導課にいる5名の指導主事、この県からの派遣職員になっているんですが、この給与、期末手当、共済費、この負担金となっております。実際の指導主事の仕事としては、主になるのは学校を訪問し、今お話に出ましたアクティブラーニング等の事業についての指導、または子供たちに学びをつくる、子供たちを支えることの指導に当たるかと思っています。また、そういった指導のみならず、今年度は少し学級が壊れかけそうだったような情報を基に、指導主事が2か月近く毎日のようにこの教室に行って一緒に授業をつくってきたといったような経緯もございます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかに指導主事が学校を指導支援する事業について質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、この事業に関しては以上といたします。

それでは、次に質問のある方挙手をお願いします。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、ページ133ページの、上段0112教育行政推進のための公益財団法人を設立する、この事業なんです、新規の事業だと思うんです。社会教育の推進のために民間の財団をつくるというふうに説明をたしか受けたと思うんですが、事業内容と今後の考え方、先に部長のほうから少しありましたが、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 それでは私のほうから、社会教育推進のための財団の設立の事業内容と今後の考え方ということでお話をさせていただきます。

まず、冒頭、部長のほうからも申し上げましたように、教育委員会といたしましては今後の人口減少社会への対応、具体的には教育施設を、実は公共施設の3分の2は教育委員会所管で管理をさせていただいております。そういったものを適切な管理の下、市民サービスを低減させないための方法というのを数年前からずっと問題意識を持っております。そういった中の、それが1つの目的でして、そのための1つの手法として公共施設の運営についてこういった民間のノウハウを活用しながらよりコストを削減しながらもサービスを維持していけないかということが出発点でございます。そういった中で、今回の事業の内容といたしましては、教育、これは公益財団法人の認定に関わる法律というのがあるんですが、その中に公益財団法人として実際の事業メニューの中に置いておりますスポーツ関係の振興の事業、それから文化芸術関係の振興の事業、さらに児童または青少年の健全な育成を目的とする事業ということで児童クラブの運営の支援の事業、そういったものをこの財団によってできないかというふうに考えております。

今回、こういった公益財団法人をつくりまして、事業のアウトソーシングを実施していきたいと考えておるんですけれども、実際教育委員会といたしましては実は前例がございます。そちらはもう20年近く前になりますが、図書館の運営を一部NPO法人、現在リーブルの会という名前になっておりますが、そちらに委託して実施した経験がございます。平成15年から中央図書館のサービスの一部をリーブルの会に委託することで、実際に開館時間を9時まで延長でき、さらに経費の抑制にも寄与できたというふうに考えております。実際、近隣の図書館の中で、中央図書館が近隣市町村の中で最も少ないコストでサービスが提供、最も高いサービスが、9時まで開館ということであれば最も高いサービスが提供できているという状況でございますので、まさにそういったものをそのほかの施設にも波及して、波及という言葉じゃないですね、同じように展開できないかということで、令和3年度に財団を設立し、4年度以降順次事業をそういった形のものにできないかというふうに考えているということです。4年度からあれもこれもというのはなかなか難しいので、来年度1年をかけて財団の設立とともに事業の4年度の計画、さらには5年度以降の長期的な計画を見据えた上で4年度以降順次進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の説明でいきますと、将来的にはいろいろとスポーツ分野、文化、芸術、それから児童クラブ分野についてもこの財団、そちらのほうで運営をしていくというお話がございました。近隣のほうで龍ヶ崎、それから土浦、つくばなどでもこういうようなやり方でやっている



いう御説明でありましたけれども、ということは牛久市のやっぱり教育行政というか、そういう果たすべき社会教育の分野をこの財団に何か移管というか、そういうようなことを考えられるということと、あとは指定管理者みたいにするによって市の役割を放棄するというか、そんなようなこともちょっと心配をするんです。その辺を、公共サービスを実施するということを考えれば、やっぱり市のほうのちゃんとした責任、役割を持ったものにしていくべきではないかと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会の中でも今お話のありましたように社会教育分野で例えば限って言えば、実際に社会教育のための企画、立案といいますか、政策をつくっていくものと、実際に政策で出来上がったものをより効率的に市民の皆様に提供するという実施ということが考えられると思います。今回の基本的な考えとしましては、まさにその実施の部分についてなるべくコストを安くしながら、さらにサービスの質を下げないように実施するためにその部分を委託みたいな形で財団に持っていけないかというふうに考えてございます。そういう意味では、まさに社会教育全般についての企画、制作、立案は牛久市の教育委員会としてきちんとやっていかなければならないものというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 何を懸念するかといいますと、結局市民負担というか、利用料の値上げに道を開くのではないかとということをお大変懸念するわけです。この近隣では牛久市だけが登録団体だけなんですけれども、いろいろ施設を利用したときには無料というか、そういう、それは社会教育の一環ということでたしか伺っておりますので、その部分にやはり有料化をもたらすものではないか、大変この部分を懸念するものなんです、その辺についてはどうでしょうか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 そもそも今回の生涯学習センターやスポーツ関連施設なんですけれども、基本的に条例に基づき使用料を徴収している公の施設でございまして、現在も料金は頂いております。そういった上で、先ほど申し上げましたように、教育委員会は多くの公共施設を管理しているわけですが、平成29年3月に作成されました牛久市公共施設等総合管理計画というのがございまして、その中には人口減少社会の公共施設の在り方について将来のまちづくりを見据えた施設の適正化ということをお基本方針としながら、受益者負担の適正化などの部分もうたっております。実際に将来の施設がどのぐらい必要なのか、あるいは少子高齢社会の中でその人口減少に対してそもそもそれを維持するためのコストがどのぐらいか、減収、税収等が減った中でそういったものが可能なのかということをお、この料金については全庁的に議論すべきものと考えております。そういうふうに考えた場合に、この財団プラス利用料というような考え方を経験に我々も考えているというのは、経験に、この使用料の是非とか、金額の多寡と、こののを考えるべきではないというふうに考えております。財団イコール料金の値上げというふうにもし御心配であるとすれば、先ほど申し上げましたとおり、料金については全体の施設の維

持管理の中で適正なものを検討していくという議論が必要であるというふうに認識しております。  
以上でございます。

○須藤委員長 ただいまの、教育行政推進のための公益財団を設立する事業に関して関連する質疑のある方は挙手をお願いいたします。長田委員。

○長田委員 まず、令和3年度事務局の設置とありますが、この事務局はどこを拠点にする想定しているのかについて1点。

また、運動部活動指導員の養成とありますが、どこと連携するのかということ、養成はかなり難しいと思うので、市単独では難しいと思いますので、多分どこからか講師などを呼ぶのだと思うんですけども、その辺について。

また、以前一般質問でも子供たちが少なくなっている中で部活動も少ない問題について取り上げさせていただきました。そのとき市長からも部活動をただ単に増やすということは人員的にも難しいので、スポーツアカデミーなどをつくってやって、いろいろなスポーツに触れさせていきたいという答弁をいただいておりますが、そのスポーツアカデミーについてもここに含まれるのかどうかの確認をお願いいたします。

また、役員、協議員、理事、幹事の選出とあります。人件費などの想定も出ています。人数が9人ということで出ていますが、この人件費の内訳、それについてお伺いいたします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 長田委員からの何点かの質問にお答えいたします。

まず、運動部の部活動の指導員の養成の件なんですが、実は働き方改革の一環ですが、今中学校でやはり時間外労働といいますか、在校時間が長い1つの大きな要因は部活動にあるという問題意識が、これは皆さん御存じのことと思います。そういった中で、令和5年から順次学校での部活動を地域部活動という形で、取りあえずまずは土曜、日曜は地域の方で学校の部活動を地域部活動に移行していこうという方針が国からも出されております。まだそういった考え方が提出されただけです、具体的なスケジュールですとか内容について提示されているわけではありませんが、そのように考えたとき我々としてはその地域の部活動を支えてくれる人材というのが必要になるだろうと。そのときにそういう人材を養成、育成、あるいはもしかしたらこちらで一つの、牛久市独自の免許状みたいになるのかも分かりませんが、そういった制度設計が必要になるだろうということで、その制度設計をしながら実際にそういった方々を養成していくことが想定されますので、そういったものの取組を一部進めていきたいということでございます。実際にそういう方々をどういう方々をお願いするかといいますと、やはり今現在牛久市内でいろいろな少年団の活動等を行っている方々を中心にまずはお声をかけていただいたり、あるいは体育協会等ともご相談をさせていただきながらやっていくだろうということが想定されますので、そういった方々と来年また協議を始めながら進めていければと思っております。

一方で市長のほうからも申し上げておりますスポーツアカデミーとの関係ですが、スポーツアカデミーにつきましては、牛久市だけの今問題ではなく、県南の幾つかの市町村で広域的な考え方の中で動いております。そのように考えたときに、その広域的な全体のネットワークと各市町

村が実際に実施する機関としての役割というのはまた別ではないかというふうに考えておりまして、もちろんスポーツアカデミーイコールこの財団というのではなくて、そのスポーツアカデミーと連携を取りながらこの財団が、活動ができればいいというふうに今は考えているところでございます。

事務局の位置につきましては、やはり公共施設、スポーツ施設、あるいは生涯学習施設等の拠点といたしますので、今の現状で言いますれば、運動公園ないし中央生涯学習センターとか、そういったところに事務局を置くのが妥当かなというふうには考えております。具体的なものはまだございません。

それから、人件費の内訳ですが、こちらは今申し上げました、4年度から順次事業を実施していきたいと思っています。児童クラブに今従事している職員が、常勤職員で2名、あるいは生涯学習センターやスポーツの施設関係の管理運営をしている職員が今7名ほど基本的にはおりますので、その常勤職員全体を9名として見た場合に一部ずつ財団に移すことによって市職員からの手が離れていくというふうに考えております。ただ、実際には会計年度任用職員という形で牛久市の場合多くの臨時の職員といたしますか、会計年度の職員の方がスポーツ推進課や生涯学習センターのほうには在席しておりますので、そういった方々の分については事業費について予算上現れているわけですが、そういったことについてもきちんと考えながら制度設計をしていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○須藤委員長** ほかに。山本委員。

**○山本委員** 2点ほどお願いいたします。

メリットということで、経費の削減とか効率性ということがお話しあったわけですが、ではデメリットとして考えられることは今想定している中で何があるのかをまず1つ伺いたしたいと思います。

それから、社会教育施設の運用、運営ということで財団をやるというお話しだったんですが、この児童クラブとか放課後カップ塾というのは、私は社会教育というよりは、放課後カップ塾に関してはやっぱり学習支援というところでもともと始まっていると思いますので、そこでちょっと違和感を感じますし、児童クラブに関しても社会教育というカテゴリーに入るのかというようなところは私もちょっと疑問に思うところなんです、こういった児童クラブや放課後の学習支援のようなものも財団で行っているところが前例としてあるのかどうか伺いたします。

**○須藤委員長** 教育委員会次長兼教育企画課長。

**○吉田教育委員会次長兼教育企画課長** 山本委員の御質問にお答えいたします。

まず、デメリットはどのように考えているのかということでございますが、実際に今回デメリットをいろいろ考えたときに、財団として設立された自治体の運営において非常に成功しているという評価をいただいている例もありますし、なかなか難しい、苦戦しているという例もこちらとしては把握しております。それで、何が違うんだろうということを部内や委員会内でも協議したんですけれども、手段と目的を取り違えてしまっていることが最大の要因ではないかというふ

うに考えています。財団をつくることが目的になればそれを維持するだけが目的になりますので、そういう意味では一番のデメリットなのかなと思っております。今回は先ほど申し上げておりますように、人口が減っていくかもしれない、税収が減っていくかもしれない時代において持続可能なこういう市民へのサービスをするための手段の財団だということの基本的なことをきちんと押さえていってやっていければと思っております。ちょっと言葉で言うのは、仏作って魂入れずというような状態にならないように、きちんとこのことをやっていくことが必要だと、それができないことが一番のデメリットになるというふうに考えております。

一方、児童クラブやカッパ塾についての質問ですが、まず児童クラブの運営につきましては、確かに家庭の働くお母様方の支援ということが厚労省の施策としてございますので、一番の大きなテーマにはなります。ただ一方で、教育委員会で実施している意味としましては、家庭教育の支援であるというふうな考え方もできるかと思えます。社会教育の分野である家庭教育支援をこの児童クラブというものを通じて実施していければというふうに考えるところがございまして、前例としましては、私どもで把握しているのでは大阪の堺市のほうで同じようにこういった財団によつての児童クラブ運営支援等もございますので、そういったものも今後研究していきながら実現できればと思っているところでございます。

以上でございます。

申し訳ありません。放課後カッパ塾につきましては、学校で行っているの、いかにも学校教育の一環のような感じがするんですけども、実はあくまでも学校という施設を使って地域の方が子供たちに対して行っている、これは社会教育の一つの活動というふうに位置づけております。ですので、まさに地域の方々の協力を得ながら子供たちに対して学校教育を補填したり、プラスアルファの分を提供していると。そのことが今牛久市としての特色として大きくクローズアップされていると思いますので、そういうことをきちんと分かった上で同じように効率的にできればというふうに考えております。

カッパ塾に対しての先進事例につきましては、ちょっと今のところこちらでも把握していないというような状況でございます。

○須藤委員長 ほかに。利根川委員。

○利根川委員 この財団法人のことについて、検討事項の中で気になるのは、受益者負担みたいな言い方をされたんですが、教育とはそういうものではないですね。教育基本法第12条とあとは社会教育法の規定に沿って、どのように検討されたのかまずお尋ねします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育基本法の第12条は社会教育についての記述であると理解してございます。一方、社会教育法にはもちろん社会教育の理念が書かれております。社会教育につきましては、もともと役所側が提供するというよりはその方々の人生が豊かになるということの目的のために各人が自発的、自発的というのはちょっとどうかと思うんですが、主体となって行われる活動というふうに理解しておりますのでそういった趣旨に沿うような財団運営ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 まず、生涯学習センターの利用料の問題ですが、この公民館を生涯学習センターに変えたのは前市長の池辺さんで、その当時の議会での議論というものも、幅広い人たちに利用していただくということで、公民館法に沿った形で運営をしていくという答弁もあったのは記憶していると思うんですが、特に平成15年に指定管理者に委託することができるというような社会教育法の改正があったんですが、そのときに社会教育法第23条、公民館の運営方針、無償規定というものはこれまでも変わらないということを言われているんですが、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 社会教育法第23条の中に公民館の運営方針ということで、公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他の営利事業を援助すること、あるいは政党の利害に関する事業を行いまたは公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること、そういったことは公民館ではやってはいけないということが公民館法には規定してございます。生涯学習センターは公民館という大きな概念の中の一部ではありますが、一応公民館という位置づけではなく生涯学習センターということで実際現在のところ運営をしているというふうに認識しております。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうすると、公民館を生涯学習センターに変えたときの教育委員会の基本的な考え方、市の考え方を変えたということで理解してよろしいですか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 生涯学習センターの設置及び管理に関する条例が平成15年に議会のほうで御審議をいただきまして公民館から生涯学習センターになっているんですが、その第1章に書いてある、今回の生涯学習センターの設置の目的ということで、この社会教育法の第5条1項のまさに公民館の考え方やその他社会教育施設の考え方を実施するためにこの条例、この款はつくるんだということが書かれておりますので、その考え方に沿って運営がなされているというふうに理解しております。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 先日の説明会、私は中座しましたがそこに書いてある牛久市における緊急性ということがありますね。牛久市教育委員会の人事配置は定数に満たない状況が続いていると。教育委員会と市の都合によって定数が満たない中で、公益財団法人を設立するなんていう言い訳は通用しないです。この点についてどう検討されたのか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会の事務局の職員数の話になろうかと思うんですが、例えば一つの例で申し上げます。隣の龍ヶ崎市さん、人口約7万6,000人で443名

の職員の方がいらっしゃいまして、うち実際に今教育委員会で従事されている職員の方が47名でございます。牛久市の場合に約8万4,500人という市民の方がいらっしゃいまして、常勤の職員数が357名、約1割ほど少なく、1割じゃないですね、2割ぐらいですか、教育委員会の職員数は47名で実は同じでございます。ただ、龍ヶ崎の場合にはスポーツ部門は教育委員会所管ではなく健康づくりの推進部門、市長部局のほうで実際は所管しておりますし、冒頭部長からもありましたとおり、龍ヶ崎市では文化会館の管理運営を龍ヶ崎市のまちづくり文化財団というところで実際に行っているというような合理化を進めているという事例がございます。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 ここに書かれているのは、人員が少ないから社会教育ということができないと。それが公益財団法人にすればできるというのが理解できないんです。教育基本法、そしてまた社会教育法の中で、国と地方自治体の役割ということは書かれているわけです。そういう中で人員ができないからこれに沿った活動ができないというのはあまりにもおかしいんじゃないですか。公益財団法人にすればできると。しかし、もし公益財団法人にしたとしても、それはそれなりの教育委員会のいろいろな指導、援助というものがが必要になると思いますし、特に生涯学習センターにおいては公民館的な要素であれば館長並びに社会教育主事というものも設置しなければならない方向になると思うんですが、そういった方向などを私は確かに今、これまでに牛久市自体が社会教育に対してどれほど力を入れてきたかというのは首をかしげる、疑問に思うところが結構あるんで、こちら辺のところもやはり総括をしながら、どういう方向に持っていくのか、何しろ経費削減だけが先に立ってこういう計画を出していくということについては、私たちは納得するわけにはいかないです。その点についてはどうですか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 先ほどの遠藤委員の御質問にお答えしましたとおり、教育委員会の中の業務として実際の政策立案と実際に現場をつつがなく動かすという大きく2つの業務がございます。そういった中で、今回の場合には現場のほうがうまくいくための方法としてこういった財団を使っていきたいと。現実には今それが市のほうで全てをやっていくときにどうしても現場のことを動かすことがどうしても最優先されます。そうしますと、今利根川委員の御指摘のようになかなか社会教育に対する深い考えがなかなか生まれづらかったのかというふうに反省もしてございます。そういったものを含めまして、利根川委員のおっしゃるような状態を達成するためにもぜひこういうような形ができればというふうに思っております。

それから、先ほど冒頭例で申し上げました、まさにリーブルの会が1つの例でございまして、リーブルの会に一部の業務をお願いしてございますが、全てをリーブルの会にお任せしているわけではございません。市のほうできちんと館長を置き、それから司書さんも市のほうできちんと任用した上で市民の方で御協力をいただける方がNPO法人をつくっていただいてリーブルの会ということで1つ成功例としてできておりますので、そういうものを目指していきたいというふ

うに考えております。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 この社会教育という問題については、学校教育、そしてまた学校義務教育が終了してからの社会教育、特に社会教育が重要だというのは国も当然認めているわけであって、市がそれにどれほど責任を持って行うかということ、それじゃあ今まで私は何度か質問したかとは思いますが、公民館及び社会生涯学習センターに館長及び社会教育主事を置いて、社会教育の中で進める事業をこれまでやってきたのかどうかということが非常に疑問なんです。ですから、この公益財団法人との関係でいけば、これまでと同じような状況でいくんじゃないかというふうに考えるんですが、その点について、社会教育を公益財団法人においてどの程度充実させていくのかということが非常に不明確で料金、お金の問題ばかり関わっているように思えるので、もう少し具体的をお願いします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 具体的な事業の展開としましては、4年度以降順次、少しずつ充実させていきたいと。例えば4年度においては先ほど御説明しました、運動部活動員の養成やスポーツ教室、講座、あるいは児童クラブの一部支援等から始められないかと今現在考えているところでございます。それを順次貸館業務の中でリーブルの会のような形を取りながら皆さんに協力をいただいて、いい、いいと言ったら変ですね、愛着のあるような公共施設の運用ができればというふうに考えております。

○須藤委員長 はい。ほかに質疑がある方。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません、1点だけお願いいたします。

周辺の市町村の自治体は、こちらの設立導入されている市町村が多いという話をお聞きしましたが、県内全体で見ると導入されているところとされていないところと、どういう割合なのかだけちょっと。資料があったらお示しいただければと思います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 ちょっと手元に県全体の市町村の状況を把握した資料がちょっとございませんので、全体の話は申し訳ありません。ただ、県の施設1つを取りましても、それぞれのそういった施設において財団等のような運営の仕方によって実際運営されている事例は数多くあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 では後ほどで結構ですので、資料をお示しいただければと思います。

○須藤委員長 ほかにこの教育行政推進のための公益財団を設立する事業について関連の質疑はございませんか。

それでは、この件は以上といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午後 0 時 0 分休憩

午後 1 時 1 0 分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算委員会を開きます。

引き続き教育委員会所管の質疑を継続いたします。質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 131 ページ、0106 高校生等の大会出場を支援する。高校生等とは、など、これはどういうことなのか、それと何の大会の出場支援なのか、私立なのか公立かも含めてお願いします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

高校生等の大会出場を支援するという事業ですが、牛久市大会出場補助金交付要綱というものがございまして、それに基づきまして牛久市内の高校生及び市内に住所を有する児童生徒が茨城県代表として上位の大会、関東大会ですとか全国大会に出場する場合に支援をしている事業でございます。学校が県立か私立か等は問いません。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 これは個人に出すんですか、それとも団体、学校とか何かに出すのかお尋ねします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 お答えいたします。補助金交付要綱の規定によりまして、市内、市外の学校の所在地等に分類をしまして、基本的に 1 人当たり幾らという形での交付の規定になっておりまして、支出をさせていただいております。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 例えば県立高校、以前取手二高が甲子園に行ったときに急遽 200 万円ほどの補助金を支出したという経緯がありました。私も藤代高校の P T A の役員をやっているときには各自治体のほうには要望はしなかったんですが、積み切れたということで取手二高の場合はあのときは茨城県から初めてだったのかな、甲子園に行ったのは。そんなことで特に私立の場合はそういった自治体からの援助は必要ないけれども、県立高校の場合は必要性があるということで議会の中で主張した記憶があるんですが、これでいきますと個人ということで、もし団体の場合、県立高校の場合なんか栄進並びに牛久高校が甲子園に行った場合なんか、何しろ最高まで上ると 1,000 万円以上かかるというような話も聞いていますんで、ですからそこら辺のところをこの中では考えられていないということよろしいですか。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 補助金の交付要綱によりまして、一応上限を 100 万円ということで明記しております。一方先ほど申し上げましたとおり、出場する出場者数掛ける単



価というような形で基本的には算出されるんですけども、それとは別に第3項で特に市長が認めた場合というようなこともございます。実際問題として甲子園等の補助金についてもこちらのものを運用して支出させていただいておりますが、例えば今年度の場合には夏の大会が中止になっておりますので、昨年度の例で申し上げますと、確か霞ヶ浦高校でしたか、実際に牛久から通っている子供の数やあるいは野球部に在籍してしている子供の数等を考慮して、昨年は、一昨年ですか、昨年ですか、ごめんなさい10万円程度の支出という形で処理をさせていただいた実情がございます。

○須藤委員長 高校生等の大会出場を支援する、この事業について関連する質疑のある方挙手をお願いします。よろしいですか。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 予算書137ページ、小学校管理運営する、同じく139ページ、中学校管理運営する。この中の項目にある植栽管理とかあるいは雑草除去、こうしたことの管理運営の実態をお示しいただければと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 小学校を管理運営する、もしくは中学校を管理運営するの中で、植栽管理ですとか雑草除去等について予算化している部分がございます。これについては、特に植栽については高木剪定についてはうちのほうに作業員というのも置いてありますが、ちょっとそこで対応しきれない部分がございます。毎年高木剪定については外注している部分がございます。令和3年度だと小中合わせて295万円計上してございます。一方で低木の剪定であったり、雑草除去については、過去においてはどうしても学校で教頭先生に御負担がかかってしまう部分があったりもしていたんですが、近年においては学校教育課のほうに作業員2名を置いてありまして、その2名とあと学校に1名ずつ配置している用務手の3名で対応するような体制を取っておりまして、そのように指示をしているところでございます。以前に比べれば教職員の方の負担というのは減っているのではないかというふうには考えております。雑草除去についても基本的にはよっぽど急傾斜なりの面等で一部委託している場合もあるんですが、基本的には作業員と用務手等をお願いしている、やっているという状況がありますが、一部ちょっと大規模なもので学校の手を借りている部分もあるのは事実です。

以上です。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 用務手さんとか作業員の方とか手入れをしていただいているんですけども、現実芝生なども整備しないといけない部分もあって、どうしても手が足りなくて学校の教員が手伝っている、時間外で勤務をしているという実態も見られます。それについてどうお考えになっているのかお聞かせいただければと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 やはり近年教職員の働き方改革というの也被われておりますので、極力

学校に負担をかけないような方向に持っていきたいというふうには考えております。作業員のほうもほぼほぼ雑草除去で取られる時間がほとんどのような状況で学校を毎日回っております。ですので、用務手にも当然稼働していただいてその中で極力学校には、教職員には負担を、そういった雑務的なものには負担をかけずに子供たちのほうを向いてもらいたいということで考えております。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 この植栽についても雑草についても、学校によって様々でかなり雑草が伸び放題のところもあるし、もともと雑草がそんなないところもあるので、かなり学校によって差があると思うんですが、これは学校のほうからそれぞれ市のほうに要望して例えば作業員さんとか専門の業者に委託をしていくということは考えられているのでしょうか。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 やはり学校も13校、14か所施設がある中で、全てを業者委託というのは経費が膨れ上がってしまうので、やはりできるところは自分らでやるという形で基本的にはやっていくしかないのかなと。一部の学校においては地域の方なども御協力いただいたりという例も聞いていたり、PTAの作業なんかも昔からやっていただいたりということも聞いておりますので、そういうものも取り混ぜながらなるべく教職員のほうに負担が行かないような形で考えていきたいと思います。

○須藤委員長 ほかにこの件に関して質疑のある方。

それでは以上といたします。

次に質疑のある方。長田委員。

○長田委員 それでは1点お願いします。139ページ、上段の0103小学校のICT環境を管理する。次のページの0103、中学校のICT環境を管理する、この合わせて2つについてタブレットが全校生徒に各1台ずつとなったと思いますけれども、その取扱いについて今後家庭に持ち帰っての使用なども出てくると思います。保護者から取扱いについての誓約書のようなものを全部から取ったというお話を伺っているんですけれども、そこにはアプリなど新しいものを勝手に入れてはいけないなどの約束が入っていたと思いますが、紛失や故障をさせた場合、家庭において、そういった場合はどのような補償というか、どのような感じになるのか、それと、使えなくなってしまった場合、その児童生徒はタブレットがない状態になってしまいますので、それについてのストックなどの貸出しなどがさらにあるのかどうかについてお伺いいたします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 長田委員のICTの質問の中で特にタブレットの持ち帰り、貸出しの部分についての御質問にお答えいたします。

これにつきましては、やはりタブレットを配置したときに今回のコロナの蔓延とちょうどタイミングが合ってきてまして、家庭での持ち帰りの使用というのも急浮上として課題として上がってきている状況でございます。そういった中で教育委員会というか、学校教育課といたしまして、教育委員会のほうに端末の持ち帰りに関する規則のほうを提案させていただいて、1月の定例会

のほうで定めたところでございます。タブレットに関しては、基本的に持ち帰る場合には一応留意事項という1枚紙を、全部チェックを入れていただいた上で借用の確認書を出していただくという形でございます。当然そこで問題になってくるのが故障させた場合、破損した場合というところでございます。これについては当然なんですけど故意であったり重大な過失があったり、そういうものについては基本的に弁償になる場合がありますといった形で御負担を、そういった形での文言になっております。万が一故障してしまっただけで使えなくなった場合の代替機については、これは数のほうびったり買ったわけではありませんので、若干の余裕はございますので、そこで今のところは対応できるという形になっております。タブレット自体の補償の規定なんかもメーカーのほうでありますので、その故障の状況によって判断させていただいて、というところを留意事項なり確認書のほうで確認していただいた上で持ち帰っていただくという形を考えております。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 故障や破損などを防ぐためにタブレットにカバーとか、液晶の面にフィルムを貼ったりとか通常しますけれども、その辺については学校のほうではどういうふうにされるのか、もしくは各自家庭でやってもいいなどそういうお話も出ているのかについて伺います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 カバーですね、携帯であるみたいな外側から覆うようなカバーがあれば落とした場合でも故障しにくくなるというのは当然なんですけれども、そのあたり担当のほうもちょっと検討はしたんですが、あのタブレット自体がキーボードと脱着する形になっていまして、専用のカバーのほうはないというような形で確認しております。そうするとやっぱりその脱着部分の、接続部分の穴の位置であったり、またそのシェルの厚みによってはつかなくなったりというところで、なかなかちょっとそういうものがないと。また、台数のほうも7,000台をちょっと切るぐらいありますので、1つのカバーが1,000円ぐらいのものとしてもかなりの金額になってきますので、やはりそこは大事に扱っていただくということで対応していただければというふうに考えております。

○須藤委員長 ただいまの小学校あるいは中学校のICT環境を管理する事業について質疑のある方、関連して質疑のある方挙手をお願いします。

それでは以上といたします。

次に質疑のある方。山本委員。

○山本委員 135ページの0116部活動指導員を派遣するという事業についてです。あと、これと関連して、その前のページ、133ページに0109学校サポーターというものもあるんですけども、ここら辺の違いというんですか、そこら辺をお聞きしたいと思います。教育委員会から頂いた評価報告書を見ますと、学校支援ボランティアというものもあるんですけども、この違いというんですか、そこら辺を御説明いただければと思います。

以上です。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 学校サポーターや部活動指導員等の関連についてお答えいたします。

学校サポーターは授業に指導補助とか、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒の指導補助とか、あるいは今の部活動における指導補助等を行うものになります。この場合、基本的には教諭、教員が授業をやっているところのあくまでもゲストティーチャーであったり、補助であるわけです。一方で、今上がっております部活動指導員は教員の働き方改革を推進するというのも一方でありまして、部活動指導員が部活動を指導している際には教員はその場にいられません。単独で指導するものになります。また、学校支援ボランティアとの関連ということなのですが、学校支援ボランティアというのは地域学校協働活動を行う方々のことで、現在ですと清掃や消毒、花壇の剪定とか下校の見守り、こういったことを行っている方々を指します。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。先日小美玉の中学校でちょっと事件というか、傷害事件があって、その際に新聞報道にもあったんですけども、今のお話を伺いますと、そうすると部活動のサポーターとか武道サポーターという方たち、そして今回から上がった部活動指導員の方たちは報酬というのは出るのかどうかということと、あとこの選任に当たって校長先生の面談が必要なのかどうかというところが分かれているようなんですが、採用に当たっての、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、学校サポーターにつきましては、こちらは報奨になっております。一方で部活動指導員は会計年度任用職員としての任用になります。したがって、学校サポーターにおきましては、学校からの推薦によって学校がこの仕事を今回行ってほしいということで指導課に上がってきた計画書の下での実施、一方で部活動指導員は会計年度任用職員として公募を行った後、指導課のほうで面接試験等を実施した上での任用になっていきます。部活動指導員につきましては、その規則上校長の監督の下で職務を行ったり、あるいは研修が市町村教諭等にも義務づけられておりまして、事故等が発生しないように常に気をつけてまいりたいと考えております。

○須藤委員長 ただいまの学校サポーターを派遣する、あるいは部活動指導員を派遣する事業等について関連する質疑のある方挙手をお願いいたします。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 それでは、部活動指導員の来年度の配置予定をお示しいただければと思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 来年度の配置の予定は下根中学校のバスケットボールに2名、各142時間ずつを配置する予定でございます。

以上です。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 必要とされている部活動もあると思うんですけども、今後この部活動指導員につきましては拡充されていくとは思いますが、今現在分かっている範囲で構いませんが、必要とされる部活動に対して今後どれくらいの予定で配置されるのかお示しいただければと

思います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の配置につきましては、事前に各学校に希望を取った上で、希望が出てきた部がこの２部であったということになります。この部活動指導員の有効性につきまして来年度予算をいただいたところですので、十分分析を進める必要があるということが１点、もう１点が国、県の方向性は出ていますが、細かい詳細な計画はまだ部活動については整理し切れていないので、この動向を見ることが１点、１点目に重なりますが、教員自身が部活動を実施したいと思っている教員も少なからずいると考えますので、こちらの希望についても調査を進めることが１点、こういったことを整理していった上で、部活動指導員の今後については決定していきたいと考えております。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

それでは、学校サポーター、そして部活動指導員を派遣する事業については以上といたします。

それでは次に質疑のある方挙手をお願いします。秋山委員。

○秋山委員 それでは、スポーツ推進課、ページ数は１５９ページです。この中の牛久運動公園を維持管理するということについてお伺いいたします。

牛久運動公園に隣接している下根親水公園の件ですけれども、聞くところによると、私も何度かここの親水公園には行っています。現在調整池の約半分弱が整地をされています。これは国体前から整地が始まりました。これは野球、少年野球団体から調整池の一部を調整してグラウンドにしてくれないかという要望を寄せられたからそれに応えるために調整池の一部を整地したというふうに私は伺っています。でもあそこはもともと調整池なんです。水はけが非常に悪い。１，２０６万３，６００円をかけて整地をしました。でも現状を見てみると、水たまりが今もなおあります。私は今日、今朝方も行ってきました。昨日の雨のせいもあってある一部のところは池状態じゃないですけれども水たまりどころの話じゃなかったです。それを考えたときに、この１，２０６万３，６００円をかけて整地したにもかかわらず、全く水はけも悪くそのままになっているという状況がお金を投入した意味があったのかということです。それと、一部の団体から誰に言われたか分かりませんが、要望があったら分かりましたと言って自然を破壊してまでもそこをグラウンドにする意味があるのかなということです。あそこの親水公園は野鳥が飛来し、そして夏にはカエルの鳴き声もすごく聞こえてきます。草花が咲き、春には桜の花が満開になってウォーキングを楽しんだり、またジョギングを楽しんだりされる方、またお子様連れの父兄の方がよくあそこを歩いてらっしゃいます。そういう中にグラウンドをつくるということが、非常に私は違和感なんです。それとグラウンドで使わないときには駐車場としても利用するというふうに聞きました。あの親水公園の中に車が進入してくること自体、私はおかしいと思います。そういう意味から、今後きっと令和３年度の中にも予算が入っているのかなと。その予算はお幾らなのかと。今後どう展開していくのか、その点をお伺いします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 ただいまの秋山委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、国体前、平成30年度から調整池の一部を整地させていただきました。当初おっしゃるとおり野球のグラウンド、練習場所の利用である、そういったことができるところが欲しいという要望が確かにあったことは事実でございます。確かに1,200万円強をかけて整地をしたものの、実際に調整池であった部分もありまして水はけがすこぶる悪いということは、これもまた事実として残っております。今年度そういう状況が春先より続いているということも課として把握しておりました。また、委員のほうからもそういった状況があるけれどもどうなんだろうということでお話が合った部分でありまして、今年度一部ではございますが、整地した端のほうに水を受けるために側溝を今掘ってございます。以前は本当に雨が降ると1週間、下手すれば2週間水が引かないような状況ではございましたが、現在は、昨日の雨もありますので今日のところはちょっと無理なんですけれども、数日で水が大分引けるような状況にはなっております。ただ、完全にグラウンドとしてすぐに使える状態であるかということそこはまだ解消できていない部分かなと思っております。

確かにあそこの場所というのはもともと調整池で、周り、遊歩道というか散歩ができるような状況になっておりました。そこの自然の部分に関しては残すように設計をした上で整地をしたというところではございますが、やはりどうしても一部樹木の移設をしなければいけなかったりというところで少し利用者の方にとっては変わってしまった環境というのが疑問に思われるところだったかと思っております。

駐車場としての利用ということなんですけれども、実際運動公園体育館のほうではかなり大きな大会も年間を通じて何回か使われております。例えば冬にやる空手の大会ですとか、新体操の大会ですとか、やはり駐車場がかなりいっぱいになってしまうような大会等もあります。そういった部分で使えるような広場の整備ということで、もしそういうことがあれば使えるところとして整備をさせていただいたものでございます。

令和3年度についてなんですけれども、やはり委員おっしゃるとおりまだまだ水が引けていないというところがあることは承知しております。今回、その中でもひどい、どちらかというと芝生の広場に近い方の面なんですけれども、そちら広いところがやはりありますので、そちらにつきまして一部ではございますが環境を整備するような形で予算計上をさせていただいております。こちらにつきましては、牛久運動公園を維持管理する、こちらの維持補修工事の中に約200万円ほど今計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 側溝を掘ってあるとおっしゃいました。私そこを見てきました。でも、はっきり言ってあまり役に立っていないと私は思っています。私が、今回じゃなくてそれ以前にも晴天が続いたときに見にいきました。相変わらず水たまりはありました。何のためこれを掘っているのかなど。確かに側溝にも水がたまっていました。はっきり言って、どこまでその役目を果たしているのかというのは、私は疑問です。桜の木も移設した、その状況の中で、植樹をされたわけですよね。あそこの1本1本の木に御自分の名前を掲げていらっしゃる方がいらっしゃるわけです。

御自分の木がいつの間にかそこらになくなった、なくなった、調べてくれというふうに要望が来ました。そういう移設するにしても親切さがありませんよね。移動すればいいやと、市の事業をするために移設するんだからしょうがないでしょうじゃなくて、やっぱり丁寧な対応というのが必要だと思います。それと、やはり親水公園のイメージを残しておっしゃっていましたが、はっきり言って残っていないです。あそこのところにグラウンドなり駐車場を置くということ自体が非常に違和感なんです。これは何年かけて予算を200万円ずつ毎年、毎年計上して整備したとしても何年かかるのかと。はっきり言って私は無駄だと思っています。ですのでその点ちょっとお伺いします。3点ばかり。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 すみません、桜の木の移設につきましては、植樹をされる際に一応市の所有物になるということで植樹をしたというふうには聞いておるところではあるんですけども、やはり、だからといって委員おっしゃるとおりネームプレートもありましたし、皆さん植樹されたときの気持ちもあって、なぜということはあったかと思っています。そういったところについては本当に丁寧に対応すべきだったかというふうに担当課長としては思っております。

あそこのグラウンド、広場に関しましては、確かに当初整備した段階でもう少しきちんとした整備ができていればこのような状況にはなっていなかった部分はあるかと思いますが、これから水はけを少しでもよくなるよう、こちらとしても整備のほうをした上で有効に活用できるようにしていきたいというふうには思っております。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 そうしましたら、毎年毎年それなりの予算をかけて整地をしていって、あそこの親水公園も計画どおりやっていくという方向性に変わりないということですね。もしそれが何年かけても全く水はけが改善されなかった場合には方向転換するという可能性もありますか。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

今回令和3年度で上げさせていただいた工事費、こちらのほうで行うことで改善できるものというふうには考えております。その後やはり利用される方々の御意見を聞きながらその広場についての活用方法であったり整備方法、そういったものに関しては検討していきたいと思っております。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 分かりました。ではこの令和3年の200万円を組み込むことによって改善されるというふうに今課長おっしゃいました。この1年間また何度か伺わせていただいて調査させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○須藤委員長 ただいまの牛久運動公園を維持管理する事業についてほかに関連する質疑のある方挙手をお願いいたします。

それでは以上といたします。

次に質疑のある方挙手をお願いいたします。諸橋委員。

○諸橋委員 それではよろしくをお願いします。

ページ、161ページの各運動広場について質問をさせていただきます。

牛久運動広場、奥野、牛久、栄町、女化、4か所あるんですが、この4か所の施設管理の委託業者がそれぞれ別なのか、また一緒なのかという点をお尋ねいたします。

2点目として、奥野運動広場の植栽管理の内容と牛久運動広場の植栽管理の内容についてお尋ねをいたします。

3点目に、各施設のトイレ整備の状況についてお尋ねをいたします。

以上3点をお願いします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 諸橋委員の御質問にお答えいたします。

各運動広場のほうの委託業者なんですけれども、こちらにつきましては運動公園を管理していただく業者と同一の業者になっております。

植栽のほうの内容につきましては、やはり牛久運動広場、奥野運動広場ともに、高木の部分がございまして、主にその高木の部分、そちらをやっていただくようになります。また、園内には低木である部分もございしますので、そちらも含めてメインとしては高木というところの剪定、それから害虫駆除なども含めてやっていただくようになってございます。

すみません、トイレの整備状況なんですけれども、現在洋式化できているところは牛久運動公園、こちらだけになっております。ごめんなさい、女化運動広場にも新しくトイレを新設させていただいていますので、そちらも洋式化されているんですが、牛久運動広場及び奥野運動広場、こちらについてはまだ洋式化がされていないという現状になっております。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 この運動広場を活用している団体から雑草の除去についての非常にクレームといたしますか、要望が多くて、実際使用する際に、具体的に言うと牛久運動広場の際は道路側、レフト側の草、あとのり面の草の管理、それと奥野運動広場についてはレフト側の、あれは民地になるんですけれども、民地から枝がせり出していて、Nさんの土地、Eさんですか、Eさんの土地なんですけど、あそこの木がせり出して非常にスポーツをする際に邪魔になるという声があるので、それについて高木を剪定する際、民地の木なんですけど許可を取ってもらって、なるべくシーズンに合わせて伐採をしてもらいたいということと、やはりトイレの要望というのが非常に多いので、これは何年かかるか分からないんですが、非常にスポーツ施設のトイレ整備というのは重要な問題だと思いますので、予算化をしてトイレ整備、スケジュール化をして早急に進めていただきたいと思うんですが、その辺について考えをお伺いいたします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 諸橋委員の再度の御質問にお答えいたします。

雑草等の御意見ということで、大変申し訳なく思っております。委託するにも年間当たりの回



数にも限りがあるというところもございまして、なかなか手が回っていないという状況があらうかと思います。こちらにつきましては、業者に今委託する部分もあると思うんですけれども、できる限り市のほうでも職員等で対応できるような体制を整えて、できるだけシーズン前にきれいな状態で使っていただけるような状況を作っていきたいと思います。また、奥野運動広場の枝、こちらにつきましては、許可をもらわないことには、上から出ているものに関しては許可が必要だというのは承知しておりますので、できるだけその部分についても早急に所有者の方に連絡を取って許可いただけるように進めていきたいというふうには思います。

また、トイレ整備につきましては、こちらは確かにいまだに和式の状態では整備が進んでいないというところはあると思いますが、これからも財政面との協議が必要にはなりますが、要望のほうは続けていこうというふうに思っております。

以上です。

○須藤委員長 ほかにこの運動広場を管理運営する事業について関連の質問のある方挙手をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 それでは栄町の運動広場と女化の運動広場、こちらに関しては芝生化してある芝生の管理費というのはこの中でお幾らになるのかそれぞれ伺いたいと思います。

それから、去年までこの費目の中に小学校の芝生化したグラウンドを維持管理する、こういった事業があったと思いますが、今回は予算に上がっておりません。この件がどこに行っているのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

まず栄町運動広場、それから奥野、申し訳ございません、女化運動広場、こちらの芝管理の金額ということなんですけれども、今回栄町運動広場につきましては、予算計上で610万円、予算計上させていただいております。それと、女化運動広場のほうですけれども、こちらは730万円計上させていただいております。

小学校の芝管理のほうなんですけれども、以前はひたち野うしく小も含めてやっていた部分があったんですけれども、現在は牛久二小のグラウンド芝の管理の部分のみが昨年残っていた状態でした。今年度から学校教育課のほうの管理のほうに予算をつけ替えさせていただいているため、スポーツ推進課のところからは小学校の芝管理がなくなっているという状況になっております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。今芝生化したグラウンドは牛久二小だけで、ひたち野うしく小の状況をちょっと教えていただきたいことと、芝生化したという、こういう事業はほかのところへもう普及はしないで、今この2校だけにとどまっているのかというところを確認したいと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 今の小学校での芝生化というところで、芝生化していたのがひたち野うしく小とあと牛久二小、これについてはt o t oの補助金をいただいていたわけなんです、

ひたち野小については過去に常任委員会のほうで私申し上げたことがあるんですが、実は児童数が増え過ぎてしまって、とてもじゃないけれども養生する期間ばかりが長くなってしまって使えないというところで、もう三、四年前ぐらいに芝生の管理の委託のほうは切ってしまっておりま  
す。牛久二小については、これまでスポーツ推進の委託の中で一緒にやっていただいていたんですが、今回小学校のに分けるに当たり、やはり養生する期間がかなりあるというところも踏まえて、あと牛久二小だけで300万円を超えるぐらいの委託料がかかってしまうという中で、やはり全体的な予算のバランスの中で、最低限の刈り込みだけの経費という形で62万円程度の予算を計上しております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 芝生化したという事業自体はもうほかの学校には今のところ普及させていく御予定はないということですか。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 すみません、答弁が漏れました。

芝生化については、今のところその2校に次いでほかに広げていくという考え方はございません。

○須藤委員長 ほかにこの件に関して質疑、同様の質疑がある方ございますか。

以上といたします。

それでは、次の質疑のある方挙手をお願いいたします。市川委員。

○市川委員 ページ数でいきますと145ページ、文化財を保護継承して活用するのシャトー関連の質問をさせていただきます。

まず、ワイン文化日本遺産協議会負担金、これの中身と、甲州市とあと日本遺産茨城県内で水戸と笠間、せっかく桜祭りというか3月20日からガーデンオープンしてやっている中で、協賛というか一緒に取組をしないかみたいな形で声かけ等々はしたのかどうか、県内、要するに茨城県の中の牛久シャトー自体は文化財ということでは大変重要な県南の観光資源にもなるので、そういう水戸と笠間に働きかけはしたのかどうか。

あと日本遺産に認定されてから牛久市含めて3市でいろいろな協議は多分なされていると思うんですが、どのような形で何回ぐらい開催されたのか、コロナ禍ということもあって積極的にいろいろな事業は大変厳しいかとは思いますが、今後どのように、茨城県も含めてなのかどうかちょっとそこら辺分かりませんが、戦略的にせっかくびりから脱出したということもあるので、そういう部分で戦略がまずなされているのか。あと日本遺産は教育委員会の管轄だと思うんですが、そういう部分では市役所としてプロジェクト推進課と横のつながりですね。そこら辺はどのようなになっているのか、ちょっと数点お伺いいたします。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 数点につきまして、頭からお答えいたします。

まず、ワイン文化日本遺産協議会のこちらの負担金の中身でございますが、こちらにつきまし

ては甲州市とともに様々な事業を展開するに当たりまして、約3,100万円ぐらいの事業費を予定しておりまして、うち甲州市と牛久市でそれを2分の1ずつ負担する形で1億5,000、失礼いたしました、1,500万円、1,550万円ぐらいがそれぞれの持ち分になります。そこに牛久市独自でかかる部分の、例えば宣伝広告費ですとか旅費ですとか消耗品とかそういったものを900万円ぐらい考えておりまして、全部合わせまして2,472万円という形です。

それで、こちらのそれぞれの甲州市とともに展開していく中身なんですけれども、例えば牛久シャトーを舞台といたしまして牛久シャトーフェスタというのを考えておりまして、あとの質問でも入ってくるんですけれども、そちらに甲州市ですとか水戸市さんにも、また笠間市さんにも参加していただくという予定で考えております。それから、なお甲州市のほうではワイン文化140年史シンポジウムというのもこの大きな事業の中で考えております。そのほかに日本遺産の映像制作事業ですとか、ワイン文化日本遺産専用サイトの多言語化というのを含めまして、先ほど冒頭申し上げました3,100万円、こちらが甲州市、牛久市合わせましての総事業費になりまして、そちらに充てる部分がこちらの2,472万円ということでございます。

先ほど申し上げましたが、水戸、笠間との連携につきましては、当初2月にイベントを開催予定しておりまして進めておりましたが、ちょうど茨城県独自の緊急事態宣言のさなかでございましたのでやむなく断念ということで、そちらがちょっとできなくなってしまいまして、そちらに向かつてはそれぞれの市で何かその市の特産品みたいなものを持ち寄って売るということも考えていたんですけれども、それがちょっとかなわなくなってしまったということがありますので、例えば今後牛久シャトーフェスタのほうでその2月にやりたいと思っていたそれぞれの市町村の特産品の持ち寄りといったものもできればと考えております。

続きまして3つ目の認定されてからの3市での協議はということでございますが、まず、こういった緊急事態宣言下でございましたので、茨城県が、ズームを用いまして何度か、まず担当レベルでは月1回ぐらいとか一月半に1回ぐらいやっております、課長レベルですと1回3市で画面の中でやらせていただきまして、いろいろ協議をさせていただいて、今後の連携、令和3年度の幹事市などもちょっとそこで協議をさせていただきました。

また、戦略につきましては、引き続き創生プロジェクト推進課のほうと協議を進めながら、当然文化芸術課といたしましては文化財の保護継承の部分での補助金の計上、それから事業の展開という形になるかと思うんですけれども、当然創生Pのほうとも引き続き連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 ではこの期間中には特に何も計画はしていないということよろしいでしょうか。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 失礼しました。今回のシャトー株式会社としてのそちらのお祭りにつきましては、お声がけはさせていただいた部分はあったかと思うんですけれども、協議会としての3市合同としての参加はないという形でございます。

以上です。

期間が少し短過ぎたというのはあるかもしれません。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 では今後は、これは日数の面で間に合わなかったとは思いますが、せっかくエスカードにいばらき自慢等々あるんで、やはりそういうのもうまく利活用しながら茨城県内の文化遺産をもう少しアピールするいいきっかけになるので、お金はそんなにかからないと思うんです。ですから、そういうまずやれることからやっていくというのはすごく大事だと思うので、やはり課長もそういう部分では積極的な部分が多々あると思いますから、ぜひ前向きにどんどん取り組んでいていただきたいと思っております。今後令和3年度として、3市もしくは甲州市も含めてやっていく、茨城県は茨城県で多分やっていくと思うんですけれども、3市でやっていくと思うんですが、予定としてはどのような、令和3年度に企画しているものが今もしあるのであれば、内容がもし公表してもいいということがあればお聞かせいただければと思います。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 ありがとうございます。先ほどの答弁とちょっと重複してしまうんですけれども、牛久市のシャトーにおきましては、牛久シャトーフェスタという形で当然甲州市にも来ていただきまして、また水戸、笠間にも声をかけながらこちらを開催する予定であります。一方甲州市につきましてはワイン文化140年史シンポジウムということで、あちらを舞台として甲州市も展開していきます。そこに牛久市も一緒に参加していくと。当然そのときにシャトーの特産品ですとか物産品ですとか、物品を持っていくという可能性はございます。

以上でございます。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 今の段階ではシャトーフェスタと甲州の2回、2回という言い方が適切かどうかは分かりませんが、それ1回、1回ずつ、両方で、を企画しているということですね。

○須藤委員長 それではこの文化財を保護継承して活用する事業について関連する質疑のある方挙手をお願いいたします。利根川委員。

○利根川委員 以前、牛久シャトー、お城の中にある程度重要、貴重な絵画がかけてあった、これは今文化財として保存されているのかどうか、途中に階段の右側にあったものとか、2階のところに何点か絵が飾ってあったんですが、それらを保護してあるのかどうかお尋ねします。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 お答えいたします。

本館2階にございます絵画、絵画をきちんとした形で保存しているかという内容でございますが、絵画につきましては本館2階の保護を活用、保護の部分と同様に考えておりますので、当然こちらで例えば地震があったりいろいろなことがあった際に変わりがないかというのをきちんと確認いたしまして、県を通じて国のほうに伝えておりますし、日々それは文化財の保護という形で保護させていただいているものでございます。

以上です。

失礼しました、本館２階の保護と同様にとということで結構です。

以上です。

○須藤委員長 ほかに関連する質疑のある方いらっしゃいませんか。

それでは文化財を保護継承して活用する事業については以上といたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は１４時２０分といたします。

午後２時１０分休憩

---

午後２時２０分開議

○須藤委員長 それでは休憩前に引き続き予算委員会を開きます。

引き続き教育委員会所管事項について質疑を継続いたします。質疑のある方挙手をお願いいたします。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは１３７ページの０１０５小学生通学用ヘルメットを配付するという事業です。１，１９６万８，０００円です。

令和３年度の事業内容、４月から新入生の配付はいつになるのかということ、それとヘルメット、徒歩通学の小学生に３年経過をしましたが、例えばヘルメットの製品に瑕疵、そういうものがあつた場合の賠償とかそういうものはどうなるのか伺いたいと思います。

それと、これはヘルメットの着用の留意点について、県のほうから、保健体育課のほうからヘルメットの指針について通達が来ていると思いますが、その辺の確認をいたします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 遠藤委員のヘルメットの事業に関する御質問にお答えいたします。

まず、ここに上がっている令和３年度の予算に上がっている事業内容ということでいきますと、これは前の年度に翌年の４月に配る分を購入していますので、昨年度だと３００万円行かないぐらいの金額だったんですが、ちょうど令和４年度はもう３年経過しまして４年目になるということで、ＳＧマークの期限が３年である関係上１年生と４、５、６年生、４学年分計上してございます。その関係でちょっと金額のほうは膨らんで、例年より膨らんでいる形でございます。

先ほどヘルメットに瑕疵があつた場合の賠償ということなんですが、今申し上げたＳＧマークがそういった形で絡んでくるかと思いますが、それについては３年が期間ということで言われていまして、ヘルメット自体に瑕疵があつてけがが出たとかそういうことですね、通常の事故でけがしたからといって全て賠償されるわけではなく、ヘルメット自体に瑕疵があつてそれで負傷したというものに関してはＳＧマークの補償の対象になってくるというふうに聞いております。

また、県のほうからの文書なんですけど、昨年でございますと８月４日とあと３月１日、２回県のほうから来ております。内容についてはいずれも同じなんですけど、お医者さんのほうからこのヘルメットについてはやはり目の疾患があつたり頸部への負担がある子供については強制しないよというのがありますので、そのあたりを着用に関して御留意願いますといったものがその文書になっております。市のほうも当然これについては再三学校を通じて子供たちにはお知らせ、

子供たちと保護者に対してお知らせしております、ただしそれについては必ずしも強制するものではないので学校のほうに一言申し出ていただければそれはそういった形でかぶらなくても結構ですという扱いをしていますし、また、昨年度なんかですと、夏の熱中症の季節に入る前にやはりヘルメットが心配だと、穴がいっぱい開いていますので直射日光が当たるんじゃないかという声もあったので、そのあたりも含めて、その辺を御心配される方はその間黄色い帽子での登校も可能ですというような文書も出しております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今度の令和3年度の予算については前年度に、4、5、6と4年生に対応するために金額が大きく膨らんでいるということは理解できました。

それで、新入生に対しては配付するというのはもちろん入学式が終わってからだと思うんですが、その辺の状況、それとSGマークなんです、3年間の保証期間があるということなんですけれども、例えば瑕疵とはどういう状況が想定されるのか伺いたいと思います。それと、先ほどの通達文書なんですけれども、県のほうから出ているのは環境とか個々の事情を考慮して個別に対応する必要がある場合には強制することがないように、着用に関して留意するというような内容だと思うんですが、学校と保護者へのお知らせ、周知の方法、先ほどもう学校のほうを通じて保護者にもされているということだったんですが、いつこの文書なりこの指針なりが周知されているのかその辺を伺います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず配付の時期なんです、先ほど委員のほうもおっしゃられたように新入生に対して入学の時点でお配りしております。こちらの予算で令和4年度においては4、5、6にもお配りしますが、それも4月の始業式なりその時期に間に合わせる形でいきたいという形で考えております。

また、瑕疵についてはどのような瑕疵かというところなんです、これは結局交通事故とかそういうものが正直ヘルメットだけで全てが守れるものではありませんので、そのヘルメット自体に製品上の問題があって割れてしまったとか、どのぐらいの衝撃で割れるとかそういう部分もあるかとは思いますが、結局その辺の関係を証明した中じゃないとちょっと難しいのかなと考えております。具体的にどういうケースでというのはちょっと一概には申し上げられないかと。製品自体に問題があったら当然賠償しますと。

あと、その保護者への通知なんです、昨年の段階ですと4月ぐらいの時期に市のほうからお伝えしてくださいと学校だよりなんかで、こういった内容で例えば写真を入れてお知らせしたらどうですかというような、ちょっと案文みたいなのはつくってお回ししました。そこは学校でどのような方法で保護者に伝えるのが一番いいかというのは学校にお任せしております。また、夏季においてはやはり熱中症との関係でお知らせするような文書も回しました。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員　そうですね。製品に瑕疵があった場合というのは、これは何か、それこそ事例が出てこない限りそれは多分どういう場合かというのは難しいと思いますが、S Gマークということ自体が3年間保証という一つの目安というふうに理解をするものなのですが。

それで、あと学校のほうにこういうふうな文書が来たときにやはり学校長の判断によるものが多いんじゃないかというふうに感じるわけです。例えばおたよりを出したとしても、その受け取り方によってはやはり強制という言い方じゃないかもしれませんが、みんながかぶっているのに同じようなことをやっぱり学校のほうから言われればそれに例えば自分の子供だけ別の黄色い帽子で通学するというのに大変違和感を持つ保護者の方もいらっしゃるんじゃないかと思うので、その辺は丁寧な説明、教育委員会のほうから各学校に通知自体をきちっと出すということのも必要だと思うんです。学校によっては例えば黄色い帽子を学校で預かるというようなことがないような、そのようなことも聞いたことがございますので、その辺も重々通知のほう周知のほうにやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。まだ3月ということで、これからという問題があるかもしれませんが、教育委員会と学校との連携というか事務連絡をきちっとやっていただきたいと思いますと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○須藤委員長　学校教育課長。

○川真田学校教育課長　今のお知らせの問題なんですが、基本的に牛久市はヘルメットを子供たちの安全のために血税を使って購入して配っているわけですので推進しております。やはりその観点から先生方は基本的には着用するような指導を学校では行っているはずです。ただ、やはり事情があるお子さん、また保護者側の考え方も含む、で今はお話ししていますが、保護者の方の考え方で強制されたくないといった御家庭においてはそこまで強制するものではありませんので。ただ、学校のほうから一応指導している関係がありますので、学校のほうには事情を話した上で黄色い帽子での登校も可能ですという形にしております。その内容についてのお知らせについては、うちのほうの文書としては基本的に学校だよりに写真なんかもちょうと入れながら、登校風景の写真とか、そういうのも入れながらやったらどうですかというような一つの例示のような案文をつかって、昨年ですと学校のほうに流しております。

以上です。

○須藤委員長　引き続き、この小学生に通学用ヘルメットを配付する事業について関連する質疑のある方。山本委員。

○山本委員　先ほどのヘルメットですが、最近校外生活からのアンケートが地区の回覧でも回ってまいりました。その中に要望として登下校時のヘルメットを帽子に変更したいという一文が載っております。それに対して学校からのコメントでは、ヘルメットの着用に関しては市内で発生した小学生の交通事故でヘルメット着用により軽傷で済んだ例があるため推奨しておりますが、着用は任意となっております。このように書かれておりますので、先ほど答弁されたとおりでと思うんですが、この前、J Aからも黄色い帽子が新入生には配られたと思います。あと、交通少年団ということで5、6年生に黄色いベレー帽とスカーフというのも配られていると思うんですが、そこら辺の使い分けというのか、そういうのはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょ

うか。子供の安全面から見たときに。そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 確かに黄色い帽子については今年度も来年度分として先週 J A のほうから御寄附をいただいたところでありまして、我々としても非常にありがたいというふうに考えております。基本的に強制はしていない中で、登下校でヘルメットをかぶるとしてもやはり校外学習であったりいろいろな場面で黄色い帽子をかぶるということもあるというふうに想定されますので、そこはヘルメットがあるから黄色い帽子が要らないということは決してないというふうに考えております。また、ちょっと交通少年団のベレー帽の扱いについては、すみません、各学校にどのような扱いをしているかちょっと今把握しておりませんので、確認したいと思います。

○須藤委員長 ほかに関連して質疑を行いたい方。ございませんね。

それでは以上といたします。

次に質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 157 ページ、市の目指すスポーツ振興を推進する。市の目指すスポーツ振興とはどういうことなのかお尋ねします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

牛久市の市のスポーツ振興を目指すものを推進するということなんですけれども、スポーツ基本法にのっとりまして市民に対して市ができること、そういったところを行っていききたいというふうに思っているところではあるんですけれども、今回この中で計上させていただいている部分の中で今後の市のスポーツの中で県南地区、県西地区も含めて市単独ではなかなか難しい、市民に対してのスポーツ、見るスポーツですとかするスポーツ、そういったところを少しでも展開できるような形で進めていけるプロジェクトのほうを今考えているところでございます。9 市、県南、県西の 9 市で現在プロジェクト会議のほうを、プラットフォームのほうを創設しまして、各市から問題点を持ち寄りながらスポーツの振興がどういった形でできるかというところを進めていくところを考えている状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 相撲もスポーツですよ。稀勢の里が来年度部屋をつくるという話は知っておりますか。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 すみません、稀勢の里関が来年度部屋を起こすと、それに関するものは現在計上されておりません。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうすると、市のほうとしては稀勢の里の来年度の部屋を立てる、立ち上げるということについては一切関知しないということなんですか。載っていないということ、そういう



こと。

○須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 7 分休憩

---

午後 2 時 3 8 分開議

○須藤委員長 再開いたします。

スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 すみません、スポーツ推進課単独としては関知していないと、計上していませんので、というところになります。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 運動公園の野球場の使用のことで、来年度私のほうで調べたところ、6月19日に日ハムファイターズがロッテとウエスタンリーグで試合をするというふうに聞いているんですが、この点についてどうでしょう。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

現在担当レベルのほうでもその話は来ております。昨日日ハムのほうの担当者とその日どのような形で開催していくのか、そういったところを、打合せを行っているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 この日ハムファイターズが牛久の野球場を使うということについて、牛久市として日ハムのファイターズのほうに申請をした、要求をした、お願いをしたという経緯はありますか。来年度。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

我々スポーツ推進課のほうから日ハムサイドであるとかそういったところに、市としてもですけども、どうしても牛久市でやってほしいとかそういった要望を出したということはないというふうに記憶しております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 せっかく大きなお金をかけて、そして野球場をつくって、日ハムファイターズとロッテ、楽天ですか、おとしやられたときもそれなりの3,000人を超える人たちが来ている。少年野球の子供たちもそれはそれなりに非常に勉強になっているというふうに思います。去年は日ハムファイターズとジャイアンツがやる予定だったんですけども、コロナでできなかったという経緯が。こういう中で、日ハムファイターズの来年度の日程というのを見てみますと、球場が決まっていないところが何点かあるんです。そういったところを、やはり来年度市として、

当然市長が赴いて牛久の球場を使ってほしいということをすべきじゃないかというふうに思うんです。せっかくあれだけの大きなお金をかけて、スポーツ振興ということならばできるんじゃないかと。申請に行くだけでもそれは違うと思いますし、いろいろ聞いてみますとほかの市町村もそのような申請はしていなくて、日ハムファイターズのほうが一方的にここだ、ここだと決めているようなふうに聞いています。しかし、市長をはじめ、できれば議会も含めて陳情に行くということであればあちらのほうも相当違うと思うんですけれども、ぜひ来年度の中で、6月19日に試合がありますから、最低でもそのときにもう少し牛久の球場を使ってほしいというようなことをお願いしてもらいたいというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

6月19日、今のところ予定どおりであれば牛久の球場を使っていたいてやっていただけるということです、その際に委員おっしゃるとおりやはりそれだけの球場であるということでもありますので、日ハムのほうに働きかけをするよう、そちらについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 ただいまの質問に関して関連する質疑のある方。

それではスポーツ振興を推進する事業については以上といたします。

それでは、次に、着座のまま暫時休憩といたします。

午後2時43分休憩

---

午後2時43分開議

○須藤委員長 それでは、再開いたします。

質疑のある方挙手。山本委員。

○山本委員 廃止された事業ということでお伺いしたいんですけれども、ひたち野うしく小学校のプールを開放する事業が廃止になったということで、この経緯は頂いた資料にも書いてあるんですが、中学校の水泳事業に使う可能性がある、またコロナということもあって、今後一般の方には開放しないで学校の水泳授業との関連性をもう少しお話をちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

あと、こうなった場合の管理委託などはどうなるのかということもお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

ひたち野うしく小プールの開放につきまして、中学校でプールを使うかもしれないという計画ということなんですけれども、実は牛久運動公園のドームがかかっていたプール、あちらで例年ですと6月、7月、学校の水泳授業のほうを行っておりました。ただ、そちらのほうドームを取り壊したことによりまして水温、気温のほうの確保ができないという状況になりますと、当然中学校の水泳授業ができなくなってしまう、そういうこともございまして、ひたち野うしく小学校

のプールにつきましては、温水ということになりますので基本的にはスイッチを入れれば年間使うことができるという状況になってきます。平日の昼間、学校ですので平日の昼間ということでそういったものが入ってくると、やはり一般に開放するというのは難しくなるという現状が出てくるというところでございます。

そうなった場合の管理委託、こちらのほうなんですけれども、一般開放のほうを今までやっておりましたので業務委託という形で業者のほうに外注してお願いしていた部分、一般開放という部分がありましたのでやっておりましたが、現時点、学校でのそういった授業での使用だけということであれば外注する予定は現在のところはありません。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 中学校の水泳授業に使うといっても、時間数的にはそんなに多い時間じゃないと思うんですが、そうすると夏場以外のところはどのような使用をしていくのかというところをお伺いしたいと思います。

あと、今まで一般開放で使っていた方たちへの周知ということと、あと横にスタジオもあったと思うんですけれども、そのスタジオに関してはどうなるのかというところをお伺いします。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

中学校のほうで使うとなれば、委員おっしゃるとおり平日の昼間ということで、使う時間というのは限られてくるというところはあるのは委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。しかしながら、それ以外の部分を開放するということになった場合に、やはりこれまでどおりの形での開放というのはなかなか難しいものがございます。というのはやはり、コロナのほう完全に落ち着いていないという状況下の中で、施設内、屋内施設ということもあります。また、更衣室がかなり、そんなに大きな更衣室ではございませんので、そういったところ、密を避けるとか、そういったことを考えるとやはり人数制限などかなり厳しいものを付さない限りは開放することは厳しいのではないかと。そうとはいえ、利用者の安全面を考えれば1人入ろうが50人入ろうが同じように安全管理というのはきちんと見ていかなければいけない。そういったところを考えるとなかなか現状で今までどおりに開放するというのは難しいのではないかとということで、今回の判断に至っております。

また、スタジオなんですけど、こちらにつきましては現在向こうで行っていたプログラムも一部、武道館プログラムのほうに持ってきております。プールを開放しない、けどスタジオだけ開けるというわけにはいきませんので、スタジオのほうもプール同様閉鎖という形になってくるかと思えます。

また、会員さんへの周知のほうなんですけれども、登録していただいている会員さんにつきましては3月上旬に市のほうより通知をさせていただいております。またホームページのほうでも来年度プール開放、それからスタジオプログラムのほうの事業の中止について広報させていただいているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 ただいまのひたち野うしく小学校プールを開放する事業の廃止についてでしたが、関連して質疑のある方挙手をお願いします。

なければ以上といたします。

次に質疑のある方挙手をお願いします。諸橋委員。

○諸橋委員 147ページ、0116うしく鯉まつりの開催を支援する事業なんですが、本年度もコロナの影響で中止ということなんですが、こいのぼりの掲揚だけを行うのか、その1点だけお伺いをいたします。やはり今こいのぼりを上げている家というのは非常に少なくなって、日本の伝統をこういった事業というのは大分廃れてきているんですが、こいのぼりを見ることを楽しみにしている子供たちがいるもんですから、こいのぼりについてはどのような掲揚について対応されるのかお伺いします。

○須藤委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今委員さんのほうからお話がありましたように、鯉まつりのほう、誠に残念ながら中止というふうな決定がなされております。しかしながら、こいのぼりの掲揚、あと市内の幼稚園、保育園の子供たちのパネル展示だけはやりたいということで、委員さんの中でお話合いになりまして、当初ひたち野うしく駅と牛久駅にもこいのぼりの掲揚ができないかという計画もございましたけれども、風が吹いて万が一線路にこいのぼりが行ってしまったら大変なことになるということで、そちらはちょっとあきらめまして、中央生涯学習センターのほうにこいのぼりを掲揚するのと、あとは今までどおりお祭り会場、鯉まつりの会場である牛久市役所の隣の近隣公園、そちらに掲揚するというので、2か所で掲揚する形で今のところ考えているところでございます。市内の保育園、幼稚園のパネル展示につきましては中央生涯学習センターの施設の中に展示をする計画でございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかにうしく鯉まつりの開催を支援する事業について質疑のある方。よろしいですか。

以上といたします。

それでは、ほかに質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 学校教育課所管の、ページ数143ページ、0103市立幼稚園を管理運営するについてお伺いいたします。

まず最初に令和3年度の入園希望者数、募集人数に対しての割合をお示してください。

それと、市立幼稚園は幼児教育センターの機能を果たしているということを伺っています。その成果をお伺いいたします。

それと、あと最後に教育委員会は公立幼稚園の役割をどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

以上です。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 秋山委員の御質問にお答えいたします。

まず、幼稚園の新年度の募集につきましては、これは定員が今35という形で運営しております。第一、第二とも35でやっております。第一がそれに対して14名、第二が11名という形に現在なっております。3分の1になるかならないかというぐらいの感じの充足率となっております。公立幼稚園自体が年度途中で転入してきた方の受皿になっている部分もありますので、このまま年度末まで行くわけではなくて、途中で若干の増加はあると思いますが、今年度については特に減ってきております。と申しますのは、令和元年10月1日に幼児教育の無償化のほうがありまして、その影響もありまして令和元年度は104名だった、全部で、4、5歳児全部合わせて104名だったものが、令和2年度ですと91名、今年度、令和3年度の予測でいくと59名という形で、ちょっとここ3年で急激に落ち込んできているという状況がございます。

幼児教育センターの機能を果たしているのかというような御質問なんですが、これについては、第一幼稚園を2園体制のまま残す際にやはり幼児教育の質の維持向上の大切さから、やはり市として公立として幼児教育センター的な機能も持たせるということが大切であるというのが1つの理由になっておりまして、これに関しては茨城大学のほうと連携しまして、今年度コロナ禍でちょっと中止もあったんですが、一応5回ほど幼児教育センター事業といたしまして保幼小の接続、小1プロブレムの軽減、保護者の不安や悩み解消といったあたりを狙って公立幼稚園の関係者だけではなくて私立幼稚園、保育園、こども園、また小学校からも教職員の参加を募り、多いときですと18名とかそのぐらいの人数が集まって研修会のような形で開催して私立の、民間の方々からも参加された方は好評だったというようなことも聞いております。保護者を交えてというのも企画していた、保護者の悩み解消という部分も企画していたんですが、5回企画している中でちょっと2回は中止になりまして、秋口に予定していた部分が中止になりまして、ちょっとその部分はできなかったというふうに聞いておりますが、茨城大学のほうで今のところ連携して行っているというのは伺っております。

第一、第二の今後ということですか。

○秋山委員 公立幼稚園の役割を教育委員会としてはどういうふうに捉えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 やはり公立幼稚園、第一幼稚園の存続を決めたときに、やはり幼児教育センターというのもあったと思いますし、やはりセーフティーネット的な役割もあるというふうに出たわっております。その段階では幼児教育の無償化が正直見えておりませんでしたので、経済的な意味でのセーフティーネットという部分もあったんですが、今現在でいきますと極端な話、無償化になっておりますので私立幼稚園、いろいろな入園するに当たって用意しなければならない物品等の購入等ありますが、授業料の部分では経済的なセーフティーネットというのはほぼ要らなくなった状況かなと。また、一方で支援が必要なお子さんのセーフティーネットの意味合いは依然として残っておりまして、第一、第二においてもやはりそういったお子さんが最後の選択の場所として入ってくるというような状況も生じております。また、幼児教育センターというこ

とで言えば、全く公立幼稚園がない、現場のない市町村になってしまいますとやはりそういった民間とのつながれる場所もなかなかつながりづらくなってしまうのかなというのも現場の幼稚園教諭のほうから出ておりまして、公立幼稚園があることによってそこを研修の場にしたり、実際そういった子供たちを相手にいろいろなケースカンファレンス的な形で大学に入っていて、大学院生がやっている姿を、それをみんなで見て学ぶといった形で昨年は進めたようですが、そういったこともしやすくなってくるのかなというような意味合いもあるというふうに考えております。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 今課長のほうから御説明あったように、やはり経済的な部分での問題というのはやはり無償化ということで解消されていると思うんですけども、やはり精神的な部分で公立であるということで全てのどのようなお子さんでも引き受けるという中では、そういう点では保護者の方の心のケアの部分では寄り添っていらっしゃるということは重々分かります。ただ、やはり子供の人数も減っているということで、なかなか公立幼稚園のほうには子供さん、定員に満たないという事情も分かりますけれども、1つの理由としては延長保育を実施していないということも大きな理由ではあるかなと。やっぱり保護者の方がどうして私立の幼稚園を選ばれるかといったらば、内容よりもどちらかというと延長保育をしてくれるからというふうに考えてそちらのほうを選ばれる方も多いのかなと思っていますので、そこを公立保育園としてはどう考えていらっしゃるかということと、あと人数が減ってきていることで、第一、第二の幼稚園を統合するという考えがあるのかどうか、この2点について再度お伺いします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず、人数が減ってきている問題については正直幼児教育無償化の影響がかなりあるというふうに考えております。ただ、実は過去に第一幼稚園の存続を決めたときも子ども・子育て支援計画の中で、まず1号認定の量の見込みというのを一応出しておりまして、その時点が平成27年だったんですが、その時点の量の見込みから令和2年度にもう一度出し直した量の見込み、これがちょっと極端に需要の数が減っているというのが見て取れます。27年のときはぎりぎり需要と供給が合っていたんですが、公立が撤退してしまうと足りなくなってしまうぐらいのぎりぎりのところなんです。それが、令和2年度に出し直した段階では、やはり1号認定の部分幼児教育の需要についてはやはり余っている、確保されている数が余っているという状況が見えてきているというあたりも大きな要因かなと思います。当然現場の幼稚園教諭のほうも交えて話し合いをしたり、また我々も現場を訪れるたびにいろいろ聞いていると、確かに保護者のほうは延長保育であったり、あとよくあるのが3歳からやってくれればという声も当然あります。ただ、これに関しては単純に民間と競合する形でどんどんそういうサービスを広げていっていいのかなというのも一方でありますので、やっぱりその辺で検討が必要なのかなということで考えております。当然第一と第二を今後どうするかということも併せて再度検討していく必要があるというふうに考えております。

○須藤委員長 それではただいまの、市立幼稚園を管理運営する事業に関連する質疑がある方、

挙手をお願いいたします。よろしいですか。

では以上といたします。

次に質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 135ページです。0112のいじめ・不登校対策を推進する、109万2,000円の事業であります。

今回委託料に弁護士相談というのが入ってまいりました。それだけいじめ、不登校の状況などが深刻になっているのかなというふうに思うんですが、資料で頂いた中でもこれはちょっと令和元年度、令和30年度との比較では多少いじめの認知件数は減っているんですが、不登校の後ろの資料によりますとやはりちょっと増えているというか、そういうような状況などが見て取れるんです。こういう不登校の、いじめ、不登校の対策について以前から私どもでいじめ防止法の観点から新潟大学教授の取組など、牛久でどのように活用されているのかを伺いたいと思います。

それと、不登校の問題では例えば家庭の環境などにより不登校のような状況になっているようなお子さんもいるのではないかと思います、このような把握、学校との関係が大きいと思いますが、その辺はどうなっているのか伺います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、新潟大学の取組ということで、これは令和元年度の6月議会で御提案をいただいた内容かなと考えるんですが、その後私たちもこの御提案をいただきまして指導主事で全員で学ばせていただきました。指導主事自身でいじめ防止対策推進法を子供に伝えるにはどうしたらいいだろうということで子供版を作成して、この年の8月の校長会には指導課版として各校に配布し、活用を促したところでございます。その中で同じように各学校においても自分たちでその子供版を作成しようとした学校もございまして、その学校に聞きますと、やはり自ら作成することを通して先生方自身にも非常に研修になったというような感想を漏らしております。現在もホームページに上げている学校や集会で活用している学校、道徳や学級活動の時間等に活用している学校と使い方は様々ですが全小学校において活用させていただいているところです。来年度も4月にはこれは大事なことでと考えておりますので、各学校に活用を促していきたいというふうに考えております。

もう1点、不登校の問題なんですが、1つ目家庭に起因する不登校ということでよろしいでしょうか、につきまして、それぞれ不登校の問題、非常に複雑なんですが、家庭に起因するであろうという不登校が非常に多くなっているのは事実でございます。指導課といたしましては、スクールソーシャルワーカーが1つ、あともう1つは各中学校が独自に各学校の中に校内フリースクールといいますか、適応指導教室のような教室をつくって、こういった不登校生徒が、教室に入りにくい生徒が校舎内で居場所をつくるという取組をしてくださっておりますので、訪問型家庭教育支援ときぼうの広場の適応指導教室とで、この校内フリースクールに送り込むことができないかと。もう1つはこの部屋から各教室につなぐ役割を広場が担っていくことができないかというふうに今後の事業のほうを考えているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほど弁護士相談のことがあったんですが、令和3年度の委託料に入っていますが、それだけ深刻な状況などが増えているのかどうか、ちょっとその辺もう一度御答弁お願いします。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 答弁漏れ失礼いたしました。

弁護士相談につきましては、基本的には市の顧問弁護士がおりますので、一般的には市の顧問弁護士を使って私たちは複雑な問題には対応しております。この委託料につきましては、平成30年度に発生しましたいじめの重大事態に係る対応のための委託料でございまして、今後も非常に複雑でかつきちんと契約をすることによって解決を目指す必要があるものにつきましては、市と御相談の上、学校の業務あるいは子供たちを支えるためにも弁護士等の専門家の力をお借りしていきたいというふうに考えております。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今いじめの問題については子供たち、それから学校のほうでも自ら作成することでどのようなことがいじめになるのかということを自ら学ぶというのが大変意義のある取組じゃないかと思うんですが、そのあたりの、まだ分からないと思うんですけれども、効果というのはどういうふうな形で判断できるかどうか、ちょっとその辺を伺います。

それと、先ほど不登校の問題ではスクールソーシャルワーカーを校内のフリースクール、そういうものに促すような取組などということなんですが、たしかこのスクールソーシャルワーカーというのは県のほうからたしか派遣をされていると思うんですが、こういうようなときには県のほうに要請すればすぐ対応するというふうに、前に県のほうに要望行ったときに、市のほうから要望があれば対応できますというようなことをおっしゃってくださったんですが、市のほうではこのようなスクールソーシャルワーカーの要請についてどこまでお願いをしているのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、家庭に起因するようなお子さん、いろいろと多くの困難を抱えていると思うんです。そういう家庭の問題だけじゃなくて、やはり学校に行っても勉強が分からないだとか、そういうところを丁寧に対応することがやっぱり勉強の面白さを学校の中で、義務教育の中でそういうようなことを教育委員会としてもやはり丁寧に対応していただきたいと思いますが、その辺、先生方もお忙しいと思うんですが、その辺はそれこそスクールアシスタントなりやはり専門家の方を活用しながら子供たちの学力向上のためにやっていただきたいんですが、その辺をもう一度伺います。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目ですが、やはりいじめ、例えばいじめの定義1つ、こういうことがいじめになるんだということをお子さん自身、また保護者が知ることはいじめの防止に果たす役割が非常に大きいですし、また子供が間違いながら覚えていく、成長していくものなんですが、間違えたときにも



これはいじめなんだと子供にずっと指導が入るかどうか、これはそれまでの事前の指導が大きなものだと考えます。そういった意味でこのいじめ防止対策推進法の子供版の活用というのは果たしている役割が大きいと、以前に比べてその部分のトラブル、指導のトラブルというか、なかなか入らなくてどうしようということが減ってきたように感じます。ちょっとあくまで感覚的な答えになってしまうんですが、そのような効果があるのではないかと。

続きまして、ＳＳＷの県のほうのＳＳＷの活用ということなんですが、現在のところ本市にはＳＳＷが、きぼうの広場にいるものですから、県のほうに要請しているという実情はございません。本市のＳＳＷは今年度ですと１９家庭、２３の児童生徒に対応してございます。もちろん本市のＳＳＷでもし手が回らないような事態が生じた場合、この県のＳＳＷも積極的に活用したいというふうに考えております。

３点目が不登校に果たす事業や学力の役割ということだと思うんですが、これは委員御指摘のとおり、不登校をなくしていく１つの手だてとして授業が楽しい、授業が分かる、これはとても大きなことだと考えております。来年度指導課が行っていく指導主事の働きとして私たちが目玉と考えているのが、広場に相談があった不適應等を知らせる学校、あるいはおうちの方からの相談に対して広場の専門家だけではなくて指導主事が共に授業を見に行き、授業の中で不適應をどう解消するか、この中には当然２つの意味で、１つは不適應を起こしているこの子供に対する環境、周りの人的な環境を含む環境を整えてあげること、あともう１つはやはり分かるという授業、これをどのようにつくればいいのか。あと広場の専門家による見取りがかみ合わさることで不登校等に至る不適應状態を解消できればというふうに考えております。

**○須藤委員長** それでは、ほかにいじめ、不登校対策を推進する事業について関連する、山本委員。

**○山本委員** この重大事件といいますか、いじめの調査委員会は令和２年度で終了ということで、前に終了した場合は報告書を作成するというふうになっていましたが、そういったことで今回終了しているのかどうかというところをまず１点確認したいと思います。

それから、頂いた資料、平成、いじめの認知件数ですけれども、この場合のいじめの認知というのはどういう状態をもって認知というのかを教えてくださいたいと思います。

**○須藤委員長** 教育委員会次長兼教育企画課長。

**○吉田教育委員会次長兼教育企画課長** 山本委員の御質問のうち、いじめ調査委員会の件につきましては私のほうから答弁させていただきます。

平成３０年度に起きましたいじめ重大事案に対するいじめ調査委員会は令和２年度、今年度をもって終了する予定であります。現在のスケジュールですと、途中コロナ禍等もありまして会議の中断があったんですが、３月中に報告書を答申という形で委員会のほうからいただいて、それを当該児童の保護者の方々にきちんと御報告した後基本的には報告書を報告することが原則ということに、公開することが原則ということで文科省のガイドライン上は取扱いになっております。いずれにしても、該当する保護者の皆さんへの報告書の提出等がありまして、そのうち教育委員会の報告、市長への報告というような形になった後公開という形になろうかと思います。

よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 いじめの認知についてお答えいたします。

いじめの認知につきましては、学校がまず法に照らして起こった事象についていじめであるかどうかを判断し、教育委員会に報告していただいております。学校から報告を毎月上げていただいている数にはこのほかにも、例えば問題行動等の報告がございます。この中には、子供同士がトラブルを起こしました、例えばけんかをしましたといったような報告も含まれているんですが、この中で法に照らしていじめと判断すべきもの、判断できないかなと悩むもの等もございますので、これにつきましては学校に再度どのように判断なさりましたかということで戻した上で最終的な認知件数が決定されていきます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど報告書の件に関しては保護者とおっしゃっているのは、加害者、被害者のどちらにもということですのでよろしいのかどうか確認したいと思います。

それから、今の認知ということでは問題行動があった場合は学校に戻して最終的な認知は教育委員会ということでもいいのかどうかを確認したいと思います。

○須藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 いじめ調査委員会の報告書の件ですが、ガイドラインによりますと、まずは被害児童の保護者のほうにきちんと報告書、併せて加害児童にも同様な措置を取るようにというように書かれておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

○須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 いじめの認知につきましては、学校が認知して教育委員会に報告をしております。

○須藤委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑のある方、関連する質疑のある方。ございませんか。

では、以上といたします。

次に、質疑のある方。市川委員。

○市川委員 ページ数157ページ、図書館施設を改修するんですが、この防水改修工事、これをやること、蔵書に影響があるのかどうか。あと今後まだ改修予定があるのかどうか、この2点お聞きします。

○須藤委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 中央図書館大和田です。よろしくお願いいたします。

市川委員の改修工事の件ですけれども、現在雨漏りをしている箇所というのは事務室になってます。なので、蔵書に関しては今のところ影響が出ていない状態でございます。今後のほかの改修計画なんですけれども、5か年計画のほうでは昇降機、エレベーターですね、のほうの計画

をしておりますが、財政的なこともありますので相談しながら進めていきたいと考えております。  
以上でございます。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかに、図書館施設を改修する事業について関連する質疑のある方挙手をお願いいたします。はい、よろしいですね。

では以上といたします。

次に質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 学校給食の危機管理ということで、災害に対する危機管理というのは県の教育委員会からマニュアル等が出て各学校に配布されていると思うんですが、以前学校給食の中に異物が混入したという問題がありました。これはマニュアルをつくるなり、そしてまた新年度に当たって、学校長はじめ職員、教員が替わる可能性があるという中で、年度初めにはっきりとしたマニュアルなり危機管理というものの、どうしたらいいのか、前回のときは子供が異物が入っているものに対して教員のところに連絡に行ったけれども、給食をストップするというような状況もなかったというふうに聞いております。どういう状況でどういう判断をしなきゃならないのかというものは年度初めに学校長はじめ、ちゃんとしたマニュアルをもって指導すべきじゃないかというふうに思うんですが、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 利根川委員の学校給食についての御質問にお答えいたします。

給食の運営における異物混入につきましては、その対応についてマニュアルとして決めています。当然見つければ給食をストップしなければいけないというのは当然のことなんですが、今御指摘のあった件については出されてしまったというところがあるかと思います。栄養士等も定期的に集まって栄養士部会等も行っておりますので、そういった中でそういったものの徹底は常々行っていきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 学校自らということで、やはり学校長がそれなりに最高責任者ですから、学校の、その中でしっかりと教員、職員含めて意思統一をする必要があるというふうに思うんですが、この点について先ほど答弁なかったんでお尋ねします。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 そうですね、おっしゃるとおりで、異物混入のマニュアルについてはまとめてありますが、当然それについては学校を管理する校長先生、また栄養士については市の栄養士の部分は会計年度任用職員でもありますので、栄養主任等の指示も受けた中で動いておりますが、そういった中できちんと組織として知っておく必要がありますので、これについては定期的にお知らせをしていきたいと考えております。

○須藤委員長 質疑のある方。山本委員。

○山本委員 1点、ページ数で139ページ、0103中学校の生徒の保健管理をする、この中で負担金の日本スポーツ振興センターというのがあります。同じく小学校のほうでも前のページにやはり137ページの一番上に、日本スポーツ振興センターの負担金があるんですが、まずは

この負担金の内容ですね、保険だと思うんですが、その保険内容について伺いたいと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

日本スポーツ振興センターの負担金なんですが、これについては全国的な組織として学校で子供たちがけがとか事故に遭った場合にその治療費が支払われるような制度になっております。歳出のほうに載っているのは、1人当たり935円分の負担金が人数分載っておりまして、一方で歳入のほうで保護者負担が半分ということで460円、歳入のほうで入れているという形でございます。基本的に学校の管理下で起きた児童生徒の負傷で治療費の額的に5,000円を超えた部分からが対象、災害共済給付として給付の対象になってくるといような制度になっております。基本的に保護者負担を伴うので加入は一応任意という形になっておりますが、現実的にはほとんどの方に加入していただいています。ただ、過去には未加入だった例もございます。当然そこは保護者の同意を一応いただいて入っていただくという形の制度になっております。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それで、自転車の事故というか、登下校時、自転車で事故があった場合、けがをした場合というのは、本人は多分この保険が通用するかと思うんですが、例えば通学の際に相手方の歩行者と自転車がぶつかってけがをさせた場合というのは該当しないのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 今のスポーツ振興センターの例でいきますと、あくまでも本人の治療費の部分を負担するものでありますので相手方に対する賠償責任をカバーするものではございません。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それで、相手方の賠償なんですけれども、そういった自転車保険というのは各個人で入っていただくしかないのかもしれませんが、例えば保護者の方への働きかけというか、そういったものは学校単位で行われているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 これにつきましては、やはり全国的な例としては小学生であっても9,000万円を超えるような賠償額を請求された例もあるというようなことで、そういった文書が、加入促進の文書が県のほうからリーフレットつきで送られてきます。学校教育課としてはそのリーフレット自体を子供たちに配ってくださいと、保護者に見せてくださいという形で全部の学校に通知して配っております。

○須藤委員長 それではこれに関連する質疑のある方いらっしゃいますか。

それでは、生徒の保健管理をする事業については以上といたします。

それでは質疑はこれで、失礼しました、鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 それでは1点だけお伺いいたします。予算書163ページ、給食施設を維持管理する。給食施設もかなり老朽化が進んでいるところがあるんですけれども、この維持補修工事

の実施校とその程度、補修工事の内容をちょっと若干お示しいただければと思います。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 給食施設を維持管理するものなのですが、市内の学校の給食施設自体は新設校等もありますが、かなり実際のところ老朽化が進んでいるところがございます。学校によってはドライ化を行っている学校が7校ぐらいあったり、自校炊飯を導入できている学校が7校ぐらいあったりという状況はございますが、まだ古いところもあります。一番古いのがおくの義務教育学校の北校舎ということで、奥野小の給食室が昭和42年築で56年増築という形になっていますけれども、こちらについては今おくの義務教育学校の建設の検討も行っている関係がありますので、その整備に伴い近々解消されるというふうに考えておりますので、そこは手をつけるつもりはございません。

具体的な維持補修工事の予算の内訳ということでいきますと、こちらについてはダムウェーターの関係で老朽化が、エレベーターというか給食のコンテナを運ぶ人が乗れないエレベーターです、ダムウェーターのほうの老朽化が進んでおりまして、そちらの改修ということで8校分ぐらい上げております。これについては定期点検を行っておりますので、その中でやはり指摘がありまして、ちょっと支線、ワイヤーのほつれであったりとかそういった部分でどうしても危険であるというレベルのものを計上してございます。

以上です。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 施設とともに、設備そのものにもかなり支障もあるところもあって、特にエアコンなんかはついてはいるけれども全く夏場に効いていないというような声もちょっと聞かれております。そういう炎暑の中で火の前で作業していただいている給食に携わっている方々、そういうお声を聞くということもあると思うんですが、そしてエアコンとかの設備等についての新しく付け替えるとかそういう予定はございますか。

○須藤委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 エアコンについては学校の施設の部分については今計画的に国庫補助等も絡めながら行っている状況です。一方で給食施設の部分でのエアコンというものについては、これはやはりかなり夏場熱気なんかも持ちますので、仮に壊れた場合は緊急対応という形でやっている形を、やるための緊急対応工事として60万円程度ですが、予算のほうを持っております。調理員の方、当然エアコンのない環境で夏場かなり暑くなるところで作業をするというわけにはいかないの、これはもう本当に壊れた場合は緊急対応でいくということで考えております。

○須藤委員長 関連する質疑の方。関連の方。

着座のまま暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

---

午後3時35分開議

○須藤委員長 再開いたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 ページ、155ページに当たると思うんですが、中央図書館のことについて伺いたいと思います。

中央図書館、このコロナ禍でも市民サービスを低下させないように開館時間などを短縮して衛生面、それから密を避けるということで運営をされておりました。それで、ちょっとこの図書館の中でどこに入っているのか分からないのがあるんですが、ネットで聴けます音楽配信のナクソスというのが多分あったと思うんですが、今のこういうなかなかおうちでのそういうような、ステイホームですか、そういうような状況の中で、やはりこういう音楽配信の無料で聴けますというナクソスという利用拡大、これが大いにやっぱりPRすべきじゃないかと思うんですが、その辺この中央図書館の項目の中のどこに入っているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○須藤委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 遠藤委員のナクソスについての質問にお答えいたします。

事業で言いますと、0104図書館資料を提供するの中に、使用料及び賃借料の中にナクソスミュージックライブラリーの使用料のほうが入っています。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この無料配信の音楽のあれというのはクラシックから様々な分野の音楽がパソコンで聴けるという、私どももたしかどこか岐阜だったか図書館の視察をしたときに、大変これは市民サービスになるということで早速導入していただいたんですが、この辺の利用拡大、その辺は図書館としてどういうふうなPRの仕方をしているのか。今確かにそういう中ではなかなか音楽を聴く、音楽を楽しむというところが今コロナの中では大いに有効ではないかと思いますが、その辺どういうふうに図書館として拡大の方向、PRの方向を考えているのか伺います。

○須藤委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 お答えいたします。

今年度については、6月にホームページのほうに利用方法や聴ける、聴くことのできる音楽のジャンルについて広報しまして、その後に8月1日の広報紙と図書館で出している8月号の図書館だよりで広報のほうをいたしました。ですが、委員さんの言うとおりの、なかなか利用者数が伸びてこない、今年度についても昨年度とあまり変わらない見込みになってございます。今後についてはこのナクソスミュージックライブラリーの特徴、同じ曲でも演奏者や指揮者によって音楽が変わってくる、違いがあるということや、入門者向けの特集コーナーとかもいろいろ出していますので、そういう内容も含めて広報内容をちょっと検討して利用拡大につなげられればと考えてございます。

以上でございます。

○須藤委員長 これに関連する質疑のある方、挙手をお願いいたします。

以上で、図書館資料を提供する事業についてを以上といたします。

これで教育委員会所管の質疑を終結いたします。

ここで執行部、説明員の入替えを行いますので、暫時休憩といたします。再開は15時50分

でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後 3 時 4 0 分休憩

---

午後 3 時 5 0 分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

まず、執行部の説明につきましては、令和 3 年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入・歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

なお、発言する場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し、発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席したままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和 3 年度一般会計予算の保健福祉部所管について問題に供します。

執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 保健福祉部内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 3 年度保健福祉部所管の一般会計予算の概要について御説明いたします。

令和 3 年度一般会計予算における保健福祉部の総額は 1 1 6 億 4, 6 0 3 万 1, 0 0 0 円の計上となっております。令和 2 年度当初予算 1 1 1 億 5, 2 0 8 万 2, 0 0 0 円と比較いたしますと約 4 億 9, 3 9 5 万円の増額となっております。

歳出の主なところでは、まず社会福祉課におきまして、障害者の介護給付費が 1 0 億 5, 6 0 0 万円と、前年度比 1, 9 0 0 万円の増額となっております。

高齢福祉課におきましては、一般会計より介護特会への繰出金が約 9 億 5, 5 8 8 万円と、前年度比約 9, 0 2 7 万円の増額となっております。

こども家庭課におきましては、児童扶養手当に 3 億 6 7 1 万 3, 0 0 0 円、児童手当に 7 9 6 万円を計上しております。前年度と比較しますと僅かな減額はありますが、ほぼ横ばいとなっております。なお、地域再犯モデル事業につきましては 2 年間実施し、令和 2 年度で終了となっております。

保育課につきましては、民間保育園の運営支援をする事業において、保育の無償化の影響、保育士不足解消のための処遇改善補助金として、市単独補助を含めて 2 1 億 7, 1 3 2 万 9, 0 0 0 円と、前年度比 1 億 2, 0 5 0 万 4, 0 0 0 円の増額計上となっております。また、新規で保育園での新型コロナウイルス感染症対策として 1, 0 0 0 万円を計上しております。

健康づくり推進課におきましては、新規で新型コロナウイルス感染予防接種事業に 4 億 1, 0 7 7 万 7, 0 0 0 円を計上しております。また、予防接種事業につきましても、新規の子供のインフルエンザ予防接種を加え 2 億 2, 1 2 3 万 1, 0 0 0 円の計上となり、前年度比 3, 6 0 1 万 6, 0 0 0 円の増額となっております。

さらに、市内の公的病院及び私的二次救急医療機関の運営支援として 5, 3 6 8 万 6, 0 0 0

円、前年度比2,000万円の増額となっております。

最後に、医療年金課におきましては、国民健康保険特別会計事業への繰出金が、被保険者の減少等により4億1,308万8,000円と、前年度比640万4,000円の減額となっております。また、後期高齢者医療特別会計事業への繰出金につきましては、被保険者数の増加等により9億5,338万2,000円と、2,235万3,000円の増額計上となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議よろしく願いいたします。

○須藤委員長 これより保健福祉部所管について質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 91ページの0114「こころの病気や不安のある方に相談や訪問をする」について。コロナ禍でコロナ鬱の方などが増えております。現状と対応についてお伺いいたします。

それとあと関連で、71ページの0114「自殺防止のための対策を行う」ということで、やはり心の病気や不安のある方が自殺を考えてしまう傾向も多いのではないかと思います。去年1年間に自殺してしまった方が合わせて2万1,080人ということで、全国で出ておりますが、コロナ禍の影響が大きいのではないかとされておりますが、女性が15%増加、高校生までの児童生徒が過去最高となっているということから、子供たちの自殺防止のための教育課などとの連携。それと最初に言った「こころの病気や不安のある方に相談や訪問をする」事業とこの「自殺防止のための対策を行う」事業との連携についてをお伺いいたします。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 長田委員の御質問にお答えします。

初めに「こころの病気や不安のある方に相談や訪問」というところなんですけれども、こちらの事業は、毎月1回定期的に開催してございます精神科医の先生方3名によりまして、こころの健康相談というものを実施しております。ここの予算につきましては、その報酬と茨城県精神保健協会への負担金となっております。

予算としては前年と同様になってございまして、こころの健康相談は予約制で1回につき4名まで、1人当たり30分の相談時間制限を設けさせていただいております。

そのほか、コロナ鬱への増加への対応としましては、市の社会福祉課に在籍しているんですが、精神保健福祉士が常時相談を受け付ける体制を取っておりまして、小学校をはじめ中学校との関係機関、また各課と連携を取りましてその対応をしております。

実績ですが、こころの健康相談につきましては、令和元年度の実績が12回開催しまして25件の相談、それから令和2年度、こちらは11回開催しておりまして33件の相談を受けております。

また、精神保健福祉士による相談の実績につきましては、令和元年度の実績が51人で延べ70件の相談を受けております。令和2年度につきましては、38人延べ67件の相談を受けております。

続きまして、「自殺防止のための対策を行う」というところですが、初めに現在、牛久市内における自殺者数の状況ですが、令和元年は9名、令和2年は12名、昨年と比較しますと3名増



加している状況になっております。

こちらの事業の内容についてですが、自殺対策につきましては、悩んでいる人に寄り添い関わりを通して、孤立化を防ぐことが重要であることから、これまで市民に対しまして、年1回メンタルヘルスに関する講演会を実施しておりました。それと自殺予防の一環としまして、自殺の危険を示すサインに気づき、声かけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守る役割のゲートキーパーの養成講座を民生委員、市職員を対象に平成30年、令和元年度に実施しております。

また、精神保健福祉士による相談は、常時行っているところでございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大のため講演会及びゲートキーパー養成講座は実施できませんでしたが、チラシそれからポケットティッシュ等の啓発用品の配布を市本庁舎の窓口及び関係機関へ配布し、啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 コロナで講演がちょっと中止になったと伺いましたが、やはりこういう状況だからこそこの自殺などを考えてしまうことが増えることから、やはり逆に必要なことだと思うんですね。なので、市のホームページやLINEなど、またYouTubeなどいろんな動画の再生できるようなものを活用して、講演だけではなくそういうもので配信していくおつもりはあるかについて伺いをいたします。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 委員の御提案のとおり、啓発活動につきましては、大切なことだと思っております。いろんな手段を使いまして啓発のほうを進めていきたいと思っております。

○須藤委員長 ただいま「こころの病気や不安のある方に相談や訪問をする」という事業に関連して質問がありました。これに関連して質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

それでは、高齢福祉課関係で73ページの一番上です。0104の「敬老の日大会祝賀行事を助成する」。この中の報償費が昨年900万円ぐらいだったのが、今回280万円ということで減額になっております。この内容をお伺いいたします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。よろしくお願いいたします。

山本委員の敬老会の報償費の減額理由についてお答えいたします。

昨年度はお茶で、それまでは中村屋のお菓子の詰め合わせで、これが大体500円の市の記念品ということでしたが、こちらを廃止したために来年度から約600万円の減額ということになっています。

この理由といたしましては、人生100年時代と言われる現在、今後右肩上がりで増加する高

齢者に比例して記念品も増加してまいります。役員の成り手不足とか行政区ではそういった役員の高齢化などの問題も今まさにあるところですよ。現状でもこれまでどおりの開催とした敬老祝賀行事は行政区の負担がかなりのものであると考えておりまして、敬老祝賀行事はその在り方自体を考え直す時期に来ていると常々考えていました。

今年度はちょうどこのコロナの時期で、しかし地域のつながりは期待したいところで、どうやってこの事業を運営するかということを中心に考えてやってきました。

毎年、祝賀行事の終了後には行政区ごとにアンケートを実施しているんですけども、この記念品に関しても毎年賛否両論あるところで、記念品の内容だけでなく仕分けや配布の行政区さんの御苦勞を常々把握しておりました。

今年度の敬老会はコロナ対策のため、いつもどおり集会所で集まるという形を取らずに、先ほど話しましたが、行政区ごとに工夫して行っていただくことといたしました。いい事例としては、子供会と連携して花束を届けてお祝いをして、ふだん区民会館に来れない高齢者に変え喜ばれたという事例がありました。

このように従来どおりの区民会館で祝賀行事を行う以外にも今年度のようなお祝いをきっかけとしてつながりを意識していただくような祝賀行事もこれからはありではないかと考えるように、考え方を改めてまいりました。

以上のようにコロナをきっかけに事業の見直しを行った結果、来年度は行政区の負担を減らしながらも目指すべき方向を考えて、最初の記念品の話に戻りますが、市の記念品は廃止いたしまして、この事業は行政区への交付金と88歳の米寿の祝い金5,000円と100歳の祝い金3万円のみを残すことにしました。

そういった経緯でまずは市の記念品を廃止したという経緯がございます。

以上となります。

**○須藤委員長** 山本委員。

**○山本委員** おもてなしするほうの方たちも皆さん高齢になっているということで、大変な思いをされていたというお話も聞いております。今、区長さんのほうにはこういうことはもうご連絡のほうは、ある程度のお話は行っているのでしょうか。

**○須藤委員長** 高齢福祉課長。

**○川真田高齢福祉課長** 実際にまだ直接は話してはいないところなんですけど、実は、行政区だけに絞ってこれまでやっているところではありますけど、ちょうど特別会計のほうでも計上している生活支援体制整備事業という事業があるんですけど、地区づくりというのを今中心に考えてまして、地区社協の中でもそういった体制ができてくるのではないかといい見込みもあるので、今後は行政区と準行政区が今中心なんですけど、地区社協での取組というのでもいいんじゃないかということで、今内部で協議しているところです。

こういった大きな制度の変わり目であるので、区長さんにはきちんと説明していかなければいけないとは考えてはいるんですけども、まだちょっとペーパーでは起こしていない状況になります。新年度になってからになります。

以上となります。

○須藤委員長 ただいまの「敬老の日大会祝賀行事を助成する」事業について関連質問のある方。  
遠藤委員。

○遠藤委員 すみません。そうしますと、令和3年度の交付金ですね、敬老の日大会事業交付金、これはどういう基準で交付される予定なのか伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 遠藤委員の質問にお答えします。

交付金自体は、行政区の単位ごとに3万円プラス対象者1,200円ということになります。  
これまでどおりということです。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、これまでどおりということなんですが、ちょっと不勉強で申し訳ありませんが、1行政区幾ら、それと対象者幾ら、何行政区があるのか、対象者が何人なのか、もう少し詳しくお願いします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 1行政区当たり3万円プラス75歳以上の人数掛ける1,200円というところが基本的な数字になります。

行政区への人数といたしましては、申し訳ございません。ちょっと資料が古くなってしまうんですけども、平成30年度では実人数で1万156人になっています。実人数でその人数で、行政区は準行政区も入っているんで67行政区ということになります。

これは1つの会館に御招待をして祝賀をするというスタイルと取っていたときのやり方で、出席率は全体で33.2%ということになっているので、高いところと物すごく低いところがあるという、ちょっと偏りがあるようなやり方になっていました。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは古い資料というふうにおっしゃったのですが、たしかここは例えば高齢者施設とかそういうのにも入っていたと思うんですが、そこにもこの交付金というのは対象として交付する予定なのでしょうか。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 そちらの施設もこれまでどおりの予定です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしく申し上げます。

69ページ、0105「民生委員児童委員制度を運営する」事業についてお尋ねをいたします。

民生委員の方、大分高齢化をしているんですけども、非常に辞めた後なかなか成り手が見つからないというような声もお聞きをいたします。牛久市として成り手不足の解消について、どのようなお考えがあるのかという点をお伺いをします。

2 点目といたしまして、担当している行政区において、地区ごとで結構業務内容が行政区から委託される事業とかで同じ民生委員でも非常に業務内容に差があるようなことも感じるんですが、その辺について市はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 諸橋委員の御質問にお答えします。

初めに、牛久市の民生委員の定数なんですけど 1 2 3 名になります。令和 3 年の 3 月現在で民生委員さんが 1 1 8 名就任しておりまして、5 名の欠員となっている状況になっています。

成り手不足というのは、5 名の方の行政区の区長さんを通して、いい人がいれば推薦をお願いしたいというのは適宜しているんですが、なかなかやはり厳しい状況であります。実際に欠員となっている行政区さんなんですけれども、ひたち野西、それからひたち野中央、田宮行政区、栄西、東岡見という状況になってございます。

ここの部分につきましては、区長さんはじめほかの民生委員さんがいないところをカバーしていただいているという状況で、今、行っています。地道にまずは区長さんあるいは地域の方に推薦のほうをお願いしていくのはもちろんなんですけど、市としましては先ほどありました行政区によっては民生委員さんの負担が違い過ぎるんじゃないかというところにつきましては、なるべく市あるいは社協から民生委員さんをお願いするような調査ものとかを随時見直しをさせていただいて、少しでも市からお願いする部分の負担の軽減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 5 名が不足しているということで、ひたち野地域は非常に若い人が多いので、ある程度仕事の量というのは、高齢者の多いところと比べると少ないのかなと思うんですが、やはり田宮地区とかという結構高齢者も多いですし、範囲も広いと思いますので、やはりみんなでカバーし合う部分というのはあると思うんですけれども、民生委員の方の負担というのも大分増えてきていますので、少しでも負担軽減のために今後何らかの努力をしていただければと思います。これ私の意見ですので、答弁は結構です。

○須藤委員長 ほかに「民生委員児童委員制度を運営する」事業に関して関連する質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。

以上といたします。

それでは、次に質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 よろしくをお願いします。

健康づくり推進課所管のページ、93 ページ「予防接種を実施する」。この中で新規事業のインフルエンザワクチンについてお伺いします。

この新型コロナウイルス感染拡大の中で、インフルエンザの罹患者が少なくなっている。それはマスクとか手洗い、これもインフルエンザ拡大に歯止めをかけているということもあります。今年度のインフルエンザの罹患者数をまずお伺いしたいということ。

それと、インフルエンザ接種対象が未就学児と、あと中学 3 年生、高校 3 年生と限定されまし

た。この対象者数ですね、それをお示してください。そして、なぜ18歳以下にせずに年齢を制限したのか、限定したのか、その理由をお願いいたします。

それと、ワクチンの中で子宮頸がん三種混合、あとポリオで253万6,000円とあるんですけども、この子宮頸がんにどのぐらいの予算が計上されているのかということをもっとお伺いします。

やはり全国的に副反応が報道されて、定期接種から任意接種になりました。ですので、ワクチン接種が接種する女性の方が少なくなって市としては勧奨に力を入れたりもしてくださっているんですけども、一向に接種される方が増えていないというのも現状だと思います。ですので、今年度どのぐらいの方が接種をされたのかということをもっとお伺いしたいと思います。

それで、やはり日本は諸外国に比べて子宮頸がんで亡くなる方が非常に多いということもありますので、今後市としてどうやってワクチン接種のために手を打っていくかということも付け加えてお願いいたします。

以上です。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課、渡辺です。よろしくお願いします。

まず最初に、今年度のインフルエンザの罹患の状況です。インフルエンザの患者数につきましては、厚生労働省感染症サーベイランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が週ごとに把握されています。例年9月から3月にかけて集計を行っていますが、2019年、2020年の全シーズンと2020年、2021年の今シーズンの報告数を比較しますと、昨シーズンは100万3,388人のところ、今シーズンは1,134人と1000分の1以下となっているような状況です。今シーズンは各都道府県でインフルエンザは流行せずに終息したという模様になっています。

続きまして、子供のインフルエンザ対象者を年齢を限定した理由等になります。

予防接種事業は、感染症から子供の健康と命を守るため、重症化予防と集団感染予防に効果のある予防接種について医師会と相談しながら実施すべき種類について検討し、優先順位をつけて補助をしてきました。子供のインフルエンザの予防接種につきましては、国が集団発生の予防にはならないことから定期接種対象から除外して以降、牛久市においても補助は行っておりませんでした。令和3年度からは6歳未満と中学3年、高校3年該当年齢において、補助を行うこととしました。

6歳未満につきましては、インフルエンザに罹患した場合、吸入とかの内服がしにくいということからインフルエンザ脳症を引き起こすことを予防するため、重症化予防の観点から全額補助とし予防接種することを進めることといたしました。

中学校3年、高校3年該当年齢につきましては、受験に備えほとんどの生徒が接種している状況ということから、子育ての負担軽減の意味合いとして一部補助を行うこととしました。

人数のほうなんですけど、ちょっと足し算してなくて、1歳が549人、2歳574人、3歳607人、4歳643人、5歳649人、6歳746人、中学校3年832人、高校3年827

人、それぞれで申し訳ありません。の状況となります。

子宮頸がんの今年度の予算計上額になります。こちらは150人を計上しております。

経年の数字ですけれども、子宮頸がんのほうは今年は少しちょっと今正確な数字が出ていないんですけれども、今年から接種のことについてPRを広めたせいで多く受診していらっしゃると思います。その数ですが、数につきましては、1桁だったものが少し増えていたかと思うんですが、後ほど正確な数字のほうはお伝えしたいと思います。すみません。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 インフルエンザのほうは、中学3年生と高校3年生のほうは一部の補助ということなんですけれども、2分の1とか何分の1とか。すみません。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 補助の額のほうは、1回につき1,000円の補助を考えております。

○須藤委員長 よろしいですか。

ほかに「予防接種を実施する」事業について関連質問のある方。市川委員。

○市川委員 お願いします。

このコロナ禍において、予防接種、すごくスケジュールがハード、もともとハードな中でやはり接種率、牛久は比較的高いほうだったと思うんですけれども、このコロナの影響というのはどのような影響があったのか。また、来年度それを見越して、接種率の向上という面も含めてどのように考えていらっしゃるのか、お聞きます。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 予防接種の接種率なんですけれども、年度ごとで集計しているため現時点では接種率の算定ができていないんですけれども、前年度の比較として4月から12月までの同時期の接種件数を見ますと、全ての予防接種の接種件数でいきますと、令和元年度1万3,429件のところ、令和2年度は1万4,140件とおおよそ700件増えているような状況になっております。

このコロナ禍におきましても、そういった個別通知とかは変わらず行っておりますし、こういう中でも接種は必要だということは皆さんに働きかけてきましたが、変わらず予防接種の行動は皆さん取っていただいているような状況です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 任意と定期接種があって、いわゆる今後任意接種だったのが定期接種に変わるというふうな予定のあるものというのがあるんでしょうか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 今年度、ロタのほうが定期に変わったというのがあるんですけれども、今任意接種で行っているものは、子供についてはおたふくかぜのみとなっております。こちらについては、まだいつ頃から定期になるかというようなことは通達とかはありませんが、今のところ、医師会とも相談しましておたふくかぜにつきましては、2回無料で接種していくという

ような状況で牛久市のほうはやっております。

○須藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 子供のインフルエンザについては、私どもも何度か議会の中で質問をしてようやく子供にもインフルエンザの予防接種ができるようになったということで、喜んで見ましたところ、今のコロナで大変インフルエンザ自体が流行から、今までですと冬場に学級閉鎖とかあったのが今回はマスクとか手洗い、そういうものであまり流行なっていないということ。大変これは衛生面でも多くの方々に予防に対する意識がとっても変わったんじゃないかなと、これはいい方向だと思うんです。

今回の未就学児、それから中学3年、高校3年、この理由については分かりました。今後、今回だけじゃなく他の年齢拡大にしていく市の考えはどうか、伺いたいと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 年齢拡大についてですが、まずは令和3年度の実施状況とか、あほかの感染症の状況とかを見て予防接種本来の意味として必要性を精査していきたいと思います。その後でまた子育て支援の面についてはどうしたらいいとか、そういう面を考えていきたいと思っています。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっと令和3年度につきましては、多分今のままでいきますと、流行ということには多分ならない。先ほど数字も述べられた状況なので、多分このような参考になるようなことではないんじゃないかなと思いますので、インフルエンザがまだ定期接種になっていないという中で一つ市の方向性としては了解をするものなんですが、今後経過を見ながらぜひ年齢拡大についても検討をお願いしたいと思います。これは答弁は結構です。

○須藤委員長 ほかに「予防接種を実施する」事業について質疑のある方。よろしいですか。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 87ページです。幼児教育の無償化の問題について伺いたいと思うんですが、0109ですね、申し訳ありません。数字を間違えました。

4,364万4,000円であります。この昨年からこういう幼児教育の無償化の問題なんですが、対象者の把握、申請ももちろんあるでしょうけれども、それからあと支給方法について伺いたいと思います。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくお願いいたします。

幼児教育無償化ですね。こちらの対象者の把握についてですけれども、こちらの扶助費は、幼稚園を利用している人で預かり保育の利用を希望する人や認可外保育施設を利用している人が対象となっております。無償化の給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。この認定の申請を市の窓口で受け付けますので、この段階で利用者数はある程度把握する

ことができます。

給付の方法につきましては、償還払いとなっております。サービスを利用したら一旦保護者が施設に利用料を支払い、後から払戻しを受ける方法です。

こちらの利用料につきましては、利用する施設によって金額が違ってまいります。このため金額につきましては、請求があつて初めて把握することになります。幼児教育・保育の無償化は令和元年10月にスタートしております。この時点でどの程度の利用があるのか把握できていなかったため、償還払いの上限いっぱい積算をしまして令和2年度の予算を計上しておりました。今後は実績を見て少しずつ実情に近づけるように見直してまいります。

以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 令和3年度については、この予算に計上しているわけですので、どのような人数、そういうふうにもう既に令和元年10月から始まっているわけですから、令和2年度の状況から見てどのように対象者を把握するのか。これは本人からの申請なのかどうか、その辺も伺います。

それと、支給方法なんですけれども、償還払いということなんですけれども、償還払いではない、要するにそういうふうなある程度数字が分かれば償還払いではない方法というのは検討されているのかどうか伺います。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 こちらは申請は本人からの申請になっております。

また、こちらの無償化の給付につきましては、償還払いということで決まっております、どうしてもこのサービスを受けて支払ったものに対してお返しするという形になっております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうすると、現在のところまでの数字の把握というのはできているのでしょうか。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 申し訳ありません。今のところはまだまとまっていない状況でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 例えば、令和元年度からだったらその分だけは出ているはずではないかと思うので、後でもし数字が分かりましたら提出してください。

○須藤委員長 それでは、ほかに関連して質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 新型コロナウイルスの感染予防はいいんだよね。

来年度の新型コロナ感染症対策です。何を重点的に行っていくのか、またワクチン、そしてまた感染者の早期発見も含めて何を重点的にやっていくのかをお尋ねしたいと思います。



○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 来年度、新型コロナに対しましては重点と置くのが予防接種になります。予防接種をまずは皆さんに受けていただいて、予定としては8割の方に受けていただけるよう広報等もやっていきたいと思っております。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうしますと、ワクチンを優先するということ。じゃあ、来年度中に牛久市民全員終わるわけですか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 来年中に終わるといいと思っているところなんですけれども、何せワクチンの供給のほうはまだ見えておりませんで、今、牛久に65歳以上の方たちがまずは市がやるべきところの最初になるんですけれども、それが4月の12日の週に2箱、1箱が195バイアル入りでおよそ1,000人の方が受けられるという分量なんですけど、それが2箱届くというところまでしか、今のところありません。その2箱につきましては、国は65歳以上をまずやるというふうになっているんですけれども、茨城県の方針としてはその中でも特に施設に入所している方たち及び従業員の方たちを優先してやってということですので、その2箱についてはまずは施設入所者とその従事者というところで、今まさに始まろうとしているところです。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 ワクチンだけでは予防はできないということ。それならば、どうして例えば症状の出ない陽性者というのは数多くいるというふうに推測するわけなんですけれども、市民を対象にした特にPCR検査、または抗原検査、そういったものを市のほうとして積極的に取り入れ、症状の出ない陽性者というものを見つけていく。これを見つけていかなければ感染というのは止まらないというふうに思うんですけれども、その点についてどう考えるか、お願いします。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 委員のおっしゃるとおり、今国でも無症状者の感染を早期に見つけるというようなことが重要だというふうにも言われてきています。それを踏まえて、今感染者が1人出ると幅広く無症状の方たちにもPCR検査を行っていくというような方法だとか、あとは施設の従業員の皆さんには順次症状がなくても定期的に検査をしていくというような体制を県のほうでも取っていているところです。

ただ、PCR検査につきましては、その時点でのみの感染しているかどうかということになりますので、このPCR検査どのぐらいおきにやれば有効に感染を抑えられるのかとか、そういうあたりがまだ示されておられません。

そういったところが明確になると、どういうふうは無症状者のPCRを充足してやっていったらいいのかということも見えてくるかと思えます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 PCR検査やったからといって抑えられるということではない。ただ、陽性者を

探すということであって、例えば研究用の抗原検査というのがありますね。これは大体1キット3,000円から5,000円ぐらいの間で、それで特に陽性が出た場合、これ研究用ですから即医療機関ということではなくて、保健所と相談しながら再度正常なPCR検査を受けるというような方向だとは思いますが、これについて、例えば学校関係、中学、小学、幼稚園、保育園、そしてまた児童クラブ、そういったところの職員、教員等にまずやるということ。

先日も保育園で職員が感染したというようなこともありました。預けている親は非常に不安ですよね。そしてまた、変異株については、子供に感染しやすいというようなことも言われていますので、そういったことではそれなりの検査というのが必要ではないかと。

そして、四、五日前ですか、ある企業が変異株の新型コロナウイルスを検査できるキットを開発して、各自治体とか何かに配布し始めたというニュースが入ってきました。4月にはそのキットも発売されるようなことも言われています。そういった情報をまず集めて、そして特に密になるような学校、保育所関係、そういったところの職員を優先的に、今私が言っているのは抗体検査、そちらのほうのキットのことなんですが、そういったことを考えられるんじゃないかと思うんですが、今の市の状況を見ていると、まずはワクチン接種を最優先。あとはよくどうなるか分からないというふうにしちちょっと受け取れないので、もう少し具体的などころ聞きたいと思います。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午後4時41分休憩

---

午後4時42分開議

○須藤委員長 再開いたします。

健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 おっしゃるとおり、ワクチンとあと予防体制と検査と、本当に三つどもえでやっていかなければ、このコロナは終息していかないのではないかというふうには考えております。

ワクチンの接種は計画を変えながらも進めていく、そして「PCR検査センターの運営を支援する」こちらについては、牛久市医師会で行っておりますPCR検査センターの運営費補助金になっておりますので、医師会のほうの運営状況とか実施状況とかを見ながら随時変更等も含め支援していきたいと考えております。

先ほどの研究用の抗原検査、学校等でやっていくもの、こちらも本当に最近ですと県内のある小学校ではクラスターが起きたとか、そういったことがあって子供への感染も広がってきているということで、かなり慎重に受け止めていかなければならないということがあります。

県にもクラスター対策班というのがあったりというところで、市独自でなかなか動けないところとかもあるんですが、そういった県の動向とかも踏まえながら必要な対策を検討していきたいと思っております。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 この抗原検査のキット、これは唾液検査で唾液を入れて振って15分で結果が出るんですね。それは陰性か、陽性か。陽性ならばそういった検査センターに行くという感じになると思うんですが、これは多量にやればやるほど送料も安くなるし、今私が言ったのだけでは3,740円なんです、1検体。それが100とか200とか300とか、1つの例えば学校とか保育園を、例えば1,000を一括にしてやるというのはなかなか大変ですから、それは時間的に50、100ずつぐらいやっていけるというような、金額的にも1検体5,000円にしても1,000件やって500万円ですよ。今年度入れたサーマルカメラ、約4,000万円以上お金を余らせていますから、そういったことでいけばそういった方向にも使えるのではないかと。

これは、県なり国のほうから抗体検査キットというものは使用すべきじゃないというような指示か何かあるんですか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 使用するなというような指示とかは一切ありません。ただ、公的機関が行うに当たっては、それがどのぐらい信憑性があるものかどうか、そういったことをきちんと精査した上で使用していく必要があるかと思います。

○須藤委員長 ただいまの質問ですが、委員長として2つの質問に分けたいと思います。

まず、ただいまの話はPCR検査センターのほうに話の中心が移っておりました。PCR検査センター及びPCR検査の体制、そういうことについて関連して質疑のある方は挙手をお願いいたします。

もう1点は、後で新型コロナウイルス感染予防接種を実施する、その体制についての質疑、この2点に分けてやりたいと思います。

まず、PCR検査体制について、質疑のある方、挙手をお願いいたします。PCR検査センター、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは続きまして、「新型コロナウイルス感染予防接種を実施する」についての事業について関連して質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 新型コロナウイルス感染予防接種について、接種を希望しない高齢者に対しては市としてはどのような対応を考えているのか、お伺いをいたします。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 新型コロナワクチン予防接種は、予防接種法に基づき疾病の蔓延予防上、緊急の予防接種が必要という臨時接種というふうになります。予防接種を受けるものは努力義務とし、受ける、受けないの判断は被接種者本人となります。

市では希望しない方の把握はできませんが、全ての方に接種勧奨を行ってまいります。特に65歳以上の方に関しましては、3月29日にまず接種券のほうと案内を個別郵送します。次に、ゴールデンウィーク明けには予約について再度個別はがきで郵送、この2点でまずは周知徹底を図り、さらに地域の区長さんや民生委員さん、ケアマネジャー等のふだんの活動の中で御協力いただけるよう説明会を5月中旬頃には実施をして、高齢者の皆様に情報が行き渡るようにし、ま

た接種の手順を理解していただいたり、少しお手伝いができるような形が取れるよう努めていきたいと考えております。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 そうしますと、2回送るということで、受けていない方の把握というのは誰が受けていないというのは市としては分かるという認識でいいんですか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 この2回の接種は、まだ接種が始まる前にまずは接種券を送り、予約が始まる前に予約がもうできますよと送り、接種を促すという2回になります。

接種をしたかしないかというのは、予防接種台帳のデータ管理をしていきますので、接種した方、していない方という把握も一応名簿上はできることになっています。

○須藤委員長 ほかに。市川委員。

○市川委員 基礎疾患を有する者ということですがけれども、これは自己申告なのか、それとも医療機関から市のほうに提供があるのかどうか、確認します。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 基礎疾患のある方は自己申告になります。問診の予診票のところに基礎疾患があるというようなところが書いてあって、そこによる自己申告でやるということになります。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 すみません。1点確認させてください。

接種券と問診票というのは、同封されるのかどうか、お願いします。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 2回接種することになるんですが、1回目の予診票について同封することになっています。

○須藤委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 まず初めに高齢者施設の入所者とその従事者という、この間の優先順位のあれだったんですけれども、高齢者ということではいろいろとケアしなければならないような状況が当然見受けられると思うんですが、その辺の体制はどうなっているのかを伺います。

それと今、牛久には2箱ということがありましたが、その会社名ですね、これでいくとファイザーになるのでしょうか。ちょっとその辺、確認をします。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 2番目の質問からお答えします。ワクチンは、今承認されているのがファイザーのみとなっておりますので、ファイザーのワクチンになります。

ケアしなければならない状況というのが、やはり65歳以上の高齢の皆さんだとどうやって予約したらいいんだろうとかやり方が分からないとかという方もいらっしゃるかと思います。そのあたりをいつも地域で活動していただいております民生委員さんや区長さん、ケアマネジャー等にやり方とかを説明会で説明をさせていただいて、活動の中で見ていただければと考えており

ます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、このファイザーの予防接種については、保管というのかな、それが大変難しいというか、かなり冷凍の準備が必要だというふうに言われているんですが、その辺の設備等は市のほうで配備のほうはできているのでしょうか。ちょっとその辺を確認したいです。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 マイナス75度の冷凍庫なんですけれども、これは国のほうから配置されています。牛久市内では、今、基本型の医療機関ということで、愛和病院さんとセントラル病院さんのほうに設置されています。愛和病院さんのほうには2台、セントラル病院さんのほうには今のところ1台、合計3台が牛久市内にはあります。

今後、体育館だとか保健センターだとかでも集団接種を行っていく予定でおりますので、この後市のほうにも1台から2台程度冷凍庫が届く予定になっています。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかに。長田委員。

○長田委員 すみません。ワクチンの接種について、近隣自治体などでは、新型コロナワクチン対策課という課を設けているところもあります。そういったお話は出ているのかどうか1点と、集団のワクチン接種について、予行練習をもうしているところもあると伺っていますが、その辺についてをお伺いいたします。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 他市町村では、龍ケ崎市さんとか課を設けているところがあります。牛久市のほうでは2月1日からこのワクチンに関する職員を集めて対策チームをつくっています。保健師専属2名と兼務の職員で8名、合計10名のプロジェクトチームで今運営をして進めているところです。

集団接種の予行練習なんですけれども、こちらのほうは愛和病院さんの特設会場、セントラル病院さんの特設会場、あと体育館でのそれぞれシミュレーションを行ってやっていこうと考えております。

○須藤委員長 ほかに。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません。住所地以外でも接種を受けられるという話、ワクチンに関してなんですけれども、例えば里帰り出産とかあるいは単身赴任等の特段の事情がある場合、住所地以外の居住地でも接種を受けられるという、そういう方向だと思うんですが、具体的にこれはどのような手続を取ることになるのでしょうか。お示しいただければと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 住所地以外で、今おっしゃっていた里帰りだとか長期の出張だとかという場合には、その里帰り先、出張先の市町村に状況を話して、そこで手続をするような形になります。

それ以外に主治医が市外だったとかという場合には、市から送られる接種券を持ってそこで受けて大丈夫というような形になっています。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 自ら居住地の役所に行くということですね。そうしますと、その接種券は住所地に送られてくるんですよね。その接種券はどのように扱うことになるのでしょうか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 まず、里帰り先の妊婦さんとかは里帰り先の市町村に行って状況を話して、証明書のようなものを発行してもらい、その2つを併せて移行先の市町村で受けるという形になります。

市からの接種券と滞在先の市町村からの証明書のようなものを持って、2つを持って滞在先のところの医療機関で受けるというようなことになります。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 住所に送られてきた接種券は持っていくということですね。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 そちらは、その接種券を持っていくということになります。

○須藤委員長 大丈夫ですか。

それでは、「新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する」事業についての質疑は以上といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は17時5分といたします。

午後4時57分休憩

---

午後5時05分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続きこれより予算委員会を開きます。

引き続き保健福祉部所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 83ページ、0109「子育て広場を運営する」についてですが、子育て広場のほうでどのようなコロナ対策を行っているのか、手洗い水栓の自動化などを導入してほしいとの声も聞いておりますが、その辺の検討はなされているのかについてお伺いをいたします。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 こども家庭課、結束と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの長田委員さんの質問でございますが、広場での手洗い場の自動水栓化ということで御質問でございますが、こちらにつきましては令和2年度、今工事を進めておりまして、間もなく完成の予定になっております。

常設の広場、すくすく広場、のびのび広場、にこにこ広場の3か所につきましては、幼児が届く範囲の手洗いができるような形で、手を差し伸べますと水が出て自動水栓ということで、そちらのほうの衛生管理を今回、コロナの対策としてさせていただいておりますので、のびのび広場については4月1日から再開の予定でございますけれども、そちらに伴って3か所自動水栓が既に導入ということで始まることになります。

あと、先ほど申し上げましたすくすくとにこにこ広場については、今使っていただいております

すけれども、既に自動水栓が設置されております。

以上でございます。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 自動水栓については、設備しているところということで理解しました。

その他のコロナ対策ですね。新たにやったこととかがあればお示してください。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 コロナ対策ということで、令和2年度につきまして国の補助をいただきながらということで対策工事を進めておりました。主な工事の内容といたしましては、床面がカーペット、じゅうたんということで、そちらのほうの衛生面が感染症の対策ということで、そちらを素材を変えまして拭き掃除ができるような形ということで、そちらのほうの床面の改修を行いました。こちらは常設の広場のにこにこ広場、のびのび広場の2か所について行っております。

あと、にこにこ広場、さくら台でございます、こちらの広場につきましては、壁面が非常に拭きにくいというか、衛生面そちらのほうも感染症対策を含めてということで、そちらのほうの壁紙ですね、そちらのほうの貼り替えも行っております。

あと、密を避けるという形で換気をしなければいけない。あと、暑い時期には暑さ対策もしなければいけないということで、上柏田にありますすくすく広場につきましては、断熱のガラスを入れまして、外気を遮断しながら空気を入れ替えながらということと、あとエアコンも経年劣化が進んでおりましたので、きちんとそちらのほうでエアコンもしながらということで環境を整えるためのエアコンの設置も行いました。

あと、大きく工事、部屋の室内のレイアウトが変わりますのは、のびのび広場、福祉センターの中にある広場でございますけれども、こちらの広場につきましては、これまでおむつ替えが室内ではできなくて、センターの中のトイレの一部をお借りして実施していたところでございますけれども、そちらに室内にパーティションをつくりまして、外に出ずに授乳あるいはおむつ替えが室内でできるような形、仕切り板をつくりましてやはり衛生面、あとコロナ対策ということでそちらのほうの室内の仕切り板をつくって部屋の内容を改修してございます。

主な改修点は以上でございます。

○須藤委員長 ほかに「子育て広場を運営する」事業に関して関連する質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 私のほうから質問をします。

今、御答弁があったのは、多分令和2年度の中で改修、そしてまた自動水栓なども実施できるような事業ではないかと思うんですが、令和3年度で例えば今の密を避けるとかそういう中で、相談体制とかそういうのについては、例えばオンラインで相談を受けるとか、そのような事業などの検討は進んでいるのかどうか伺います。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 子育て広場の相談体制でございますけれども、こちらにつきましては、遠藤委員が御質問の中にありましたリモートという言葉が出てまいりましたが、こちらにつきましては、広場のほうに今年度末ですね、令和2年度の予算におきましてリモートによる相

談業務ができるように各常設の広場に3か所におきまして、パソコンあるいはプロジェクター等を設置いたしまして、リモートによる相談もできるような形をとってございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 相談につきましては、例えば予約が必要なのか、それとも例えば電話での予約を取って相談を受けてもらうのか、そういう相談受けるほうの体制はどうなっているのか伺います。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 子育て広場の相談業務につきましては、予定を組みまして各課、保健師さんであるとか栄養士さん、いろんな家庭相談員そちらのほうの方に来ていただいて現場での相談、あるいは常駐しております子育てアドバイザーによる相談を実施しているところでございますけれども、そちらについては、日程を組みまして広場のほうに相談員が向かう日にちを広報紙とかあとはカレンダーとかホームページなどで案内してございます。

電話での相談も大丈夫ですし、直接おいでになっていただいても構いません。

常時、子育てアドバイザーが常駐しておりますので、簡易な相談につきましては子育てアドバイザーのほうで相談に応じることができます。

子育てアドバイザーのほうで案件が困難なものにつきましては、市役所のほうの家庭相談室を通じたり、それから健康づくり推進課の保健師さんにつないだりということで、そちらのほうの連携を取りながらの相談をお受けしているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかに質疑のある方。

それでは「子育て広場を運営する」事業については以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。山本委員。

○山本委員 廃止をされた事業について、お伺いしたいと思います。

健康づくり推進課の年間事業予定表の「すこやか」、これが事業がなくなったということなんですが、廃止理由を見ますとここ数年全戸配布の負担軽減を求められてということなんですが、どういった負担、どこからの声だったのかということも含めて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 保健センター年間事業予定表「すこやか」は、30年以上にわたり市民へ健康づくり情報を伝えてきたツールとなります。毎年3月1日号の広報紙とともに行政区へ配布していたため、ここ数年は行政区に負担軽減のため配布方法についてポスティング等を検討していました。しかし、委託料でポスティングですと112万円ぐらいかかるということで、折り合いがつかず、広報紙と同様の配布方法を取ってきました。

また、内容についても容量を減らし、今32ページなんですが、印刷製本費を引き下げることが求められていましたが、事業が増える中、伝えたい情報も多くページ数は現状維持で減らすこともできませんでした。

一方、市民の「すこやか」の活用状況なんですけれども、市民満足度調査では平成27年は4



8. 2%でしたが徐々に減り、令和元年度では36.5%でした。「すこやか」は必要性はあるけれども、コロナ禍で市の収入が減少する中、市全体の優先順位から見て現状のままでは費用対効果が見込めないため予算計上とはなりませんでした。

しかし、インターネット等の情報発信が進む中でも紙媒体を必要とする方もいらっしゃいます。第3次牛久健康プラン21策定のための健康実態調査では、「すこやか」を利用している人の中の8割が医療機関情報や健診情報を活用しています。市民が必要とする情報、市として伝えたい情報、紙媒体の必要数、効果的な配布方法等につきまして、引き続き検討していきたいと考えております。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 私はよく見ていたほうなので、これがなくなってちょっと個人的には残念なんですけれども、見ている方は結構高齢の方が多いと思いますし、今後広報の中に織り込んでいくということなんですけれども、その時その時で情報も違ってくるでしょうし、健康診断やら何やら、見る方も子育て世代の人から高齢者の方まで成人ということで、年齢層のターゲットも情報も違ってくると思いますし、これが削減されたのは私とっても残念なんですけれども、今後は広報紙のページの中に一緒に織り込んで広報のページ数の中で織り込んでいくということですか。

今でも既に広報誌って結構な情報量だと思うんですけれども、それにまた「すこやか」の情報を入れ込むとなると、それこそ広報紙のほうの印刷代が上がるとか、そういうことも想定されるのでしょうか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 広報紙のほうがページ数が増えるということは聞いています。ただ、「すこやか」は年間行事予定として年間保存版というような活用方法になっておりますので、今回予算のほうは計上とはならなかったんですけれども、もう一度何らかの方法で皆さんに年間保存版としてどのような形だったら活用できるかとか、そういうあたりをこちらでも検討していきたいと思っています。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 1日目、広報政策課の御質問したときに、広報紙は今1日号が行政区配布で、15日号がポスティングということで、例えば両方ポスティングにして行政区の負担を減らすという考え方をお聞きしたときに、行政区のほうのアンケートを取ったら70%の行政区の方からそんなに負担は感じていないと。配ることによって見守りにもなるし、区長の方は好意的に捉えていらっしゃるようなお話だったので、ちょっと今の御意見とは合わないなと思って聞いて伺ってはいたんですが、しかもこの「すこやか」というのは年に1回だけですから、毎月というわけではないので、ちょっとそこら辺が私にしてみれば疑問に思うところなんですけれども、そんなに行政区の方から負担に感じているという御意見があったのでしょうか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 そちらについては、健康づくり推進課直接の声ではなく、広報課が受けた声として伝えられております。

○須藤委員長 ほかに「すこやか配布の廃止について」の質疑等がありましたら。よろしいですか。

それでは、この件に関しては以上といたします。

それでは、次の質疑に移ります。質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 ページ、73ページの0106「虐待等による自立困難高齢者の一時保護を支援する」事業についてですが、この事業内容と高齢者の一時保護というのはあるんですが、障害者の方については障害者の虐待を防止するという事業で5万円の計上があるんですが、高齢者と同様と政策がないものですから、この理由についてお尋ねをいたします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 私のほうからは高齢者の虐待の関係についてお答えいたします。

「虐待等による自立困難高齢者の一時保護を支援する」についてお答えいたします。

この事業は、高齢者への虐待等があり在宅で生活ができなくなった場合、一時的に市と契約している特別養護老人ホームや養護老人ホームに保護する制度です。事業費は1日7,000円で、市が5,600円、本人負担が1,400円となります。例年利用者が2名だったんですが、本年度は3名の利用がありまして、多くなってきたなという印象はあります。

内容といたしましては、今社会的にも知られてきておりますが、8050問題であったり、ヤングケアラーの問題であったり、そういった方たちが身体的虐待に発展してしまったようなケースとなります。当初は介護認定もないものですから、この制度を使うようになるんですけれども、現在はケアマネジャーもきちんとついて、必要な介護保険のサービスを受けております。

以上となります。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 答弁漏れで障害者のほうに対してはこのような一時保護の支援というのは。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 諸橋委員の御質問にお答えします。

障害者の虐待による一時保護等の支援事業なんですが、77ページの予算書でいいますと、319の一番下0117というところに「障害者の緊急時居室確保事業を実施する」というところがございまして、こちらの予算の中で、例えば介護者の方が急病によって家を空けることになって障害者の介護ができないとか、あるいは虐待も含めてなんですけれども、一時的にお部屋を確保するという事業で対応しているところでございます。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 急病になったときには緊急を要すると思うんですけれども、この高齢者についても障害者についても部屋というのは常時1部屋とか空きがあるものなんでしょうか。その点をお尋ねします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 常に特養の部屋が空いているかということではなくて、そういう事案が発生したときには高齢福祉課の担当者が各施設を当たって、最も適したところがどこかであると

かも考えながら空いているところに一時避難ということになります。

なので、常時どこかを空けているということではなく、調整するのは高齢福祉課の職員ということになります。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 そうすると、万が一空きがない場合はどのような対応になるのでしょうか。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 これまでそのような事態になったことはなくて、特別養護老人ホームはやはりすごく市に対してどこも協力的なので、拒否されたようなケースはないという現状です。万が一全てのところが埋まっていたとして考えられるやり方としては、その方が要介護認定を受けられるか、受けて該当になるかどうかとか、そのほかの方策を探っていったサービスが受けられるかどうかを検討していくような流れになるかと思います。

基本的に要介護認定を受けている方は、介護保険を使ってそういった一時ショートステイという利用をしていただくようにはなります。

○須藤委員長 それでは、ただいまの「虐待等による自立困難高齢者の一時保護を支援する」及び「障害者の緊急時居室確保事業を実施する」いずれ2つの事業について関連して質疑のある方、挙手を願います。よろしいですか。

それでは、以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。市川委員。

○市川委員 ページ数でいきますと81ページになるかと思うんですが、「家庭児童相談を実施する」の中で、昨今、テレビでも子供への虐待ということで親が子供に食事を与えずに平均より半分以下で亡くなったとかという事例も出ていますが、牛久市としてそのような事例を仮に把握していたとして、児童相談所との連携はどういうふうになっているのか、お聞きします。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 市川委員にお答えしたいと思います。

先ほど市川委員さんがおっしゃいましたのは、お子さんに食事を与えないネグレクトということで、人命に関わるような重大な事案につきましては、市のほうから児童相談所への通告という形で保護を求めたりということで送致することになります。重大な事案ということではなくて、命にすぐに関わるような事案でなければ、市のほうで保護者の方と対応したり集団生活に所属している場合にはそちらのほうの集団生活の状況などを勘案しながら状況を確認いたします。

児童相談所との連携ということでございますけれども、児童相談所につきましては、市で行う措置につきまして、助言や指導をいただける場ということになっておりますので、内容によりましては児童相談所にそちらのほうの御意見を仰ぐこともございますし、あとは市で措置をしている場合には児童相談所の方に来ていただいてケース会議を行ったりということで連携をしているところでございます。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 今まで、その中で逆に警察が介入したとかという事例は、ここ仮に何年間10年な

ら10年の間にそういう事例というのはあったんでしょうか。

○須藤委員長　こども家庭課長。

○結束こども家庭課長　警察が介入した事例ということでございますが、今、通告が警察のほうでも通告を受けまして、いろんな事案、虐待であるとかそちらについて警察のほうが一番最初に通告を受ける場合がございます。その場合には、事案によっては市のほうにお問合せが来たり、あとは児童相談所のほうに事案として警察署のほうに上げていくようなことがございます。

事例としては、警察からの直接、例えば泣き声通告であるとか、お家の中から親御さんの怒鳴り声が聞こえて子供が泣いているというような状況とか、お外に出されてしまっているというような状況で警察の方が近所の方からの通報により出向いたりとかということになりますと、市のほうに連絡が来ることがございます。

例としてはそのような状況がございます。

○須藤委員長　それでは、「家庭児童相談を実施する」事業について関連する質疑のある方、挙手を願います。遠藤委員。

○遠藤委員　私のほうからもこの事業について質問したいと思います。

この家庭児童相談を受ける対象年齢は何歳までなのかということ。それと、今、児童相談所との連携が言われておりますが、担当課のほうでは専門職、そういう方が何人おられて人員などは足りているのかどうか。それと、多分相談する場所に牛久の庁舎内でされる場合にはやっぱり個人情報との関係もあるので、そういう相談場所などは市の庁舎の中でどこで行われるのかどうか、その辺を伺います。

あと、児相への昨年度で結構ですので、相談件数などどうだったのかを伺います。

○須藤委員長　こども家庭課長。

○結束こども家庭課長　遠藤委員の質問にお答えいたします。

まず、家庭相談室におきましての対象年齢でございますが、児童福祉法に定められております18歳未満ということでお受けしてございます。

あと、専門職についてでございますけれども、現在、こども家庭課におきましては、家庭相談室でいろいろな相談等を対応してございますけれども、家庭相談員が3名、こちらは会計年度職員となっております。あと、常勤の職員で簡易職を含みますが2名の保健師が虐待等の対応をしております、そのほか養育の相談も行っているところでございます。常勤の職員保健師2名につきましましては、別業務を兼務しながらの対応ということで業務が重なることもございますために、業務の充実のために専任で対応ができるように、ただいま人事の要望を行っているところでございます。

あと、相談場所につきましては、こども家庭課の1階にございます相談室というのがございます。こちらのほうは、相談内容が漏れないような形でドアが閉まるような形のお部屋になってございます。あと、そのほかそちらのほうの相談室が埋まっている場合には、保健センターの中のやはり個人情報等が漏れないような形で個室というか、周りに音が漏れないような形のお部屋を確保してございます。

相談件数でございますけれども、児童虐待の数字でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

一番最新のデータによりますと、今年度、令和2年4月から今年2月末現在の虐待の件数が延べ件数で1,700件となっております。虐待について特に内訳といたしましては、身体的虐待が延べ464件、性的虐待が57件、心理的虐待が519件、ネグレクト、こちらは保護者の怠慢とか拒否とかということになります。これも全て延べ件数でございますが、681件となっております。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の延べ件数を聞きまして、大変多いなというふうに感じました。それで、多分児相への連携というか、それというのは通報があってから48時間以内に対応しなければいけないということを聞いておりますが、今のやはり人員の中では保健師さん2人がほかの作業というか、仕事と一緒に兼務ということではやはり今コロナのこともあるかもしれませんが、大変複雑な事例などに対応するには人員が足りていないのではないかとこのところでは、担当のほうでもそういう要請はされているんでしょうけれども、専門職をやはり対応するには欠かせないと思いますが、その辺の考えを伺いたいと思います。

それで、やはり今こういうコロナだけじゃなくて、家庭環境が非常にやっぱり複雑になっている中では、本当にこちらの家庭児童相談というのをやはり大変な事業をやってらっしゃると思いますが、その辺についてやはり担当者に対しても非常に精神的に担当部署そのものが自分でやっぱり精神的にもいろいろと抱え込むことが多いんじゃないかと思いますが、その辺はぜひ人員を拡大をするということ、担当課だけでなく部長のそういうようなアドバイスというか、そういうようなことはどうなんでしょうか。

○須藤委員長 保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 ただいま御指摘がありましたように、こども家庭課におきましては非常に複雑で様々な案件が毎日のように上がって来ておりまして、その中で専門職が2人、しかも兼務というようなことで大変な状況であるというのはもちろん認識しております。

専門職の確保につきましては、かなり努力をしているつもりではございます。もちろん人事のほうにも要望しておりますし、募集のほうも考えていただいているところではございますが、なかなかやはり専門職の募集というのは、難しい部分もあります。

また、こども家庭課の案件に関しましては、何と言いますか、かなり経験がある保健師でないと対応が難しいというところもございますので、そういった部分で専門職だけではなく、専門職をサポートする事務職についてもつけていただいてというようなことを要望しているところではあります。

あとは福祉部内で話ができるような状態、それからケース会議をきちんと開いておりますので、その中でアドバイスをしながら実施しているというような状況になっております。

以上です。

○須藤委員長 ほかにこの件に関する関連質疑のある方。よろしいでしょうか。

では、以上といたします。

次に質問のある方。秋山委員。

○秋山委員 すみません。通告はしていないんですけども、1点ちょっとお答え願いたいと思います。

保育課所管なんですが、87ページの0110「保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する」。今回、保育園でクラスターが発生しました。その要因ですね、原因。どのように保育課として分析をされているかということと、あと今後発生させないための取組、具体的にお伺いいたします。

以上です。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 今年度、新しく「新型コロナウイルス感染症対策を実施する」ということで上げさせていただきましたのは、各保育園、保育施設で毎日の消毒がかなり重要となっていますので、今年度も補正で上げさせていただいていましたが、まめに消毒を1日何回もしていただいて、子供たちが触るおもちゃまでということなので、かなりこういったアルコール消毒液、そういったものの消耗品がたくさん必要だということで、そういった意味もありましてこちらは活用させていただくために上げさせていただいております。

市内の保育施設でのクラスターの発生ですけれども、市内での保育施設での発生の状況につきましては、子供たちの登園ができるか、あとは休園しなければならないのか、そういったこともありますので、まめに各施設から連絡をいただいているんですけども、今回につきましては、職員ですね、食事中にマスクを外してお話ししちゃったということがあったようなので、それにつきまして、そういったことがあったと伺いましたので、各園には改めてそういったことは気をつけるように、基本的なことなので指導をしたところでございます。

以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 明解な答弁になってないんですけども、その最低限のことが守れなかったという、要するにマスクを外して食事をしながらおしゃべりをして感染したということですか。これは、一般的に常識になっていることですよ。ましてやそういう子供の教育に携わる人間がそのようなことで感染したというのは、大きな問題ではないかなと私は思っています。それによって、そこで子供が感染したり、またその家族にまで感染をするわけですよ。

そこのところをどのように分析をされているのか。また、今後このようなことが起こらないためにどのように対策を練るのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 この状況に関しては、本当に保育課としても残念でした。

常にそういったことについては、マスクを外して話すということはしないということで、徹底をお願いしていたはずなんですけれども、どうしても行き渡らなかった。そういったことがあったのかと思います。本当にこれにつきましては、それぞれの施設、保育士一人一人が気をつけてやっていくしかないのかなと思っています。

○須藤委員長 保育課長、今後の各施設でのコロナ対策がきちんと徹底できるような市としてはどのような対応ができるかということを秋山委員質疑しておりますので、その点についてご答弁を、どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 今回の件に関しましては、クラスターが起きたというところで、まず基本的にそういった施設に対する指導といいますか、原因究明とか分析に関しましては、県のクラスター班が入って実施しているというふうに聞いております。

もちろん、そのクラスター班のほうで分析をしてきちんこの部分は徹底するというような、ここの部分に気をつけるというのは園に対してきっちり指導しているというふうには伺っております。

マスクを外して会話していたというのは、園長さんのほうにどういったことが原因だったかというようなことを聞いたときにそういうふうなご回答がありましたので、それにつきましては大変残念だったということで、保育課長のほうからもそれについては徹底して指導をお願いしますというようなことはこちらのほうからも話しております。

市の役割といたしましては、まずは環境整備をきっちりするというようなことで、それで今年度も感染対策を実施するというところで予算計上させていただいておりますので、まずは手洗いとかマスクもそうでしょうし、そういったところに関して環境整備をきちんと整えて、なおかつ一般市民にも公表しているような形で保育士さんにつきましては、子供を預かるという責任がございますので、その感染予防対策についてはもちろんマスクの着用、自分の健康管理、手洗い、そういったことについてはきっちりするように今後も指導してまいります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに関連する質疑。遠藤委員。

○遠藤委員 やはり幾ら感染症対策、手洗い、マスクやったとしても感染するかもしれないのが、やっぱりこのコロナだと思うんです。ですから、先ほど利根川委員おっしゃっていたように、やはり定期的に福祉施設なり高齢者施設なりを検査をする。それがやっぱり欠かせないと思いますよ。もう皆さんいろいろと本当にマスクをしながら、手洗いしながらやっている中でもこういうちょっとした今のマスクをしないで話した、それがもしかしたら原因だけじゃないかもしれないし、今、県のほうでクラスター班入って調査というか、そういうのもやってらっしゃるというふうに言っていますが、やっぱり市の関係する施設で起こったということでは、やはりこのワクチンももちろんそうですけれども、やっぱり感染をさせないというところではやっぱり検査をするというのがやっぱり不可欠じゃないかと思いますよ。

ですから、その辺を市としてもそういう福祉施設、まして子供を預かる施設、そこに対してはやっぱり真摯に向き合って検査を定期的にやっていくという、そういうような方向性をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○須藤委員長 保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 おっしゃるとおり、検査の重要性については認識しております。検査をや

った後、その後指導をしていくのは医療機関であり、それから保健所が対応することになっております。

県のほうにつきましても、今現在福祉施設については、検査を実施しているというふうになっております。市が単独でそれを行った場合に県のほうと十分相談しながらやっていかないと、その後の対応をどうしていくのかというようなところも含めて今後考えていきたいと考えております。

以上です。

**○須藤委員長** それでは、ほかに「保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する」事業についての関連質問を、長田委員。

**○長田委員** 違うところでちょっと質問しようと思っていたんですけども、関連なのでここで質問させていただきます。

今、保育園のコロナ感染の話が出ましたが、今後も職員の方でコロナの感染者や濃厚接触者として出た場合で、大体2週間はお休みになると思いますけれども、園のほうは2週間お休みしなかった場合、保育士さんが足りなくなるとは思いますが、その対応について、人員の配置の対応についてをお伺いいたします。

**○須藤委員長** 保育課長。

**○橋本保育課長** 保育士が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者に特定されて、どうしても休まないとならない状況になった場合の対応につきましては、厚生労働省から文書が出ておまして、一時的に人員の基準を満たすことができなくなるなどの場合は、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取り扱うこととされております。ただし、休みが長期に及ぶ場合などは、どうしても保育の質の低下も生じかねないので、例えば同一の法人で別の園から応援を頼むとか、ほかの法人から一時的な補充を行うなどの取組も検討するようにとされております。

また、多くの保育士が濃厚接触者となりまして、どうしても保育士が不足してしまうという場合には、利用者の方で仕事をお休みできる保護者がいれば園児の登園の自粛を求めることなども想定されております。

こうした場合におきましても、保育園は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという役割を担っていることを鑑みまして、保育が必要なものに必要な保育が提供されないことがないようということで検討が必要であるということで、厚生労働省から出ております。

以上でございます。

**○須藤委員長** 長田委員。

**○長田委員** ありがとうございます。厚生労働省のほうから、ほかの園から借りるというか、ちょっと移動してもらおうという取組を検討するようにというお話でしたが、そちらはもう園のほうで検討されているのか、検討していないとスムーズにいかないと思うので、先回り、もしそうなった場合に対応できるように検討を先にするべきではないかと思いますが、伺います。

**○須藤委員長** 保育課長。



○橋本保育課長 こちらにつきましては、それぞれの法人のやり方もございますので、統一したこういったやり方ではないんですけれども、実際、感染の状況にもよりまして、感染者が出た園にほかから来て、また戻ったときに大丈夫なのかとか、そういったものもありますので、こちらについては、厚生労働省ではこういった案が出ていますけれども、対応については慎重に考えていきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 ほかに関連の質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、以上といたします。

次に質疑のある方。市川委員。

○市川委員 ページ95、「乳幼児集団健診を実施する」とありますが、保健センター改修工事入っていますよね。それによって集団健診ができかねると思うんです。集団健診の中で集団行動ができるだとか、その中でははいはいしたりとかしてちょっと異常があるとかというのが判別できると思うんですけれども、密を避けるということでは、その場所を1か所ではなくて複数箇所検討することもできたのかなと思うんですが、今回、その保健センターができないということで、そういう場所をどのような形で検討なさったのかお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 保健センターが全面改修で使えない期間が4月から6月まであります。その間につきましては、子供の健診等につきましては、生涯学習センターの大講座室や多目的ホール等をお借りして実施することにしています。

大人の健診につきましては、通常三日月橋公民館でやっていたのが夏頃だったのですが、それを5月に前倒しして行うような予定を組んでおります。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 仮にですね、武道館とか、いわゆるさっき言った密を避けるということで、地域性で地区社協みたいな形である程度分割してその中にある生涯学習センターだとか公共施設、武道館等々、そういうところでもそういう案が出たのか、出なかったのかということだけちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 3か月間と長きにわたって移動することになりますので、武道館をはじめ体育館やその他の施設も利用どうかということを検討はしました。

その結果、今回の状況に収まったというところです。

○須藤委員長 ほかに、この「乳幼児集団健診を実施する」等の質疑に関して関連する質疑のある方、挙手をお願いします。

それでは、以上といたします。

次に質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、ページ85ページの0106の「民間保育園の運営を支援する」ということです。

21億7,132万9,000円という、大変大きな金額であります。今、民間保育園の定員数、その状況はどうか。それと待機児童は発生しているのかどうかを伺います。

それと、障害児加算、こちらにいろいろと載っているんですが、この障害児加算について補助金です。県とか市では、この加算についてどういうふうになっているのか。

それから、保育士の待遇改善、どのように把握をしているのか。どの程度改善が進んだのか、伺いたいと思います。

あと、幼児教育無償化による変化と影響、これについても伺います。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 では、民間保育園の定員数の状況でございますが、現在、令和2年度の定員は1,609人となっております。令和3年度につきましても変更はございません。

また、待機児童ですけれども、令和3年4月入園の内定の時点で待機児童はございません。

障害児加算につきましては、こちら市の単独で補助金があります。こちらで実施をしております。県の補助の制度はございません。昨年度は2名の実績でございましたが、今年度3名を想定した予算となっております。

保育士の待遇改善につきましては、こちらも処遇改善費補助金というのがございまして、令和元年度から補助金の交付対象を非常勤職員まで拡大して実施しております。交付対象につきましては、各園から市のほうへ対象者について報告をいただきまして、市から対象者に対して直接補助金を支払っているという状況です。月平均の交付人数につきまして、今年度平均ですけれども、常勤職員は168人、月150時間以上勤務の非常勤職員は31人、月120時間以上150時間未満の非常勤、こちらは21人という状況で、令和元年度と比較しますと常勤職員で11人増えております。また、150時間以上の非常勤職員は5名増、120時間以上の非常勤職員は1名増と、各区分とも増加している状況です。

無償化による変化とか影響でございますけれども、無償化実施の前後における施設の3歳児以上の利用率ということで比較してみますと、保育施設において無償化開始前の令和元年9月1日の利用率は50.1%、直近で令和3年2月1日においては52.8%、幼稚園の利用率につきましては、令和元年9月1日が41.9%、令和3年2月1日では48.5%となっており、保育施設においても幼稚園におきましても利用率に増加の傾向が見られています。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、今、牛久では待機児童はいないということでもありますね。幼児教育の無償化によりまして、今、利用する方々も増えているというようなことなんですが、そういうことでは、保育園に入園希望の人たちが自分が希望するところに比較的入園できる体制があるということは、非常にいい状況かなというふうに思います。

あと、障害児加算について、市の単独というふうな今御答弁だったんですが、県ではついていないんですか。県ではなかったような気がしますけれども、市のほうで単独というふうに理解をしていいのかどうか、もう一度お願いします。

それから、保育士の待遇改善、処遇改善の補助金なんですが、やはりほかの業種に比べて保育

士が大変賃金が低いという、安いということで、なかなか保育士が園のほうに長くお勤めされないというような状況で、このことによりまして保育士が先ほどの数字でいきますと増えているということでは、ほかの市よりかは少しは状況がよくなっているのかどうか、その辺をもう一度お願いします。

○須藤委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、障害児保育事業の補助金ですけれども、こちらは市単独となっております。

待遇改善につきましては、非常勤職員に対してもこういった補助の対象を拡大したので、職員のモチベーションが上がっているということで各園から意見をいただいているところでございますが、近隣の市町村でもこういった同じようなこういう処遇改善について実施しておりますので、保育士の流出を防ぐためには必要かなと思われれます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

それでは、「民間保育園の運営を支援する」事業に関して関連する質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 71ページの0117「自立相談支援事業を実施する」。来年度の事業の計画等をお願いしたいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 自立支援相談事業の内容なんですけれども、こちらは生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりというのを目的としまして、現在、社会福祉協議会へ委託してございます。その主な事業の内容につきましては、包括的かつ継続的な相談支援、それから自立支援プランの作成、プランのモニタリング、それから評価、再プランの作成、支援調整会議の開催等、そのほか就労準備支援事業、家計改善支援事業、こちらの事業を実施する内容となっております。

現在、支援員4名で対応している状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 生活困窮者の自立支援事業というのは、例えば生活保護にすれば自立支援ということで、少しでも就労し収入が得られれば生活保護費が減ってくるというような状況もあると思うので、このコロナの状況の中で生活困窮者というのは大分増えているというふうに話を聞いているんですが、社会福祉協議会のほうだけで物事が解決できるか。あと、当然税金の問題もあるし、あと健康の問題と生活困窮の問題と、各いろんな担当課と連携してこの自立支援事業というものを取り組んでいく必要があるんじゃないかと。私も何回か一般質問で取り上げたことがあるんですけれども、もう少し、今どのような事業をやっているかという説明があったんですが、役

所は縦割り行政なんです、横とのつながりですね。どこまで横までつながって、その自立支援をできているかということをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 自立支援相談事業ですね、やっぱり様々な御相談から支援まで多岐にわたっておりまして、一つ例に申し上げますと就労準備支援事業、こちらにつきましては、例えばひきこもり等で一度も就職をしたことがないという方も中にはいらっしゃいます。そういう方につきましては、その支援員がまず履歴書の書き方、それから面接の受け方、基本的なことを支援したりしているほか、月1回ハローワークの職員が来まして、そちらと連携して就労の準備に向けた相談支援をしていくというようなこともやっております。

やはりいろんな機関が連携して支援しないと、どうしてもそこだけで解決できる問題ではないと思いますので、引き続き連携した支援をしていきたいと思っています。

以上です。

○須藤委員長 それではここで暫時…、失礼いたしました。

それでは、ただいまの「自立相談支援事業」に対する関連質疑のある方、挙手をお願いいたします。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません。今の関連で、ひきこもりに関しましては、市でどのくらい把握されているのか。今、ひきこもりの就労に関しての支援はちょっと聞いたんですけども、具体的に家庭訪問されてその引き籠もっている方と直接お会いして支援をされているのか、その辺の具体的なお話をお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

まず、令和2年度の自立支援相談機関におきまして、そちらで受けた相談件数なんです、8件相談を受けました。その8件の相談者の内訳としましては、まずはひきこもり対象者の両親からが5件、兄弟からが1件、それから御本人が2件という状況となっております。

ひきこもりの状態を抱える御家庭の把握方法なんですけれども、こちらについては直接自立相談機関、社協さんなんです、そちらへ相談があるケース、あるいは民生委員さんから上がってくるケース、あるいは介護のケアマネジャーからの相談、それから茨城県のひきこもり相談支援センターからの情報提供によりましてこういったところからの相談あるいは情報提供です。そちらで把握しております。

次に、支援の方法なんです、先ほど申し上げたとおり、例えば御本人が来られた時は、やはり就労したいという御相談が8件のうちございまして、ハローワークへの出張相談への助言とか、コミュニケーションが苦手という場合には就労体験、そういったものの就労準備支援というものを行ってございます。

また、御本人以外の御家族からの御相談では、入院できる病院を紹介してほしいんだとか、不登校からひきこもりになってもう何十年も過ぎて仕事に就かせたいと、そういった内容の相談となっております。

しかし、御家族からの相談の場合は、本人が同意していないために具体的な支援につながらない状況が多くあります。こちらにつきましては、やはり見守っていくしかないんですけれども、関係機関と連携して何かあった場合にはすぐ支援ができるような体制を継続して行っている状況でございます。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 本人が訪ねて来る時点でもうひきこもりは解消されているんじゃないかなと思うんですが、重大なのは両親とか兄弟から連絡があつて本人に直接会えないとかというような本当に引き籠もっている状況だと思うんですが、今のお話だと見守っているという答弁だったんですけれども、これは定期的に市としてそのお宅に尋ねて行って両親なり御家族の方に情報を得ているという、そういうことはされているんですか。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 ケース・バイ・ケースによると思うんですが、先ほど御家族からの御相談の場合、解決に向けて御家族の考え方というのも人任せになってしまつてその先の支援が進まないという現状がどうしてもありますので、例えば担当している民生委員さんに情報提供を投げかけておいて何かあったら連絡くださいよみたいな、直接訪問してというのは全てやっているわけではございません。状況によっては行く場合もあるでしょうし、ケース・バイ・ケースによって見守りをしているか、あるいは場合によっては訪問しているというような対応をしている状況でございます。

○須藤委員長 ほかにこれに関連する質疑の方。よろしいでしょうか。

それでは、以上といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は１８時２０分といたします。

午後６時１１分休憩

---

午後６時１９分開議

○須藤委員長 引き続き予算委員会を開きます。

保健福祉部所管について質疑を継続いたします。

質疑のある方、挙手を願います。山本委員。

○山本委員 社会福祉課関係です。６９ページ、一番下の０１１０「旧軍人及び戦争による犠牲者を支援する」という事業についてです。

この中の委託料、会場設営なんですけど、これの詳細をお聞きしたいと思います。

それから、前回のときに私も出席させていただいたところ、来賓含めて７６名の参加ということでした。このうち遺族会の方、全体の人数の中の何割の方が参加されたのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 山本委員の御質問にお答えします。

まず、委託料の中身なんです、会場設営になりまして、その内訳ですが、献花台、それから外側の看板、金びょうぶ、祭壇等の設営、それから生花の飾りつけ等が主な会場設営費の内訳になってございます。

この金額の妥当性なんです、平成29年度の戦没者追悼式には、装飾品などの物品が弔辞用であることから、葬祭業者さんを中心に会場設営についての見積りを数社に依頼しました。しかし、1社のみがその見積り作成を引き受けてくれた経緯がございます。そのため、複数社での比較は当時行えませんでした、全体の会場設営費の中で大きな割合を占める生花、菊ですね。生花飾りの費用につきまして、ほかの生花業者に確認したところ、見積額とほぼ同額であるということを確認しておりまして、今回の予算計上をしております。

それから、平成29年度に開催した追悼式には、遺族会から45名の参加がございました。当時、牛久市遺族会連合会は152世帯が登録してございまして、そのうち45名が参加したということになります。世帯単位で登録してあるために何割というのはちょっとお答えできません。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この会場設営費なんですけれども、生花というのはその場で使えなくなってしまう、1回限りになってしまうんですが、ほかの献花台とか中央にこんな裨がありましたよね、木像の。ああいったものというのは、その場限りになってしまうのか、何か保管してあるとか借りてきているのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 祭壇の御柱というんですか、そちらについては、保管してございます、市のほうで倉庫に。それ以外のつきましては、その場限りのレンタル的なものになります。

お花については、もう皆さんに最後お配りしてしまうんだと思うんですけれども、そういった形でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 たしかこの事業、15年ぶりに前回行ったということで、3年に1回というふうに開催も聞いているんですけれども、15年ぶりにどうして急に開催になったのかということと、あと3年に1回ってその根拠みたいなものがあるんでしょうか。毎年じゃなくてというところ。

あとは、遺族会の方も高齢になってくるという中での開催方法というのを、今後どうされていくかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 平成29年度の戦没者追悼式、こちらを開催するに当たりまして、牛久市遺族会連合会と協議した中で、遺族会側からは近隣市町村では毎年開催している自治体もあると、でも牛久市としては従前と同じ3年に1度でどうかという意見があったことから、これを採用し再開した経緯がございます。

今回、再開後2回目の開催に当たりまして、特に3年に1回の開催を見直すべきじゃないかという御意見は、遺族会側からは寄せられておりません。しかし、会員の高齢化も進んでいるのは

確かなことなので、今後の開催の在り方といいますか、頻度、そういったものを遺族会の意向を踏まえつつ必要があれば検討をしていきたいと思います。

また、3年に1回開催することになったという経緯は不明なんですけれども、これからも市としましては、その戦没者追悼式、こちらのほうを継続して実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかにこの事業に関する関連の質疑のある方。よろしいですか。

それでは以上といたします。

次に質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 ページの79ページです。0103の市単独による医療福祉費の支給の問題です。

8,502万9,000円ということですが、これについては県の制度で自己負担分があるという、これは何度かそういうことで質問をしております。

今、少子化と言われている中で、その分についても市が負担する検討についてはどうか。もし金額的にはどのくらいになるのか、その辺を伺いたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚です。よろしくお願いします。

遠藤委員の質問にお答えします。

マル福は、外来自己負担が1日600円で医療機関ごと月2回まで。入院の場合は、1日300円で医療機関ごと月に3,000円までの負担となっております。

平成31年度のマル福自己負担の実績としましては、全体としまして入院分が204万8,476円、外来分が8,012万2,682円ということで、合わせて8,217万1,158円となっております。このうち、高校生以下の小児分としましては、入院分111万9,116円、外来分が7,122万93円、合計して7,233万9,209円となっております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今もしその分、市が負担することになったらということで、今の御答弁でよろしいんでしょうか。ちょっとその辺確認したいと思ひまして。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 マル福自己負担につきまして、市の単独事業になりますので、今申し上げた金額がそのまま負担となります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 確かに1日600円、1診療科目600円、月2回までということで、ほかの自治体ではこの分についても全額市が負担をする、自治体の負担ということで、子育て支援に役に立つということでやっている自治体もあるというふうに聞いております。

市のほうとして見れば、この医療福祉費を市の負担になるとかなり負担が増えるんじゃないか、そしてまた、医療機関にかかるんじゃないか、そういうような懸念も以前はそういうようなお答えをいただいたことがあります。しかし、やはり子育て中の保護者にとってみれば、お金の心配

なくて医療機関にかかれるというのは大変ありがたいというふうに考えておりますので、その辺の検討をぜひ、来年度についてはこういうふうなことで計上されておりますが、その辺をぜひ検討ということでお願いできないか、その辺をもう一回伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 今のところ、県の制度に従っているものなので、先ほども申し上げたとおり市単独の負担ということになりますので、今のところ市の独自負担につきましては、以前一般質問でもお答えしたとおり、ちょっと今のところは考えておりません。

以上です。

○須藤委員長 それでは、この「医療福祉費支給制度（市単独）により医療費を助成する」事業について、関連の質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは以上といたします。

では、次に質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。利根川委員。

○利根川委員 91ページの0116「公的病院等及び私的二次救急医療機関の運営を助成する」。公的病院等と、あと私的二次救急医療機関との関係どう違うのか。また、どのような運営を助成するのかお聞かせください。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 お答えします。

公的病院、私的二次救急医療機関、どちらも特別交付税を財源とした運営費の補助となります。公的病院運営費補助金は、公的病院の位置づけとなるつくばセントラル病院に平成26年度より交付しております。補助対象事業は、市民にとって必要不可欠な救急医療、少子化対策として重要な小児救急医療と周産期医療となっており、この3つの事業の事業費が不採算である場合に補助するものとなっております。

私的二次救急医療機関運営費補助金のほうは、傷病者の搬送受入れの円滑な実施を推進するため、令和3年度より牛久愛和総合病院への補助となります。こちら、公的病院と私的二次救急医療機関それぞれで特に関連性というわけではなく、それぞれに対しての運営費の補助となります。

○須藤委員長 それでは、この「公的病院等及び私的二次救急医療機関の運営を助成する」事業について、関連する質疑のある方、挙手をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 私的二次のほうは令和3年度から新しく対象になったということなんですが、前からあった補助金で今回牛久市は対象になったという理解でよろしいのでしょうか。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 こちらの私的二次救急医療機関への助成に係る特別交付税の措置なんです。こちらは平成21年に消防法が一部改正されて、平成22年から都道府県または市町村が私的二次救急医療機関に助成する場合、その経費について特別交付税措置を講じるものというふうになりました。

それを受けて、私的二次救急医療となる条件なんですけれども、3つ全てを満たすことが必要なんです。1つは二次救急告示医療機関であること。もう1つは私的医療機関であること。3



つ目が消防法第35条の5に規定する傷病者の搬送及び受入実施基準において医療機関リストに掲載された医療機関であることということになります。

今回、指定となった経緯ですが、令和2年9月4日に牛久愛和総合病院より要望書が出されました。その中で県内の救急搬送受入件数においても平成29年の統計では、県内11位で3,000件以上の実績もあることから、市民の医療基盤構築のためセントラル病院の公的病院の補助と併せ、補助金の交付をしたいと考えております。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、この事業については以上といたします。

次に質疑のある方。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません。79ページ「国民年金保険料の免除申請を受付する」。新型コロナウイルス感染症による国民年金保険料免除の臨時特例手続があると思うんですが、この適用件数と金額を教えてください。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の質問にお答えします。

こちら、平成31年度分と令和2年度分の申請がありまして、対象期間としては令和2年の2月から今年の6月分までの間の保険料が対象となりまして、全額免除が20件、納付猶予が4件、4分の3免除が5件、2分の1免除が2件、合わせて31件で、保険料の合計で234万7,140円が適用されております。

以上です。

○須藤委員長 ただいまの「国民年金保険料の免除申請を受付する」、この件に関して関連質疑のある方、挙手を願います。よろしいでしょうか。

それでは、以上といたします。

次に質疑のある方。山本委員。

○山本委員 ページ数だと83ページです。中ほどの0113「子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援する」ということなんですが、今回資料で頂いた学校ごとの年度別要保護標準要保護数を近年の状況で調べますと、令和2年度が6.9%という数字で一番高い数字になっています。こうやって子供の貧困ということがこのコロナも併せてクローズアップされているのかなと思うんですが、この事業計画の中にも基本施策として子供の貧困対策というのが組み込まれております。令和2年度、この子供の貧困対策に関してどういった事業が中心に行われたのか、そして令和3年度はどういうところを対処していくというところありましたら伺いたいと思います。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 山本委員の御質問にお答えしたいと思います。

こども家庭課のほうで所管しております子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和2年度から5年間にわたっての計画ということで取りまとめをこども家庭課のほうで行っております。

貧困対策の現状ということでお答えしたいと思います。貧困対策の現状についてはまず実績

を関係各課からいただきまして、年度末の状況まで見据えていただいて翌年の当初実績ということで出していただくことになっています。

各課で貧困対策ということで盛り込まれている内容が、教育部門であり福祉部門であるということで、貧困対策として生活の支援、教育の支援、就労支援、経済的な支援ということで各事業が上げてございます。

状況でございますけれども、令和2年度の状況につきましては、こども家庭課のほうで取りまとめをしているところでございますが、来年度になりまして4月から5月にかけて今年度の事業実施が終わった際に各課に状況をお聞きして取りまとめるということになっています。

こども家庭課におきましての主な施策ということで実施した状況によりますと、何でも国のほうの各種特別給付金というのも支給ということでございまして、こちらの支給のほかに貧困対策の施策として、牛久市独自の施策として特別給付金を実施したところでございます。

以上になります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、令和2年度の状況というのはもうちょっと取りまとめてから出てくるということだったと思うんですけども、たしか前に子供の貧困について女性議員でも集まりを持ったときに当時そういう関係課が集まってプロジェクトチームというんですか、そういう対策チームというのか、そういうのをつくって意見交換、情報交換をしているというお話だったんですが、そういったものは引き続き今でも行われているのでしょうか。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 お答えいたします。

数年前、議会の中でも取り上げられておりまして、当時ワーキング会議ということで関連する課、社会福祉協議会さん含めまして3つの組織、課ということで参加いただきまして、ワーキング会議というのを行っておりました。

現在のところ、そのワーキング会議は実施をしておりますが、先ほど申し上げました子ども・子育て会議で委員の方にお諮りし、傍聴等もできる会議でございますけれども、そちらの会議の中で実績の状況などをお示ししましてやっているとございまして、日常におきましての相談や生活の苦慮している方につきましては、それぞれの個別に課ごとに対応しておりまして、そちらについては当然1つの課では案件としてとまらないこともございますので、そういうときには横断的に関連課のほうに個別の事案として上げさせていただいております、担当課につないでいる状況となっております。

○須藤委員長 それでは、ただいまの関連の質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、ページの87ページの生活保護のことについて数点お伺いしたいと思います。

今のコロナ禍で申請件数など増えているのではないかと思います、今頂きました資料を読みますと、保護を受けている世帯の中で一番多いのがやっぱり高齢者の世帯、それと傷病者の世帯、そういうふうに保護を受けた世帯の数字が載っておりますが、この辺にコロナの状況とかそのような影響等はないのかどうか、申請件数また状況と実態について伺いたいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

生活保護の受給状況ですが、令和2年4月から令和3年の2月末時点11か月での生活保護の申請件数は60件、この間延べ4,522世帯、月に平均しますと411世帯が受給しております。人数を申し上げますと、平均で535人が受給されているという状況です。

昨年度は申請件数が70件、延べ4,869世帯、月平均405世帯の実績となっておりまして、比較しますと申請件数は減少しているものの、月平均11か月と12か月の差があるんですが、受給世帯で6世帯の増加となっております。

最近の受給状況を見てみますと、コロナの影響ですぐに生活保護の申請というよりは、もともと病気、持病などがあって働けなくなってしまったと。あるいは年金を受給して生活していたんだけど、アルバイト的に就労していたところがコロナの影響で休業になってしまったということで収入が減ってしまったと、そういう方が生活保護を申請してくるというような印象がございます。今後、恐らく緊急小口とか総合支援資金の貸付け、こちらを利用されている方が段々持ちこたえられなくなってきた、その結果生活保護の申請あるいは相談に来るケースが恐らく5月の連休あたりから相当数増えてくるのではないかと予想してございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうすると、コロナでも大きく考えればコロナによる仕事が減ったために収入が減り、生活ができない、そのために申請をしたいという、そういうような相談が担当のほうでも5月の連休明けからもしかしたら増えてくるのではないかと。

緊急小口のほうはたしか3月の末であれでしたか。ちょっと忘れてしまったんですが、もう期限が多分終わってしまって、それまでに返済というかそういうような状況なども出てくるのではないかと思います、国会のほうでも生活保護は権利ですよという、そういうようなことも言っておりますので、相談者にはそういう相談内容に寄り添うような対応をぜひお願いしたいと思いますが、相談体制の人員とかそれについてはどのようになっているのか伺います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 現在、ケースワーカーが5名で相談の対応に当たっております。そのうち1人が査察指導員ということで、ケースワーカーを指導する立場でございまして、実際の現業員といいますか、実際に支援するケースワーカーは4人で対応している状況です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そのケースワーカーの方が担当する件数、それが多分あまりにも多い、そういうふうになると大変逼迫したような状況なども考えられるんですが、一応どのくらいが担当する件数

としては妥当なのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 妥当な件数というのは、ちょっと何件というのははっきり申し上げられないんですが、今1人80件ぐらいのケースを持っています、何年か前は100件超えだったんですね、1人の受持ち件数が。ということを見ると、今後減ることはないと思うんですけども、やはり1人の持っているケースの数も増えてくるのは間違いないと思いますので、やっぱり職員の配置というものも必要なことになってくるかと思います。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 例えばケースワーカーに配置されたとしても、いろいろとそういういろんな事例なども経験を積みながら研修をしながら、やはり相談者に寄り添うという、そういうような体制というのが十分できるかどうかというところでは、研修体制とかそういうものについてはどういうふうに担当のほうでは考えていらっしゃるのか。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 研修につきましては、これまで茨城県が主催している新任のケースワーカーの研修であるとか、あとは査察指導員向けの研修などに参加して、実際のケースワークというものを学んできております。

ただ、今年度につきましては、そういった研修も開催がされずにパソコンで見るオンラインの研修方法に切り替わってしまっていますので、今後についてはやっぱりどうしてもオンラインというよりも対面での研修が、ケースワークの研修には実際グループワークなどをしてケースワーク、いろんな考え方の知識を学ぶということでは対面式の研修が望ましいのかなと思ってございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうですね。今のコロナ禍では、やっぱり対面で学ぶというのが大変できなくなっている。そういう中ではやはりパソコンなど、それからリモートとかそういうものを今のICTを駆使しながらいろいろと学ぶ機会を自分たちで工夫していかなきゃならない。今までとはやっぱり違う対応をしなきゃならないというのが、今のコロナの影響出ていながら、それは十分分かるんですが、やはり生活保護に相談に見えるというのはどうしても画面上じゃなくて生の人間と対面するものですから、その辺ではぜひケースワーカーの方々ももちろんそうですが、社会福祉の方々、そういう方々の対面するやっぱり人材の育成となるのかな。そういう一番やっぱり相談に社会福祉課に相談に来るというだけで大変ハードルが高いというふうによく言われておりますので、その辺では窓口の対応をぜひこれからも寄り添うような相談体制でいていただきたいというふうに思います。これは答弁は結構です。

生活保護のほうは、今後も先ほど課長が答弁されたように増えてくる可能性が大変あるかもしれないという予想の中では、もしこういう生活保護の財源が不足するような事態など起きた場合

はどのようなふうな対応を考えておられるのか、そこだけ確認したいと思います。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 生活保護費の財源ですが、一財は25%、財源構成としましては国が4分の2、半分です。県が25%、市が25%という負担割合ですので、もちろん本来国がやるべき業務なので、お金がないからといって生活保護費を止めるわけにはいきませんので、補正なりのそういう財政措置は適宜取っていきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 ほかに「生活扶助費を支給する」事業について関連する質疑のある方。よろしいですか。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。ございませんか。

それでは、以上で保健福祉部所管の質疑を終結いたします。

本日はこれにて延会といたします。

お疲れさまでございました。

午後6時45分延会